

## 第9回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和4年10月25日  
主 催：林野庁  
場 所：長野県上田市真田町傍陽（現地検討）  
上田東急 REI ホテル（検討委員会）

### 次第

1. 現地検討のとりまとめ
2. ガイドラインについて
3. 今後の予定について

### 出席者一覧

#### <委員>

うえきたつひと  
植木 達人

信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

※委員長

あべかずとき  
阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

のむらゆう  
野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

しながわひさこ  
品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

かわあい さとし  
河合 智

岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長

（元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長）

かたやまけんじ  
片山 健二

石川県 かが森林組合 代表理事組合長

## <長野県（臨時出席）>

いしはらたくや 石原拓弥	長野県 森林政策課 企画幹
きつぎ いさお 木次 勲	長野県 森林政策課 課長補佐
ながさわこういち 長澤幸一	長野県 森林政策課 課長補佐
いわま のぼる 岩間 昇	長野県 上田地域振興局 林務課 課長補佐
あかほりみゆき 赤堀三幸	長野県 上田地域振興局 林務課

## <上田市（臨時出席）>

ち の としゆき 茅野俊幸	上田市 森林整備課 課長
さいとうやすひこ 齋藤賢彦	上田市 森林整備課 課長補佐
たきざわよしゆき 滝沢芳行	上田市 森林整備課 主任
よねだ ひろゆき 米田寛之	上田市 森林整備課 主査
まつざわやすひろ 裕沢康博	上田市 林政アドバイザー

## <林野庁>

かわむらたつや 川村竜哉	森林利用課 課長
ふくだ じゅん 福田 淳	森林利用課 森林集積推進室 室長
なかやままさひろ 中山昌弘	森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）
あんどうりゅうすけ 安藤竜介	森林利用課 森林集積企画班 企画係長

## <事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上

### 資料一覧

資料1-1	ケーススタディ⑦ 長野県上田市
資料1-2	ケーススタディ⑦ 長野県上田市（図表集）
資料2-1	ガイドラインの主たる修正箇所
資料2-2	ガイドライン
参考	森林経営管理制度の取組状況

## ケーススタディ⑦ 長野県上田市における検討状況

令和4年10月

### 上田市の概要

- 上田市には、約39,000haの森林があり、その7割（約27,000ha）が民有林。このうち、13,806haを人工林が占めている。
- 上田市の森林は戦後の人工造林による人工林帯、アカマツ林が多く占める天然林帯、薪炭林として利用されていた里山林帯など、多様性に富んでおり、市民のニーズに合わせた森林整備が課題。
- 森林経営管理制度については、災害防止の観点で優先順位が高い地域から意向調査を行い、委託希望の森林については原則、市による間伐を実施していく方針。管内人工林の意向調査を10年で一巡させる長期計画のもと運用している。

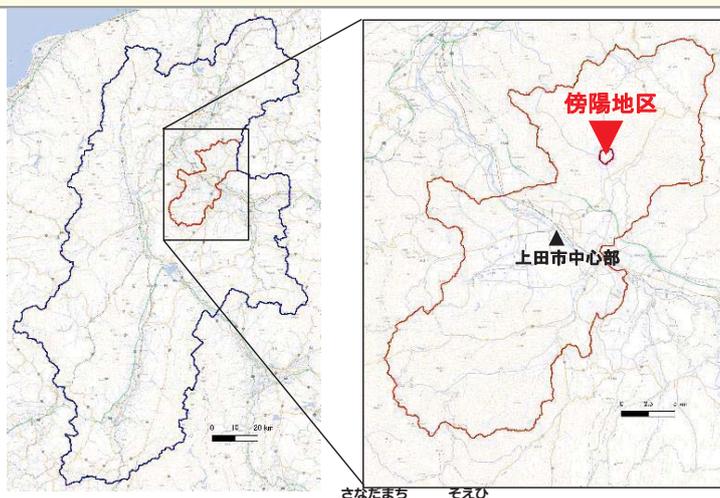


図1 上田市及び真田町傍陽地区の位置

### ■ 真田町傍陽地区をモデルとした理由

- 集落近くに人工林、天然林が混在し、土石流や急傾斜の警戒区域を抱えているため、地元から整備の要望が強く、市としても必要性が高いと判断し、令和3年度に意向調査を実施。
- その結果、一部が宛先不明で到達しなかった。
- 当該筆が判明すれば、一体的に集積計画を立てて、整備を行うことが可能。

# 傍陽地区（経営管理権集積計画の策定予定箇所）における取組状況

- 令和3年度に当該地区の意向調査を実施（25.22ha, 159筆, 34名分）したが、3筆のみ宛先不明（2040林班い、ろ、は小班内のa～c林分、それぞれA～C氏が所有）。
- 令和4年度には、隣接する2040林班に小班の全部、ほ林小班の一部（12.2ha, 40筆, 28名分）で意向調査を予定。
- 市としては、2040林班い～ほ小班で一体的に間伐を行うことが効果的かつ効率的と考えており、一団で集積計画を策定する方針。市として初めての集積計画の策定予定地。

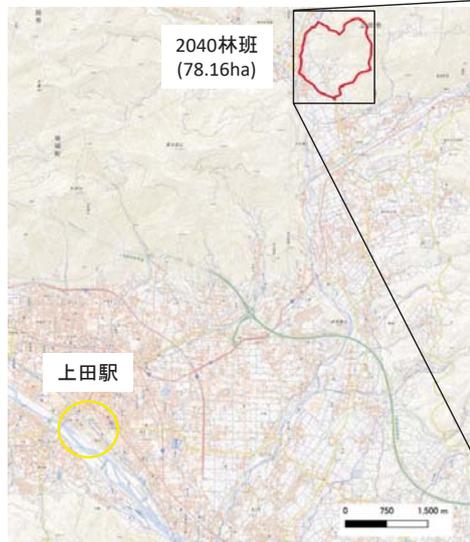


図2 2040林班位置図



図3 2040林班空中写真

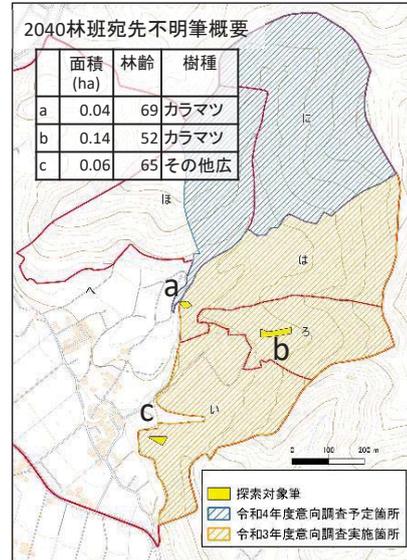
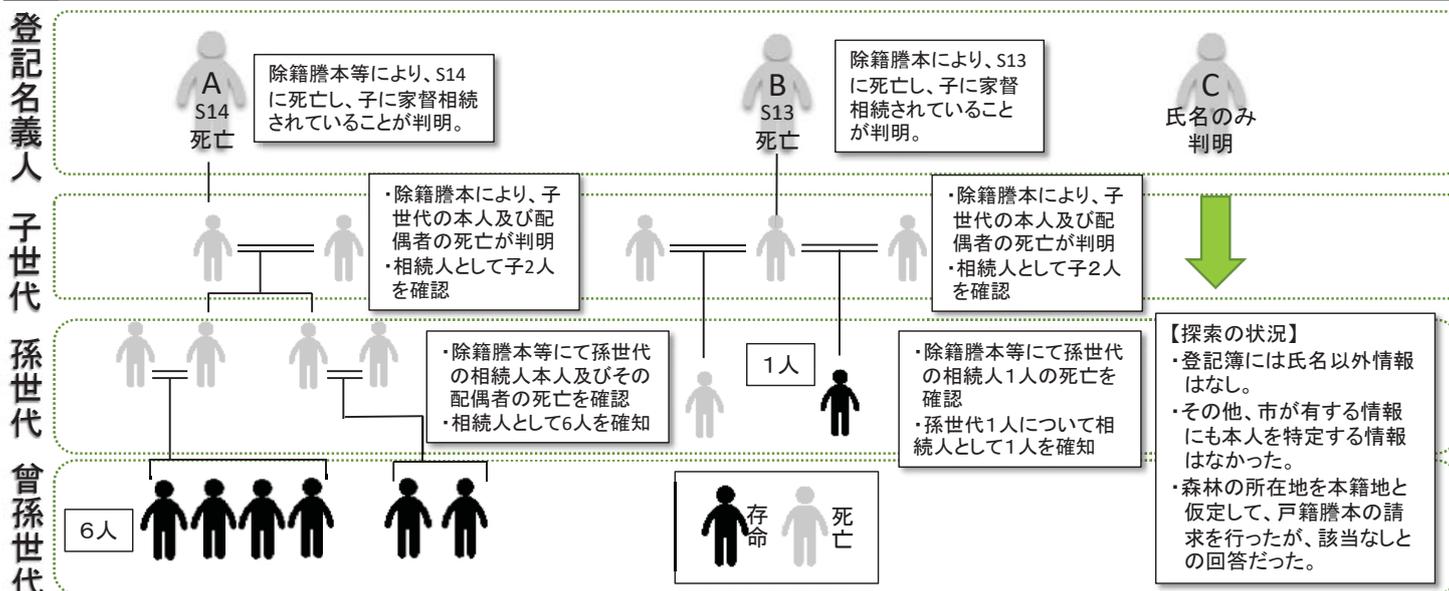


図4 意向調査実施状況

## 探索の状況

- 登記名義人はA, B, Cの3名。いずれも最終登記が大正時代となっている。
- Aは子に家督相続し、その後二次相続、6名の曾孫が存命。
- Bは子に家督相続し、その後一次相続、1名の孫が存命。
- Cは登記簿に氏名以外の情報がなく、上田市に本籍地があると仮定して、戸籍謄本等の取得を試みたが該当がなく、所有者の特定に至らなかった。
- 市はA及びBの相続人から同意を取得するとともに、Cについては所有者不明森林の特例措置を活用して、集積計画を立てたいと考えている。



※探索については、令和4年度所有者不明森林等における探索等工程調査業務の一環で行っている。  
 ※探索は完了しており、このほかに相続人は存在しない。

# 市が行いたい経営管理の内容

- 2040林班い～ほ小班では施業が行われた形跡がなく、人工林・天然林が入り混じっており、立木も込み合い、下層植生も乏しい。今後、詳細な林分調査を実施する予定であるが、少なくとも間伐を一度は実施する必要があると考えている。
- また、集落に近接する区域であり、崩落が始まっていると思われる箇所や土石流警戒区域上部の沢には倒木もあることから、山地災害のリスクが高いと判断。所有者不明森林は広葉樹が多くを占めているが、同意が取れた周囲の森林と一体的に間伐を行うことで、光環境の改善等を図っていきたい。

## ■ 所有者不明森林とその周辺で定めようとする経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	10年間程度を想定
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回以上の間伐を実施</li> <li>・ 年1回の巡視</li> <li>・ 民家等に隣接する危険な立木は伐採 (R5年度に当該地の施業プランを策定予定)</li> </ul>
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない



写真1 2040林班内の林内



写真2 所有者不明森林の林内

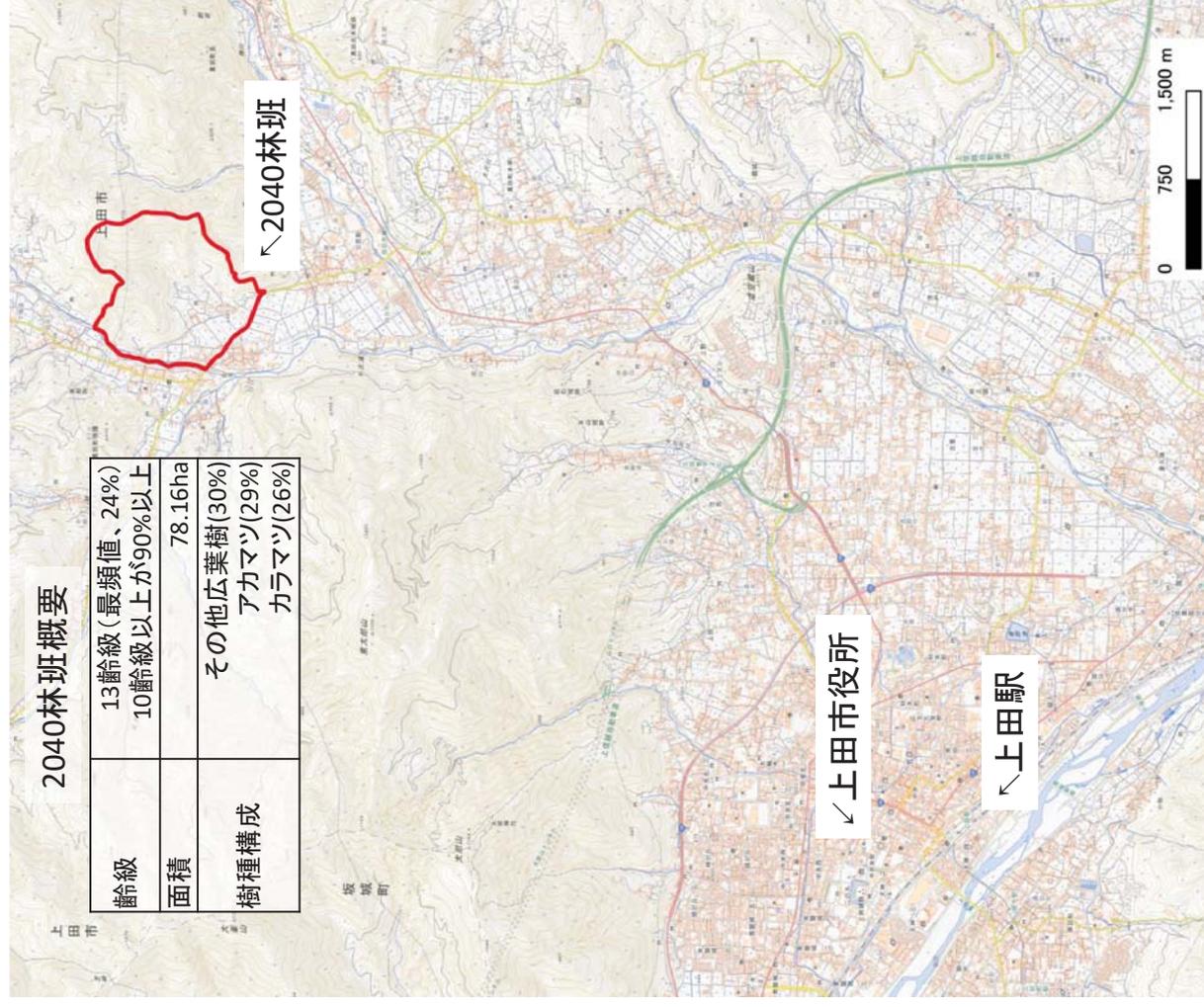
※現時点で検討中の内容であり、変更の可能性がある。

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 最終的に法定相続人が確知できた2筆について、登記名義人の相続人（今回の場合は家督相続された子）の戸籍の附票は取得できなかった。この場合、法の規定に基づき、特例措置の活用に進むことも考えられるが、相続人の戸籍（除籍簿）が取得できたため、最終的な相続人（曾孫）の探索まで実施し、相続人7名を確知した。残る1筆については、登記簿上の所有者の氏名しか情報がなく、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿等の取得を試みたが該当はなく、これ以上の探索が困難な状況。このほか、林務部局で保有している情報もない状況。林野庁としては、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 今回所有者不明と判断した森林については、広葉樹が多くを占めているが、立木が過密な状況であり、間伐を行うことで残存木の成長を促し、林床の光環境を改善する必要があると考えられる。市としては、土砂流出防備機能等の効果的な発揮のため、防災減災に資する森林整備を実施する必要があると考える。森林整備の内容について御意見はあるか。
3. 市では経営管理権集積計画の策定の前に、森林境界の明確化を実施する方針。所有者不明森林については、片側の所有者にしか立会（確認）を求めることができない。今回の事例に限らず、所有者不明森林の境界明確化の方法について、御意見はあるか。
4. 所有者不明森林について、今後、長野県の裁定手続きが必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うこととなる。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法による探索が行われており、市が面的に穴のない森林整備を進めていく必要性があるものとするが、県が裁定するにあたり留意すべき点について、御意見はあるか。



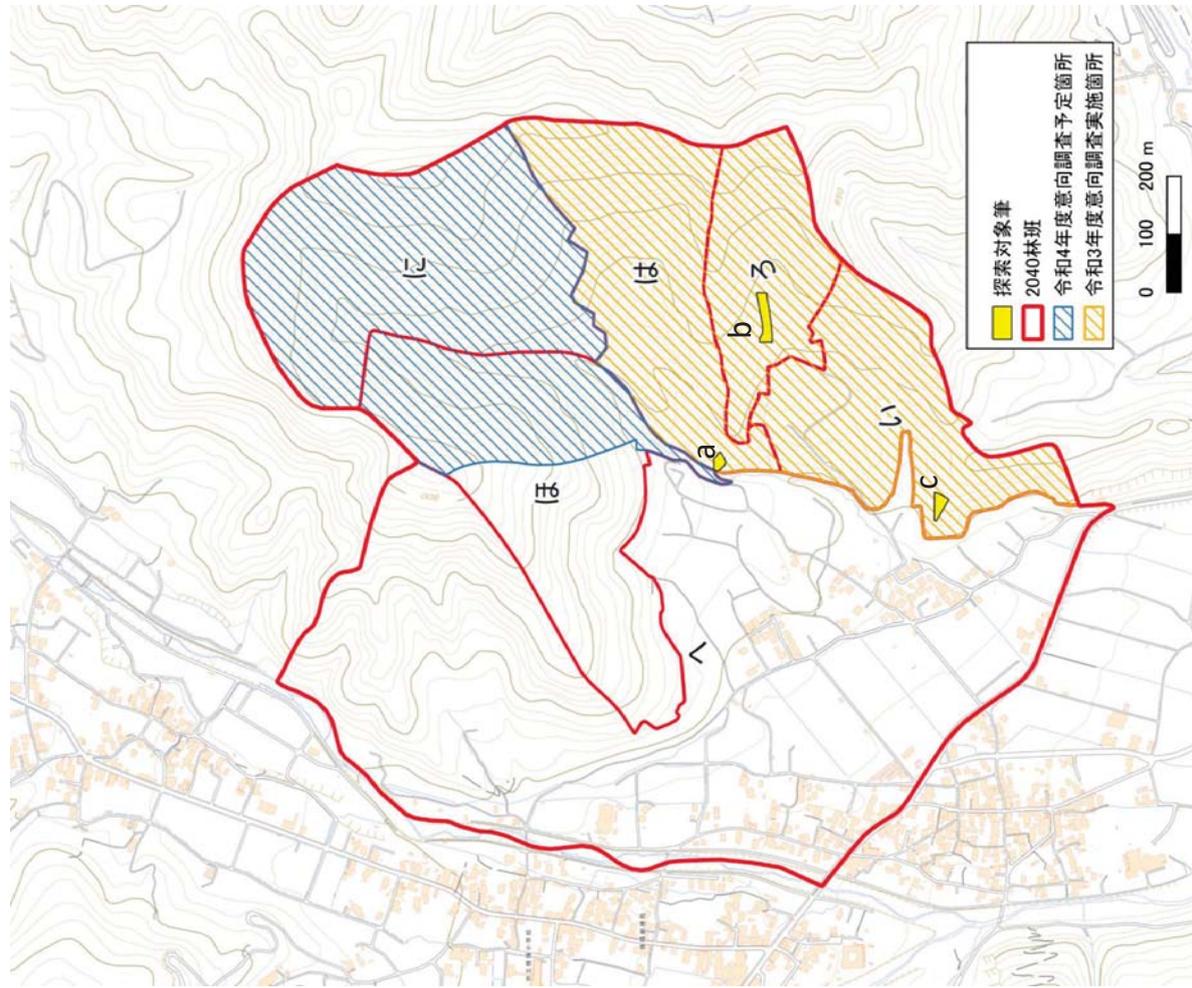
## 2040林班位置図(広域)



## ケーススタディ⑦ 長野県上田市における検討状況 (図表集)

令和4年10月

# 2040林班小班図



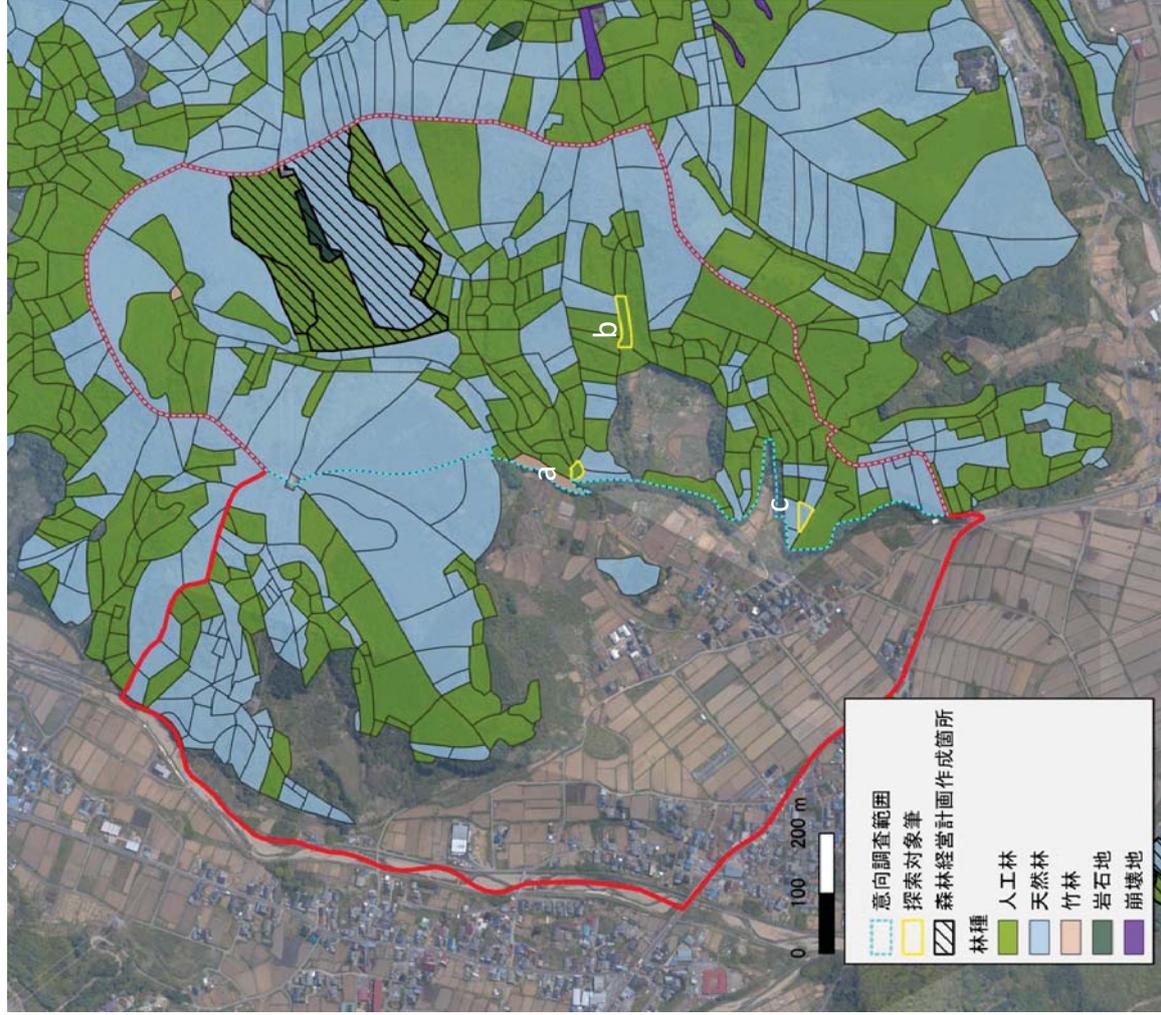
※地理院地図を加工して作成

# 2040林班小班写真



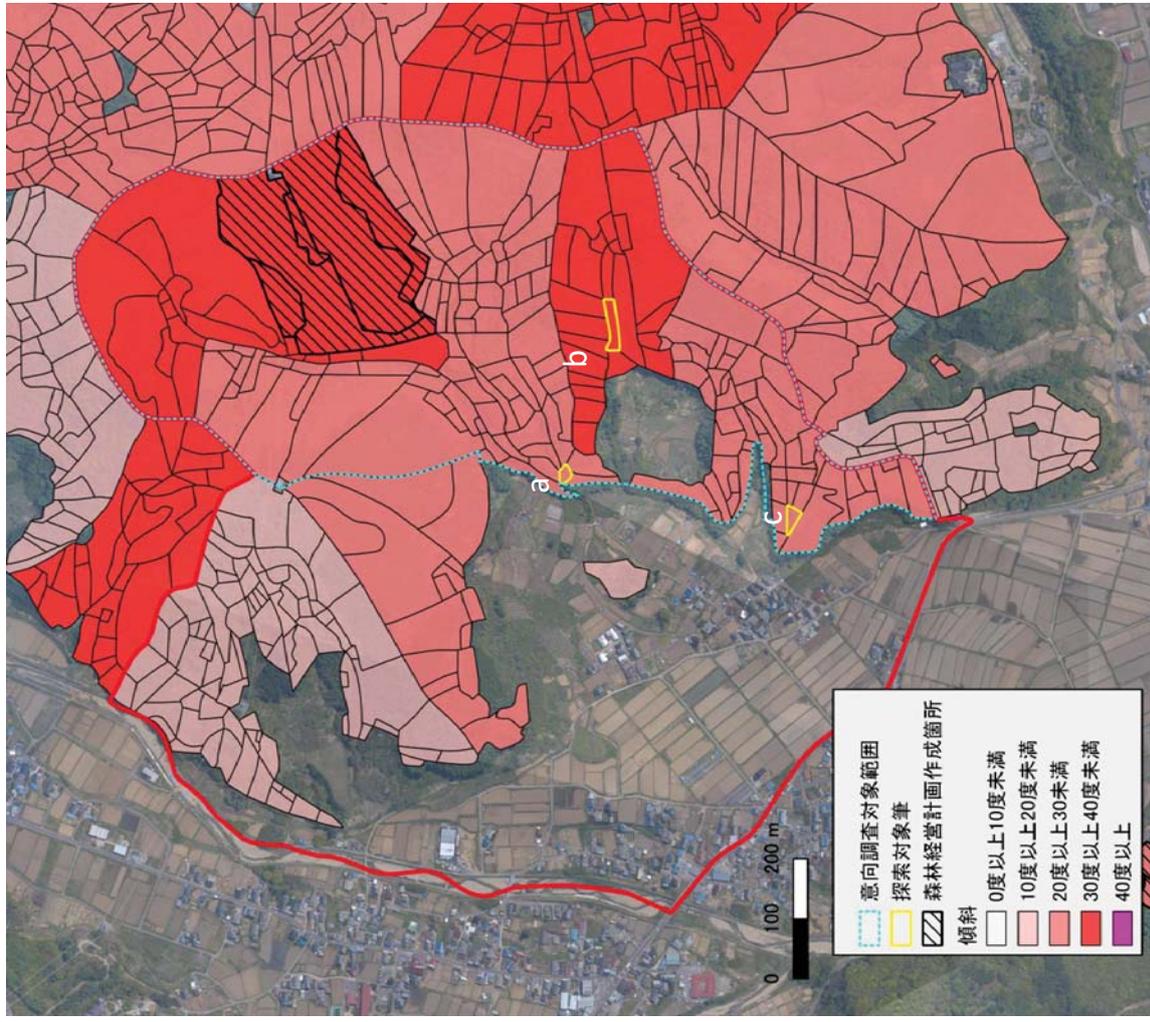
※国土地理院の空中写真を加工して作成

# 2040林班林種図



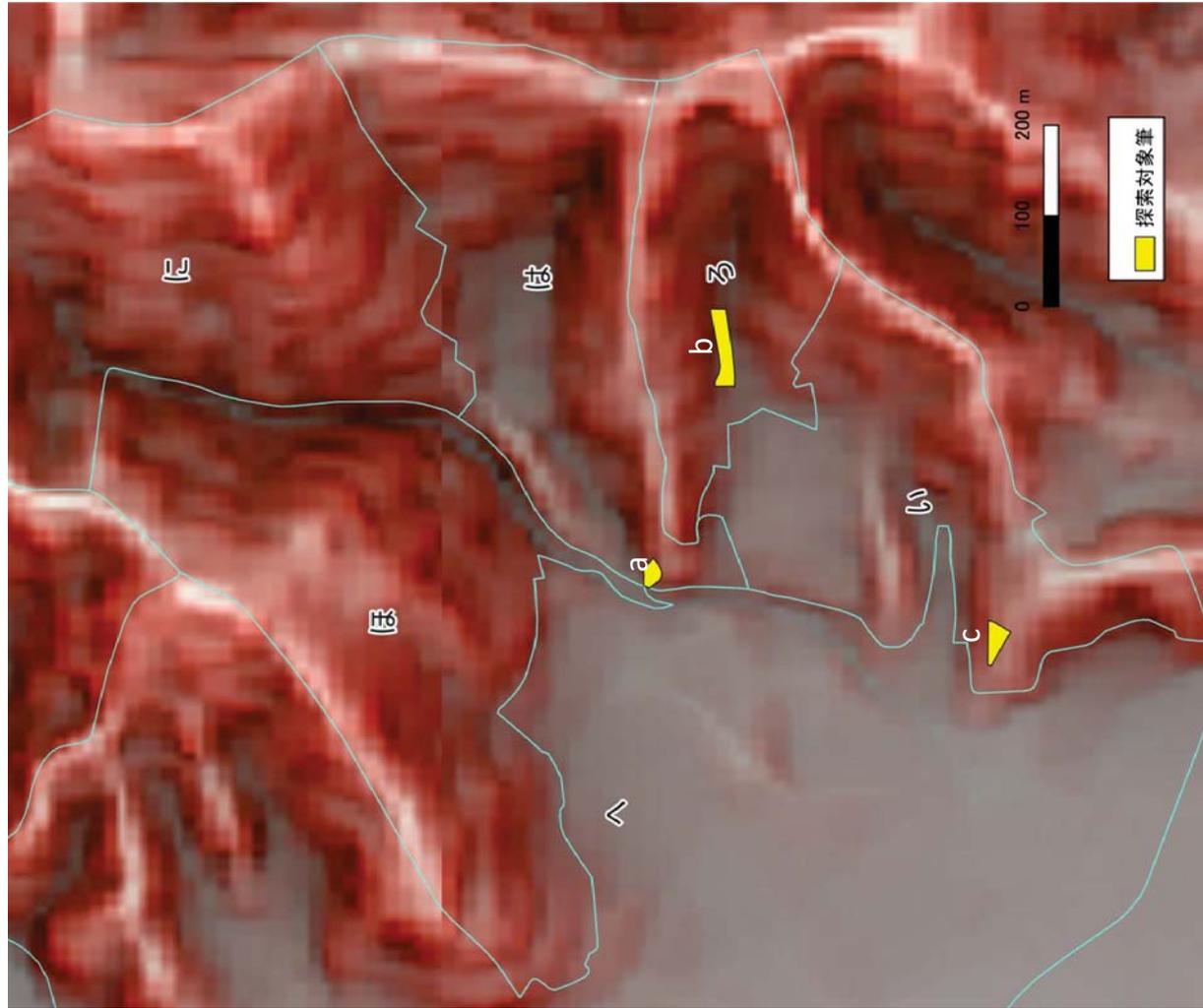
※国土地理院の空中写真を加工して作成

# 2040林班傾斜図



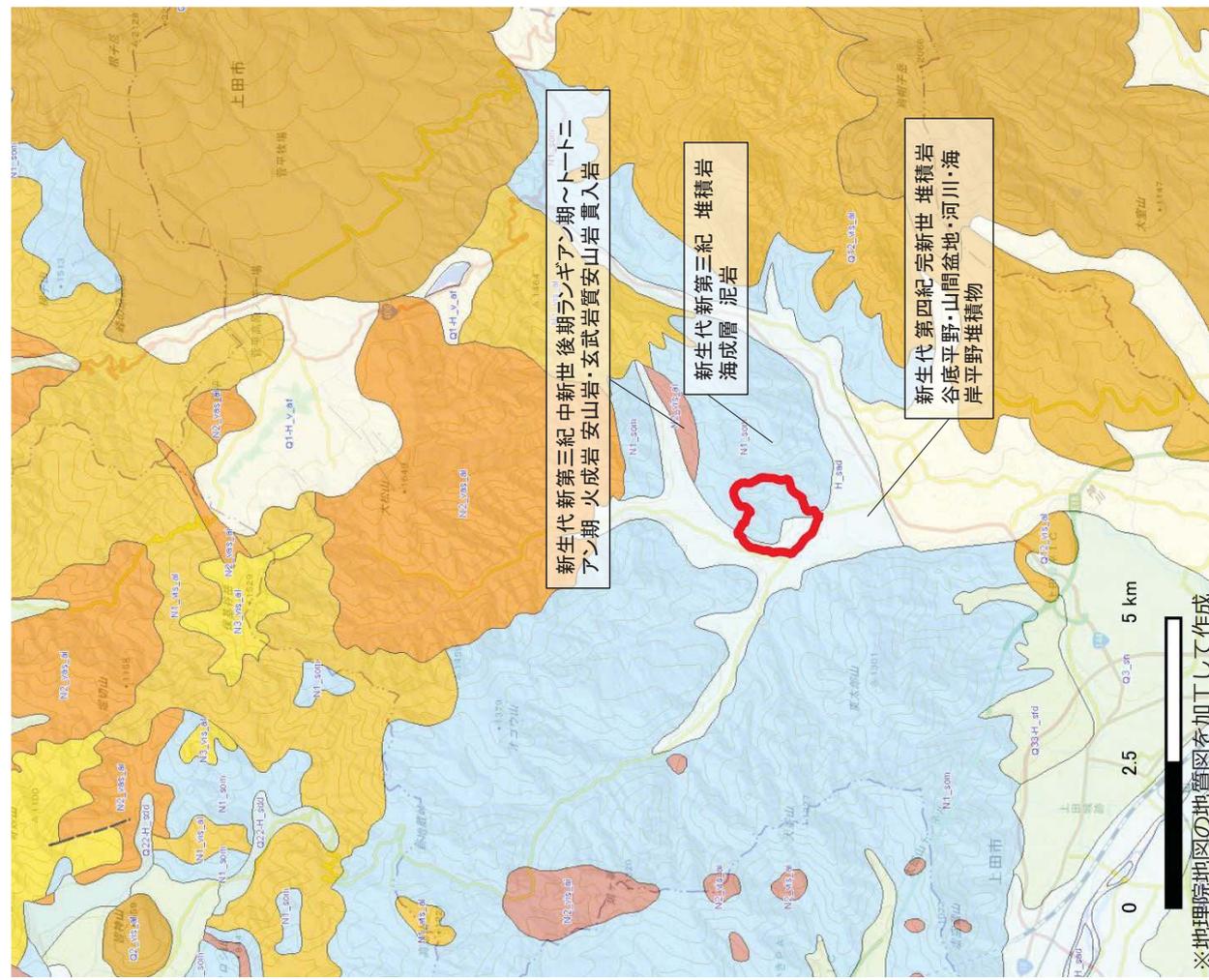
※国土地理院の空中写真を加工して作成

# 2040林班小班赤色立体図



※地理院地図の赤色立体図を加工して作成

# 2040林班周辺地質情報



※地理院地図の地質図を加工して作成

令和4年10月25日

## ガイドラインの主たる修正箇所

## 4 具体の活用場面における検討

- ・相続放棄に関する問（Q17）及び相続放棄に関するコラムを追加しました。
- ・6に認可地縁団体に関する項目を設けたことから、当該コラムを削除しました。

## 5 ケーススタディ

- ・全体に概略図、囲み記載等を追加するとともに、記載内容を再整理しました。

## 6 その他法制度の活用

- ・今回新たに追加しました。

※特に修正のない項目に関しても、一部表現の適正化を行っています。



## 所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項

(ガイドライン：令和3年度末時点版の修正案)

令和4年10月

林野庁森林利用課森林集積推進室

# ガイドラインの見方・使い方

## 1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説しています。また、本ガイドラインの策定の狙いを記載しています。



## 2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説しています。特例措置活用の必要性を検討するに当たって、基本的な考え方を確認できます。



## 3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説しています。初めて探索を行う場合など、必要な書類、手続等の基本的なノウハウを確認できます。



## 4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説しています。どのような目的や考えで特例措置を活用するか、森林整備の内容はどのようにするべきかなど、基本の部分から確認できます。



## 5 ケーススタディ

実例をベースに、ケーススタディ形式で活用のポイントを解説しています。ケースに応じた対処方法、実務的な留意事項などを確認できます。



## 6 その他法制度の活用

所有者不明森林等において森林整備を行うことができる各種法制度を紹介しています。森林経営管理制度では対応できないケースはこちらを参照してください。



## 7 参考資料

森林整備の参考となる既存のガイドブックや論文などを掲載しています。森林の各種公益的機能の発揮のためにはどのような取組がよいか等を確認できます。



## 目次

1	目次	1
2	所有者不明森林を取り巻く状況	4
3	1 所有者不明森林の現状	4
4	(1) 所有者不明森林の現状	4
5	(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状	4
6	(3) 特例措置の活用に向けた視点	4
7	2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性	5
8	(1) 森林の有する多面的機能	5
9	(2) 森林整備の必要性	6
10	3 共有者不明森林等に係る特例の手続	8
11	(1) 主な事務の流れ	8
12	(2) 所有者探索の基本的な流れ	9
13	① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））	11
14	② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））	13
15	③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））	15
16	④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1（3））	17
17	4 具体の活用場面における検討	21
18	(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか	21
19	① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合	21
20	〔Q1〕 林業経営者に再委託して木材生産をしたい	21
21	② 地域住民の意向や市町村の方針	21
22	〔Q2〕 地域住民の要望に対応したい	21
23	〔Q3〕 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている	22
24	(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか	22
25	① 森林の状況の把握方法	22
26	〔Q4〕 森林の情報把握方法に迷っている	22
27	② 森林整備が必要な森林の判断の目安	23
28	〔Q5〕 森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない	23
29	《コラム》樹冠長率と形状比	23
30	③ 地形的要因、法指定等の検討	24
31	〔Q6〕 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい	24
32	〔Q7〕 保安林の扱いに迷っている	24
33	〔Q8〕 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい	24
34	(3) どのような内容の整備を行うか	24
35	① 間伐等の実施	24
36	〔Q9〕 撤出間伐を実施したい	24
37	〔Q10〕 列状間伐を実施したい	25
38	〔Q11〕 天然更新を期待した伐採を実施したい	25

1	〔Q12〕 主伐（皆伐）を実施したい	25
2	② 経営管理権の存続期間の目安	25
3	〔Q13〕 存続期間の設定に迷っている	25
4	(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法	26
5	① 確知した状況別の整理	26
6	〔Q14〕 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない	26
7	〔Q15〕 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい	26
8	〔Q16〕 所有者が全員不明な森林の整備をしたい	26
9	〔Q17〕 全ての相続人が権利を放棄していた	27
10	② 不同意者がいた場合の対応	27
11	〔Q18〕 確知した所有者から返信がなく困っている	27
12	ケーススタディ	28
13	(1) 共有者の一部が不明な場合	28
14	ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明	28
15	ケース2 一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示	30
16	(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）	33
17	ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合	33
18	ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合	35
19	(3) 実際に活用したケース	37
20	共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例	37
21	その他法制度の活用	40
22	(1) 行政機関による手続きのみで対応可能な制度	41
23	① 共有者不確知森林制度（森林法第10条の2の2）	41
24	《活用事例》北海道磯谷郡蘭越町	42
25	② 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（地方自治法）	41
26	③ 入会林野近代化法（森林法）	44
27	(2) 司法機関の関与が必要な制度	45
28	① 所在等不明共有者の不動産持分の取得（改正民法第262条の2）	45
29	② 所在等不明共有者がいる場合の変更・管理（改正民法第251条、252条）	46
30	③ 所有者不明土地管理制度（改正民法第264条第2項～第8項）	47
31	参考資料	47
32	(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）	48
33	(2) 用語解説	48

1	森林の有する多面的機能	5
2	国民が森林に期待する働き	5
3	森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能	6
4	森林の誘導の考え方（概要）	7
5	特例措置に関する主な事務の流れ	8
6	森林所有者の探索の流れ	9
7	登記事項証明書の流れ	12
8	請求様式の例	14
9	戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例	16
10	現行民法における法定相続人の範囲の代表例	20
11	相続関係説明図の作成例	20
12	下層植生が少ない森林（左）と多い森林（右）の例	22
13	樹冠長率と形状比	23
14	森林の状況概略図（ケース1）	28
15	相続状況概略図（ケース1）	29
16	森林の状況概略図（ケース2）	30
17	相続状況概略図（ケース2）	31
18	森林の状況概略図（ケース3）	33
19	登記名義人状況概略図（ケース3）	33
20	森林の状況概略図（ケース4）	35
21	登記名義人状況概略図（ケース4）	35
22	若桜町及び岩屋堂地区の位置	37
23	岩屋堂地区の対象地区の概要	38
24	所有者不明森林等において活用可能な制度の例	40
25	共有者不確知森林制度の概要	41
26	共有者不確知森林制度の活用事例	42

## 目次

- 1 所有者不明森林を取り巻く状況
- 2 (1) 所有者不明森林の現状
- 3 我が国の森林面積の約6割は私有林であり、森林所有者の不在村化や高齢化が
- 4 進む中、森林所有者情報の把握は喫緊の課題となっています。さらに、登記簿上
- 5 の所有者不明土地の割合について、林地は28.2%と全体よりも高く、早急な対応
- 6 が必要な状況です。
- 7 このようなか、これまでの森林所有者や林業経営者による自発的な森林の経営
- 8 管理の仕組みに加え、市町村が主体となった森林整備の仕組みとして、平成31年
- 9 4月から森林経営管理制度がスタートしました。
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状

森林経営管理法(以下「法」という。)では、①森林所有者に森林の経営管理を促すため責務を明確化した上で、②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、③そのうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を実施することとされています。また、森林所有者の全部又は一部が不明な場合には、所定の手続を経て、不明森林所有者は経営管理権集積計画に「同意したものとみなす」特例措置が設けられています。

令和2年度末時点の制度の取組状況をみると、意向調査の準備作業を含め、私有林人工林のある市町村の約8割(1,201市町村)が森林経営管理制度に係る取組に着手しています。また、約5割の市町村が意向調査に取り組み、累計約40万haで実施されています。さらに、約1割の市町村で経営管理権集積計画が累計約3,500ha策定されています。また、「探索」を行い、所有者の特定に努めている市町村は51市町村(令和2年度)あり、探索を行った所有者等約2,300人のうち、判明した所有者等は約1,300人となっています。探索の結果、共有者の一部が不明で、法第11条に基づく公告により経営管理権の設定に至ったのは1町です(令和4年2月末時点)。

(3) 特例措置の活用に向けた視点

本ガイドラインでは、所有者不明森林の場合にも、通常の経営管理権集積計画を定める場合と同様に、各々の森林の状態に応じた最適な経営管理が行われるよう、市町村にバランスのよい判断の視点を提供することを目指しています。各市町村において、特例措置の活用が積極的に進むことを期待しています。

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

(1) 森林の有する多面的機能

○特例措置の活用に応じたのは、法の目的である「林業の持続的発展」及び「森林の有する多面的機能の発揮」にいかに関与するか、といった視点が重要です。特に森林の有する多面的機能(図1)については、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすことから重要なものです。

○国民が森林に期待する働き(図2)として、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養といった公益的機能が上位にあり、近年では木材生産への期待も高まっています。各地域で森林整備を進めるに当たって、特例措置を活用する際には、森林のどのような機能に着目するのか、地域のニーズに合致しているのか等について検討することが、不明森林所有者が現れた際の説明に備える上でも重要と考えられます。



図1 森林の有する多面的機能

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる産業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連資料(平成19年11月)。「【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に算出評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものの、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

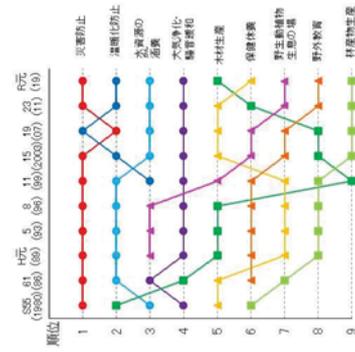


図2 国民が森林に期待する働き

資料：総務省「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。  
 注2：選択肢は、他にない、わからない、その他を除いて記載。

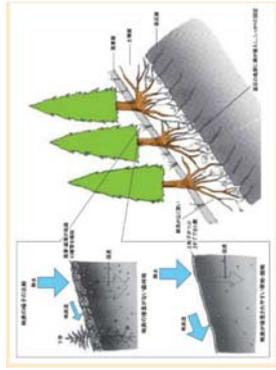
1 (2) 森林整備の必要性

- 2 ○森林、とりわけ人工林は適切な手入れ（下刈、除伐、間伐など）を実施しなければ、その機能が十分に発揮されないことから、適時適切な手入れが必要となります。
- 3
- 4
- 5 ○特に多面的機能の発揮（例えば森林が持つ山火災害防止・土壌保全機能（図3）
- 6 の観点からは、「間伐」を適切に実施していくことが重要であり、特例措置を活用するに当たっては、このような間伐の効果や重要性について整理しておくこと
- 7 とが必要です（間伐の効果等についての詳細は、参考資料「森林管理水準に関する知見の整理結果」を参照。）。
- 8
- 9 ○また、我が国の人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えていることを踏まえると、人工林資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿へと
- 10 誘導していくことも重要となります（図4）。このため、林業適地の人工林については、適正な伐採と再造林の確保を図るとともに、そうでない人工林については、
- 11 広葉樹林化等を進めることも、多面的機能の発揮の観点からは検討が必要です。

12 <多面的機能の発揮の仕組み>

- 13 ✓ 多面的機能が発揮されるためには、間伐等の手入れにより、①立木の成長を促進し、しっかりと根を張ること、②光環境を改善し、下層植生を豊かにすること等が必要。

14 (例)：山地災害防止・土壌保全機能



15 図3 森林が持つ山火災害防止・土壌保全機能

16 資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.2 くらしと森林」

17 ○育成単層林を維持する森林

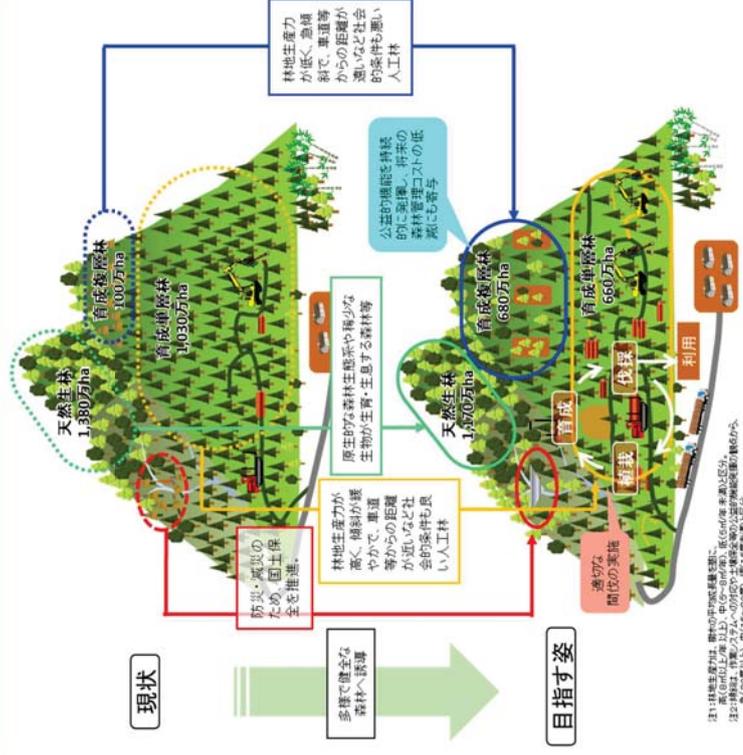
- 18 ・ 多様な伐期と植栽での確実な更新を図り、資源を循環利用していく森林として位置づけ。
- 19 ・ 公益的機能の発揮を同時に図る森林では、皆伐面積の縮小・分散や、伐期の長期化、植栽による確実な更新で、伐採に伴う裸地化の影響を軽減。

20 ○育成複層林に誘導する森林

- 21 ・ 自然条件等に応じて択伐や帯伐又は群状の伐採と広葉樹の導入等により複層林化を図り、公益的機能の発揮を図る森林として位置づけ。
- 22 ・ 天然生林のうち里山など継続的な利用や管理が必要な森林では、更新補助作業等により、育成複層林に誘導。

23 ○天然生林を維持する森林

- 24 ・ 主に天然力により健全性が確保される森林として位置づけ。
- 25 ・ 自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。



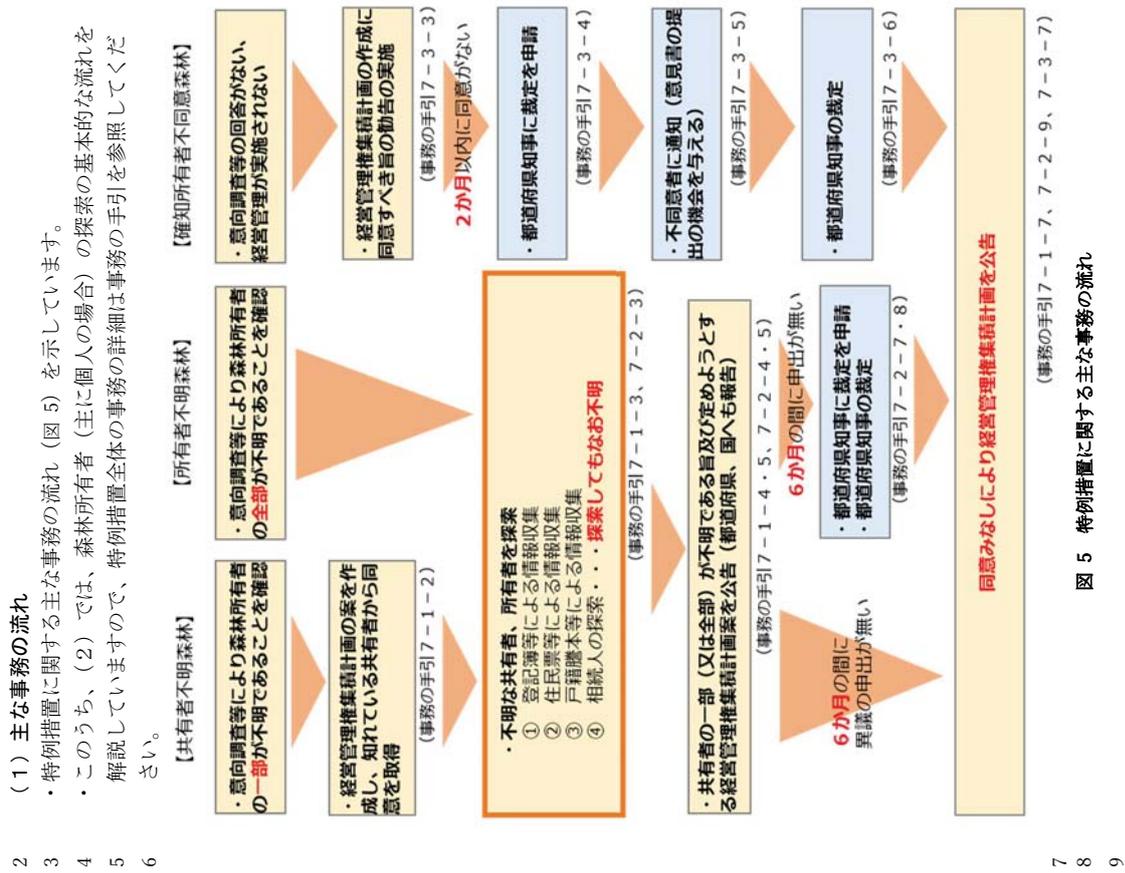
26 図4 森林の誘導の考え方（概要）

27 1

28 2

29 3

3 共有者不明森林等に係る特例の手続



(2) 所有者探索の基本的な流れ

- 森林所有者が個人の場合の公的書類を活用した探索の流れ (図6) を示しています。「探索に関する基本用語」も併せて参照してください。
- 具体的な探索のフロー、ポイントは、①から④までを参考にしてください。森林所有者が法人の場合の探索については、事務の手引を参照してください。

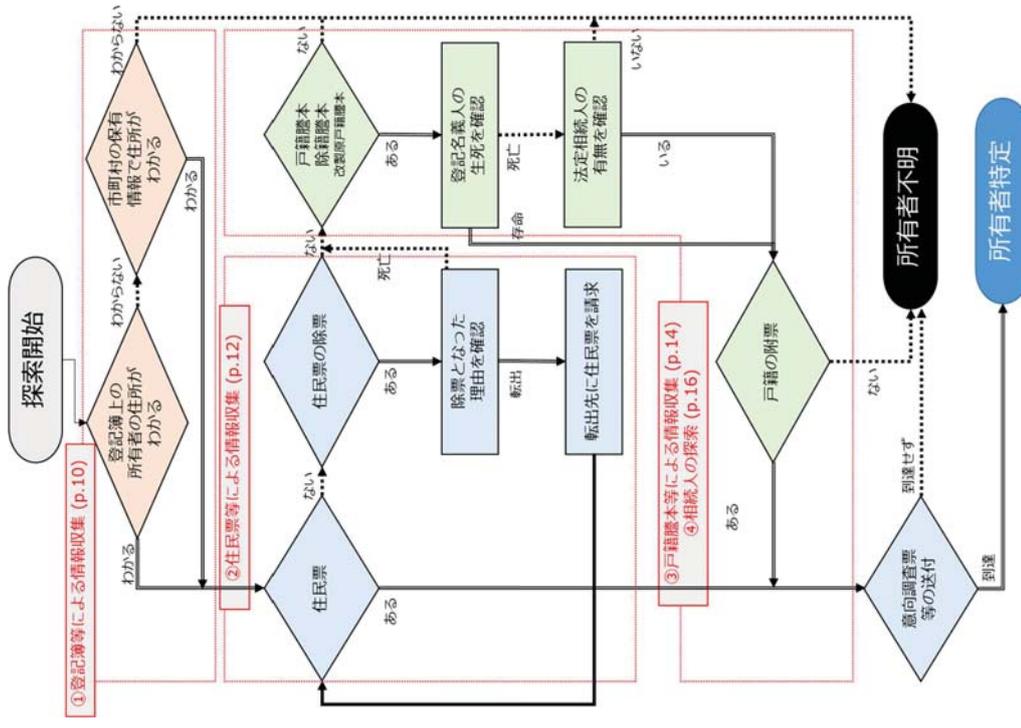


図6 森林所有者の探索の流れ

11 【探索に関する基本用語】

12 **○戸籍**

13 日本人が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）について、登  
14 録・公証するもの。現在の戸籍は、原則として1組の夫婦及びその夫婦と同じ氏の未婚の子を編  
15 成単位として作られている。戸籍法に基づき届出によって記録され、本籍、筆頭者氏名、氏名、  
16 生年月日、戸籍に入った原因（婚姻、出生等）及び年月日、父母の氏名及び父母との続柄、婚姻・  
17 離婚・死亡・その他重要な事項等が記載されている。本籍地の市町村において管理されている。

18 **○戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍抄本（個人事項証明書）**

19 戸籍謄本は戸籍の全部を証明するもの。抄本は戸籍の一部個人を証明するもの（例：戸籍に2  
20 人以上記載がある内の1人分など）。

21 **○戸籍の附票**

22 戸籍（本籍）を定めてから以降の住所の移転の履歴が表示されるもの。戸籍の表示（筆頭者氏  
23 名、本籍地）、氏名、住所、住所を定めた年月日等が記載されている。また、戸籍と戸籍の附票  
24 は連動しているため、戸籍が除籍となれば、戸籍の附票も除附票<sup>\*1</sup>となる。

25 **○除籍謄本<sup>\*2</sup>**

26 婚姻、離婚、死亡、転籍（本籍地を変更）等によって、その戸籍に記載されている者が誰もいな  
27 くなった状態の戸籍（戸籍謄本に記載されている者が誰もいない状態になると、その戸籍は閉鎖  
28 されて戸籍簿から削除される）。

29 **○改製原戸籍（かいせいげんこせき）<sup>\*2</sup>**

30 戸籍は法令の改正によって現在までに何度か形式が変わっている。この法令の改正による戸籍  
31 の形式の変更を「改製」と言い、改製によって閉鎖された戸籍が改製原戸籍となる。また、平成  
32 6年の戸籍法改正で戸籍管理がコンピュータ化されたことにより、従来の縦書きから横書きの  
33 様式に変更されたが、この法改正により作り変えられた古い方の戸籍も改製原戸籍である。なお、  
34 慣用的に「かいせいげんこせき」とも読まれる。

35 **○住民票**

36 各市町村で作成される住民の氏名や住所等を記録した帳票で、住民の居住関係を公証するもの。  
37 氏名、生年月日、性別、住所、住民となった年月日、届け出日及び従前の住所等が記載されてお  
38 り、世帯主の氏名と世帯主との続柄、本籍及び筆頭者氏名の記載の有無も選択することができる。  
39 また、住民票に記載されている全部の人を写した「住民票謄本（世帯全員）」と、一部の人を写  
40 した「住民票抄本（世帯一部）」がある。

41 **○住民票の除票<sup>\*1</sup>**

42 転出や死亡した方等の住民票は住民基本台帳から除かれるため「除かれた住民票（除票）」とな  
43 る。住民票に記載されている事項の他に、転出の場合には転出先の住所及び異動年月日、死亡の場  
44 合は死亡年月日が記載されている。

45 <sup>\*1</sup> 令和元年6月20日に施行されたデジタル手続法等により保存期間が150年になるまでは保存期間が5年だ  
46 ったため、平成26年6月20日より前に消除されたものは廃棄されている可能性が高い。

47 <sup>\*2</sup> 平成22年6月1日に施行された改正戸籍法で保存期間が150年になるまでは保存期間が80年だったため、  
48 昭和10年6月1日より前に作成されたものは廃棄されている可能性が高い。

1 **① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））**

2 まずは、登記簿や不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から情報を  
3 集めます。

4 **概要**

- 5 ○不明森林所有者を探索するにあたり、まずは当該森林の森林所有者の氏名、  
6 住所について情報を得る必要があります。  
7 ○そのため、所有者不明森林の土地について登記事項証明書の交付を登記所  
8 （法務局）に請求し、所有者の情報を取得します。

9 **事務フロー**

10 **その1：土地及び立木の登記簿を取得**

11 →森林の土地及び立木の登記事項証明書を請求

12 **その2：森林の所有者情報を確認**

13 →表題部所有者、所有権に関する事項を確認し、土地及び立木の所有者の氏  
14 名・住所を確認

15 **その3：登記簿以外による情報収集**

16 →不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集（後述の4類型  
17 を対象としており、自治会長等のいわゆる地域精通者などへの聞き取りなど  
18 は不要であることに留意）

19 **登記事項証明書の請求（ワンポイント）**

- 20 ・市町村が登記事項証明書（図7）の交付申請を行う場合、公用請求ができた  
21 め費用はかかりません（登記手数料令第19条）。  
22 ・申請から交付までに要する時間は、法務局の窓口で申請する場合は最短で当  
23 日中、郵送の場合は1週間程度が見込まれます。  
24 ・登記事項証明書は全国の法務局において請求できるため、最寄りの法務局で、  
25 その法務局の管轄外の登記簿も受け取ることが可能です。  
26 ・登記事項証明書の取得の際は、登記記録の全部が記載された「全部事項証明  
27 書」を取得しましょう。  
28 ・なお、法人の探索の場合、解散後、清算終了していることもあるので、法人の  
29 閉鎖事項証明書入手することが考えられます（土地の閉鎖登記簿謄本とは  
30 異なります）。なお、閉鎖事項証明書の入手のためには、管轄の法務局へ行く  
31 か、郵送にて請求する必要があります。

＜請求の例＞

- 1 ■ 請求事由の例① (法第10条に定める探査を実施しようとする場合)
- 2 → 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者
- 3 の氏名及び住所を確認する必要があるため。
- 4 ■ 請求事由の例② (意向調査実施前に探査をしようとする場合)
- 5 → 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有
- 6 者の氏名及び住所を確認する必要があるため、同法第191条の2第2項により情報の提
- 7 供を求めめるもの。

図7 登記事項証明書の例

不明森林所有者の情報を有すると思われる者からの情報収集

- 情報収集の対象は以下の4類型が対象。
- A 当該森林の土地を現に占有する者  
(例: 林道管理者、電柱を立てている者等)
  - B 当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者  
(例: 賃借権や抵当権等を設定している者)
  - C 意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思料される者  
(例: 森林所有者ではないと回答した者、前の森林所有者等)
  - D 市町村が保有する情報に基づく者  
(例: 森林の土地の所有者となった旨の届出に記載された前の所有者等)

1

② 住民票等による情報収集 (事務の手引7-1-3-1 (2))

不明森林所有者について、登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報をもとに、住民票の写しを請求します (登記事項証明書等から得られた情報と住民票等の情報が一致するかを確認)。

概要

- 登記事項証明書の住所に現在も居住しているかを確認するために、住民票や住民票の除票の写しを請求します。
- また、住民票の請求に際し本籍地の記載を求めておくこと、本籍地情報から、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求へとつなげることができま

事務フロー

その1: 住民票の写しを請求

→ 登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報から、森林所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村に住民票を請求。

その2: 住民票の写しの有無を踏まえ対応を検討

- a. 住民票の写しがあれば、記載された住所に意向調査を実施 (住民票の写しから現住所を確認)。
- b. 住民票の除票があれば、転出先の市町村に住民票の写しを請求。死亡が判明した場合は記載された本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求し、相続人を探索。
- c. 住民票の写しや除票がない場合、本籍地が判明しないことから、戸籍謄本等の取得はできないが、登記事項証明書に記載の所有者の住所が本籍地の場合もあることから、当該住所地の市町村に戸籍謄本等を請求し、相続人を探索。

住民票の写し等の請求 (ワンポイント)

- ・ 市町村が住民票や戸籍謄本等の請求を行う場合、公用請求ができるため費用はかかりません。
- ・ 申請から交付までに要する時間は、自市町村の住民票等担当部署に申請する場合は最短で当日中、他市町村に郵送で申請する場合は1週間程度が見込めます。
- ・ 請求様式の例は図8のとおりです。

③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））

本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。

概要

- 戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています。
- 本籍地の市町村に戸籍の附票の写しを請求することで、現住所を確認します。
- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認します。

事務フロー

その1：戸籍謄本等を請求

- 住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍謄本を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸籍の附票も請求。戸籍謄本等で死亡していることが判明した場合は、相続人を探索。

その2：森林の所有者情報を確認

- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。

戸籍謄本・戸籍の附票の写し等の請求（ワンプoint）

- ・ 転籍先の市町村に住民票や戸籍謄本等を請求する際は、返信用封筒も同封すると丁寧です。
- ・ 「戸籍謄本」は戸籍に入っている全員分、「戸籍抄本」は戸籍の一部の人（通常一人分）の情報が得られるため、相続人を探索する場合は「戸籍謄本」（図9）を請求します。
- ・ 円滑に事務を進めるために、請求先の各市町村のIP等から、必要な書類や請求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると手続がスムーズに進むと考えられます。

<請求の例>

- 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
  - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場）
  - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30

図 8 住民票の写しの請求様式の例

<請求様式の例>

- 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
  - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の住所を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場合）
  - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

図 8 住民票の写しの請求様式の例

<参考：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>

第12条の2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記載されている者に係る住民票の写しで第7条第8号の2及び第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第8号まで、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
  - ① 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
  - ② 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名
  - ③ 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
  - ④ 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項。

＜参考Ⅰ：戸籍法（昭和22年法律第224号）＞  
第10条の2（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するため  
に必要がある場合には、戸籍簿本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当  
該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条  
項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。

＜参考Ⅱ：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）＞  
第20条（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町  
村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの  
交付を請求することができる。

＜参考Ⅲ：戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）＞

第1条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第20条第1項の規定による戸籍の附票の写し  
（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村  
（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下  
同じ。）の交付の請求は、法第20条第5項において読み替えて準用する法第12条第2項各号  
及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法  
（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以  
下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。

戸籍簿本

この写しは、戸籍の附票に記録されている事項の全部事項を証明した書類である。  
平成●●●●月●●日 ●●●●市●●●●区●●●●町●●

戸籍簿本

この写しは、戸籍の附票に記録されている事項の全部事項を証明した書類である。  
平成●●●●月●●日 ●●●●市●●●●区●●●●町●●

図9 戸籍簿本・戸籍の附票の写しの例

④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1（3））  
登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、相続人を探索します。

概要

- 登記名義人等の森林所有者が、戸籍簿本等により、死亡していることが判明した場合、その戸籍簿本に記載されている相続人を確認します。
- 相続人を確認するには、被相続人が生まれてから死亡するまでの一連の戸籍を取得する必要があります（前婚の子、婚外子が存在することがあり、それらすべてを捕捉する必要があります）。
- 相続人が所在不明になっている場合は、森林経営管理法における特例措置活用のための公告の手続に進みます。

事務フロー

その1：相続人の戸籍の附票の写しを請求して現住所を確認

→戸籍簿本等で確認した相続人の本籍地の市町村に、相続人の戸籍の附票の写し又は削除された戸籍の附票の写しを請求。

その2：森林の所有者情報を確認

→得られた情報をもとに、相続人に対して意向調査票など森林所有者者を特定するための書類の送付等を行う。相続人が死亡していた場合であっても、相続人の相続人（孫等）の所在が分かれば、その者に対して森林所有者者を特定するための書類の送付等を行う。相続人の相続人（孫等）も所在がわからなければ、森林経営管理法第11条又は第25条に基づき、所有者（共有者）が不明である旨等の公告の手続に進む。

相続人の探索範囲等

- ・市町村の長は、登記事項証明書や戸籍簿本、住民票等を基に所有者の探索を行うことになりませんが、法令の規定（森林経営管理法施行令第1条、施行規則第9条）により、原則として探索する範囲は、登記簿上の所有者及びその相続人（一般的には、配偶者や子）となります。
- ・しかしながら、登記記録が現に所有していると思料される者の祖父母の代で留まっているものも相当程度あるであろうことや、探索の結果、孫の所在を把握できる可能性もあること等を踏まえれば、運用上では、探索を尽くすという観点で、所在が把握できる場合にあっては孫の代まで探索する等、丁寧に探索を行うよう努めます。

- ・全ての相続人を把握するためには、被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍が必要となります。死亡時の戸籍簿本の情報だけでは把握できない相続人が存在する可能性があるため、除籍簿本や改製原戸籍簿本も入手します。

- ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図 11）を作成すると、相続人の探索に漏れがないか確認できます。
- ・登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸籍簿や住民票の除票等が廃棄されたときなどは、登記名義人の所在を把握する方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活用に進みます。現地で聞き込みを行って法定相続人を探索するなど、フィールドワークを実施する必要はありません。

＜参照条文＞

○森林経営管理法施行令

第 1 条 (略)

①～③ (略)

- ④ 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思考される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めると。
- ⑤ 前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思考される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

○森林経営管理法施行規則

- 第 9 条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
  - ① 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍簿本又は除籍簿本の交付を請求すること。
  - ② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消滅された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
- ③、④ (略)

- 1
- 2
- 3
- 4

＜参考：法定相続人の相続順位（民法）＞※図 10、図 11 も参照のこと

●配偶者（常に相続人となる）

第 890 条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第 887 条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。  
 （※ここでいう配偶者とは、戸籍に届出のある夫又は妻に限られ、内縁関係の者は相続人になることはできない。）

●子（第一順位）

第 887 条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（※実子、養子、非嫡出子のいずれも相続人となる。被相続人の子（A）が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場合、A の子（B）が、A に代わって相続人となる。さらに、B も死亡している等により相続人となれない場合は、B の子の子の C が相続人となる（再代襲）。）

●直系尊属（第二順位）

●兄弟姉妹（第三順位）

第 889 条 次に掲げる者は、第 887 条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- ① 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
  - ② 被相続人の兄弟姉妹
- 2 第 887 条第 2 項の規定は、前項第 2 号の場合について準用する。  
 （※被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場合、その者がその者に代わって相続人となる。兄弟姉妹の場合は再代襲がないため、代襲は一代限りとなる。）

- 4 具体的な活用場面における検討
- (1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか
- 森林経営管理法が創設されるまでは、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行うことができる仕組みとして「要間伐森林制度」が森林法に設けられていたところです。当該制度では、災害の防止等の四つの公益的な要件に照らして、災害等が発生する蓋然性を考慮した上で都道府県知事が裁定を行うなど、手続が厳重で実際の活用事例はありませんでした（当該制度は発展的に解消され、森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が創設されたところです）。
  - 一方、森林経営管理制度における特例措置は、前述の四つの公益的な要件に関係なく、所有者の全部又は一部が分らない場合に、森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と判断すれば活用が可能な仕組みです。
  - このため、公益的機能の発揮はもろろんのこと、木材生産を目的とした活用も可能ですし、地域の要望に応じて活用することも可能なものです。地域の関係者や確知した森林所有者の意向を聞きながら、地域のニーズに応じて、柔軟に活用の是非を判断してください。
  - 具体的には、以下のQ&Aを参照してください。

① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合

[Q 1] 林業経営者に再委託して木材生産をしたい  
林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。何か留意すべき事項があるか。

- ☞ 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とした活用は可能。さらには、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興といった観点を目的とするなど、地域のニーズに応じて、柔軟に判断し得るもの。
- ☞ なお、木材生産を指向する場合も、森林の有する公益的機能の発現に支障が生じないよう、市町村においては適切な整備が行われるよう留意する必要がある。

② 地域住民の意向や市町村の方針

[Q 2] 地域住民の要望に対応したい  
災害の蓋然性が高いとは言えないが、地域から手入れをしてほしいという要望がある場合に、特例措置を活用することは可能か。また、他地域より優先的に対応することは考えられるか。

- ☞ 市町村森林整備計画等の市町村の定める方針に従い、対象箇所を検討した上で、地域住民の意向を踏まえた対応をとること（又は優先順位を上げること）は当然行い得る。

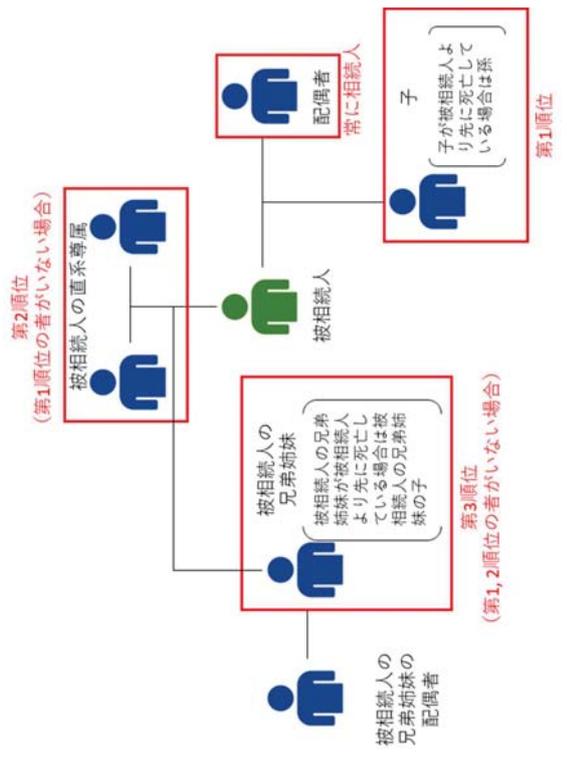


図 10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例

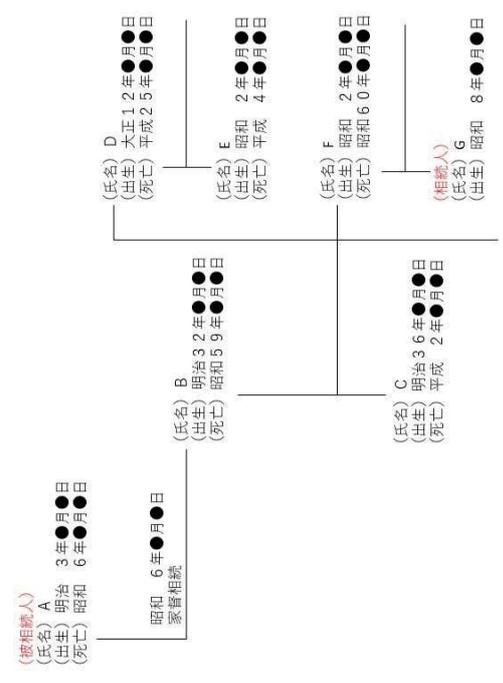


図 11 相続関係説明図の作成例

【Q3】市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている

市町村の体制を踏まえると、所有者不明の森林には優先的に取り組み組めない。確知所有者の森林から対応してもかまわないか。

- ☞ 市町村の限られたマンパワー、知見・ノウハウで整備を着実に進めていくことが重要であることから、確知所有者の森林から対応することで差し支えない。しかし、それのみをもって所有者不明森林に対応しないということとならぬように、市町村としての整備の方針を明確にして対応する必要がある。

(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか

- まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などを集め、経営管理を行う必要性（手入れが必要かどうか）を把握します。
- 現地調査（立木の計測、踏査等）については、少なくとも森林整備を実施するまでには行うようにし、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにしておくべきです。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請する場合、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
- 森林整備が必要な森林の判断の目安としては、樹冠長率、形状比（p.23 コラム参照）などを参考に判断することが考えられます。
- さらに、対外的な説明材料の一つとして、市町村森林整備計画において定められたゾーニングを有効活用することも検討します。

① 森林の状況の把握方法

【Q4】森林の情報の把握方法に迷っている

手入れが必要な森林の状況は、どのように把握すればよいのか。

- ☞ 落葉落枝（A0層）の流出や細根の露出が生じていることを一つの目安とする。下層植生の有無など、定性的な情報、目視で情報を収集するだけでもよい。
- ☞ 現地調査ができない場合、まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などから、経営管理を行う必要性を把握すればよい。
- ☞ ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査（立木の計測、踏査等）をし、森林整備の必要性を対外的に説明できる資料を用意しておくべきである。この場合、ドローン等を活用し、調査を簡素化することも可能。



図 12 下層植生が少ない森林（左）と多い森林（右）の例

② 森林整備が必要な森林の判断の目安

【Q5】森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない

森林整備が必要な森林の判断の目安として、どのような指標を用いることとすればいいか。

- ☞ 次のような指標を参考に、過密状態を判断して整備を行うことが考えられる。なお、具体的数値を記しているが、特例措置に特化した数値を設定する必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で判断してよい。このほか、都道府県単位で、研究機関等が普及している知見をもとに判断してもよい。
- イ 樹冠長率（樹冠の長さ÷樹高）
  - ・ 40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- ロ 形状比（樹高÷胸高直径）
  - ・ 80%以上の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- ハ 立木密度
  - ・ 施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢ごとに成立本数の妥当性を評価することが考えられる。

《コラム》樹冠長率と形状比

樹冠長率とは、林木の樹高①に対する生きた枝葉がついている範囲②の割合（②÷①）です。林木が混み合ってくると樹冠の下層まで十分に光が届かなくなるため、下枝が枯れて②が小さくなり、樹冠長率が低くなります。一般的に40%以下のものは整備の必要性が高いと考えられます。

形状比とは、樹高①を胸高直径③で割って得られる数値です。樹木は混み合って生育すると幹の肥大成長が遅れて細長い形状となるため、形状比が高くなります。一般的に形状比が80を超えると林分が混み合っている状態にあり、風倒被害も発生しやすいと考えられます（図13）。

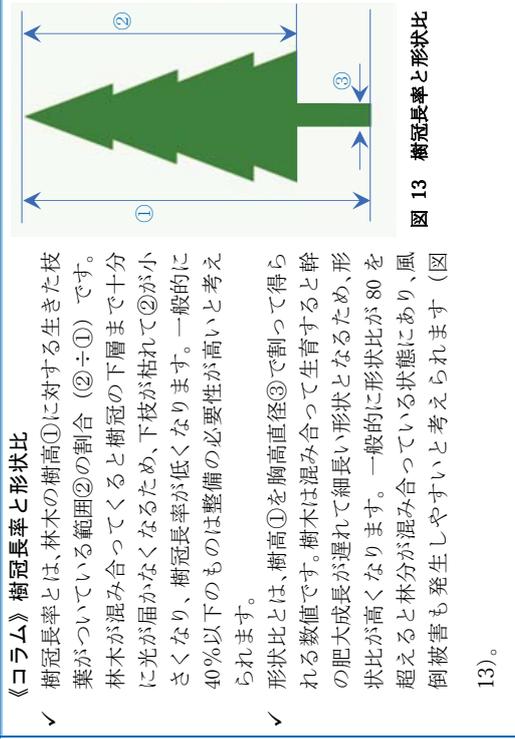


図 13 樹冠長率と形状比

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

### ③ 地形的要因、法指定等の検討

- 1 **【Q6】 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい**
- 2 地形などから、考慮すべきことはあるか(あるいは判断することは可能か)。
- 3 土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が30～35度以上を整備
- 4 が必要なら目安の一つとすることが考えられる。
- 5 地形や地質の把握は、現地調査が難しい場合には、微地形表現図などのレ
- 6 ーザー測量成果や地質図といった文献調査を活用する。
- 7 また、地域の過去の災害発生状況等から、地域ごとに目安を置くことも考
- 8 えられる。

### 【Q7】 保安林の扱いに迷っている

- 9 保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか。
- 10 山地災害危険地区や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順
- 11 位を検討する。その際、都道府県の治山事業の計画と調整して対応すること
- 12 とし、都道府県において整備する計画がなければ、市町村が対応することも
- 13 考えられる。

### 【Q8】 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい

- 14 所有者不明森林に松くい虫の被害木があることから、特例措置を活用した
- 15 管理を行うことは可能か。
- 16 病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性がある場合
- 17 は、積極的に活用を進めることが望ましい。なお、森林病虫害等防除法に基
- 18 づき各種の措置が講じられていることから、活用に応じた必要措置と十
- 19 分調整を行うことが望ましい。

### (3) どのような内容の整備を行うか

- 20 ● 所有者不明森林・確知所有者不同意森林ということで、特別な経営管理を行
- 21 う必要はありません。森林の状況(樹種、林齢、地形等)に応じた必要な施
- 22 業を柔軟に選択します。

### ① 間伐等の実施

#### 【Q9】 搬出間伐を実施したい

- 23 切捨間伐だけでなく、搬出間伐を実施することも可能か。
- 24 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とし
- 25 た活用は可能であり、搬出間伐を実施することも可能。
- 26 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起
- 27 きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないよう留意す
- 28 る。

#### 【Q10】 列状間伐を実施したい

- 1 間伐の方法を列状間伐とすることは可能か。
- 2 施業体系上、列状間伐を実施することで間伐の効果が得られる場合は、
- 3 列状間伐も選択肢となる。
- 4 なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させること
- 5 いう観点では、定性間伐(下層間伐)の実施が効果的であり、急傾斜地や立
- 6 木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、
- 7 間伐率を検討する。

#### 【Q11】 天然更新を期待した伐採を実施したい

- 8 針広混交林化を目的に、天然更新が行われることを期待して、強度(伐採率
- 9 40%等)の伐採を実施することは可能か。
- 10 伐採地の周辺に広葉樹が残存するなど、森林の状況に応じて、天然力によ
- 11 る更新が期待できる場合は、強度な伐採を行うことも選択肢となる。この場
- 12 合、継続的に更新の状況をモニタリングすることが必要。
- 13 一方、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害
- 14 のリスクが高まる場合もあることから留意が必要であり、存続期間を長めに
- 15 設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討。

#### 【Q12】 主伐(皆伐)を実施したい

- 16 主伐(皆伐)を実施することは可能か。
- 17 林業経営者へ再委託する場合など、林業経営の効率化を目的に特例措置を
- 18 活用する場合もあり、その際に主伐(皆伐)を実施することは可能。
- 19 森林の公益的機能の持続的発揮のため、再造林等による確実な更新が図ら
- 20 れるよう取り組みが必要がある。
- 21 このほか、間伐を行っても、森林の有する多面的機能を維持することが難
- 22 しいと考えられる場合は、樹種転換を実施することも検討。ただし、皆伐行
- 23 為そのものは一時的には公益的機能を低下させるものであり、伐採方法や更
- 24 新方法、更新(植栽)樹種については、今後の経営管理の方向性や市町村の
- 25 ゾーニング等に鑑みて検討。

### ② 経営管理権の存続期間の目安

#### 【Q13】 存続期間の設定に迷っている

- 26 経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すれば良いか。
- 27 特例措置を活用するからといって特別な期間設定とする必要はなく、経営
- 28 管理の目的、内容に沿った期間設定を行えばよい(既に周囲の森林で経営管
- 29 理権を設定している場合は、それと同様の期間設定にする等)。この際、共有
- 30 者のうち知られている森林所有者から継続的な管理の要望が出された場合は、
- 31
- 32
- 33

1 必要に応じて、長期の期間設定も検討する。  
2  
3 ③ このほか、特例措置を活用することへの不安視から、存続期間を縮減する、  
4 あるいは、間伐の実施回数を減らすといった対応は合理的ではないことに留  
5 意する。

#### 6 (4) 所有者の判明状況に応じた対応方法

7 ● 共有者不明森林の特例措置は、確知森林所有者の持分割合に関係なく活用が  
8 可能です。このため、持分の過半の森林所有者が分からなくなるときにも、当然  
9 に活用が可能なものです。なお、確知（判明）している者全員の同意は必要  
10 です。

#### 11 ① 確知した状況別の整理

##### 12 [Q14] 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない

13 共有者不明森林において、確知（判明）している森林所有者の全員が市町村  
14 への委託に同意をしている。一方で、確知所有者の持分割合は過半数に達し  
15 ておらず、このような場合、特例措置を安心して活用できるものか。

16 ③ 共有者不明森林の特例措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告  
17 期間に異議の申出がなければ不明共有者の同意があったものとみなすことと  
18 されている。このため、その持分割合に関係なく活用が可能。

##### 19 [Q15] 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい

20 共有者不明森林において、確知森林所有者の持分割合が、過半数に達してい  
21 るか否かで経営管理の方法や目的を変えた方がよいか。

22 ③ 経営管理の方法や目的は、個別の森林の状況に応じて検討を行うべきもの  
23 であり、確知森林所有者の持分割合を考慮する必要はない。

##### 24 [Q16] 所有者が全員不明な森林の整備をしたい

25 登記簿上の森林所有者の戸籍や住民票を請求しても該当がなく、その他の  
26 情報についても市町村では有していない。所有者不明森林の特例措置の活  
27 用に当たって留意することはあるか。

28 ③ 所有者が全員不明の場合は、所有者自らの経営管理は期待できないことか  
29 ら、市町村で経営管理を行うことが必要かつ適当と判断した森林については、  
30 積極的に活用を検討することが望ましい。

#### 31 [Q17] 全ての相続人が権利を放棄していた

32 登記名義人の相続人に確認したところ、「全員が相続放棄している」との回  
33 答であった。家庭裁判所に資料を請求して確認した結果、相続放棄の事実が  
34 確認された。このような場合、特例措置を活用することは可能か。

35 ③ 相続人が全員相続放棄をしており、その他の関係権利者が存在しない（存  
36 在の有無も確認できない）場合は、森林所有者が全員不明であるとみなし、  
37 所有者不明森林の特例措置の適用が可能。

#### 38 《コラム》相続放棄とは

39 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなか  
40 ったものとみなされます。また、相続放棄をした者については、代襲相続（※）  
41 も認められません。円滑に探索を行うため、意向調査の段階で相続放棄を行  
42 った者を特定し、調査の対象から除外することも可能です。

43 相続放棄をしたか否かは、登記事項証明書や戸籍謄本などには記載されま  
44 せんので、相続放棄の確認には、被相続人の最後の住所地（住民票の除票等  
45 で確認）を管轄する家庭裁判所に照会する必要があります。

46 （※）推定相続人である子、兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡したり、相続権を失った  
47 った場合に、その者の子がその者に代わって相続すること。

#### 48 ② 不同意者がいた場合の対応

##### 49 [Q18] 確知した所有者から返信が無く困っている

50 共有者不明森林で特例措置を講じようと考えているが、判明した共有者の  
51 ごく一部から「同意する」旨の返事が無い（意思表示がない）ので、法第16  
52 条の確知所有者不同意森林の特例の活用を検討したい。さらに、訪問して意  
53 思を確認するなどの対応が必要か。

54 ③ 共有者の一部から「同意する」旨の返事（意思表示）がなく、書留郵便等  
55 により、当該共有者が書類を受領していることが確実な場合は、確知所有者  
56 不同意森林の特例措置の活用が可能である。意向の把握に当たっては、当該  
57 者が市内在住で従前からやりとりがある者等であれば、現地に訪問して意向  
58 を確認することも考えられるが、そうでない場合は、原則、書類のやりとり  
59 のみで特例措置の手続を進めてよい。

60 ④ ただし、同意勧告に当たっては、確知した所有者に書類が確実に到達する  
61 よう、書留郵便等による方法を検討するとともに、必要に応じて督促も実施  
62 することが望ましい。

5 ケーススタディ

これまでで共有者不明森林の特例措置に取り組んだ市町村や探索を実施した市町村の取組事例を参考に、いくつかのケースを整理しました。実際には、様々なケースが発生することが考えられますが、各ケースの考え方を参考にしてください。

(1) 共有者の一部が不明な場合

【ケース1】 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明

【森林の状況】

- 対象森林はスギ人工林で、公道に面している。
- 整備が行われていない森林の間伐を行うため、公道に面する林分一帯について、合意形成済み。ただし、介入する小面積の共有林のみについて、一部の共有者が不明。
- 町としては、当該共有林は公道に面しており、災害対策の観点から共有者不明森林を含む全域で集積計画の作成を進めたい考え。周辺の人工林とまとめることで、林業経営者の再委託も見込めると考えている。



図 14 森林の状況概略図 (ケース1)

【所有者探索の状況】

- 町が、意向調査を行った際、林地台帳の所有者情報では一部の所有者に連絡が取れなかった。このため、これらの不明共有者について登記簿情報や戸籍情報を用いた探索により特定した上で、意向調査票の送付及び集積計画作成への同意確認を行った。その結果、地元に住する全ての共有者から同意が得られた。
- 他方、地元外に居住していると思われる相続人(孫)については、簡易書留で意向調査票を郵送したが、宛先不明で到達しなかった。
- 宛先不明の共有者(相続人)については、町は林地台帳及び探索の結果以外の情報を有していなかった。
- 町は当該共有者の住所地への訪問は行っていない。

〈登記名義人(全員死亡)〉

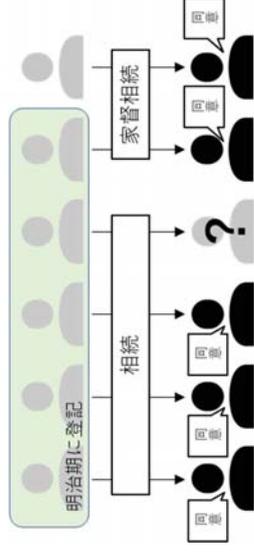


図 15 相続状況概略図 (ケース1)

この事例の Point

- 町は、公的資料を元に、確実に探索を行っているため、共有者不明森林のな共有者以外の全員から同意が得られているため、共有者不明森林の特例措置を活用することは適当と考えられる。
- 町は、不明共有者と思われる者に対して、住所地への訪問による確認を行っていないが、共有者不明森林の特例の適用に当たっては、原則、書類のやりとりのみで問題ない。

ケース2 一部の共有者から返事が無い又は不同意の意思表示

【森林の状況】

- 対象森林はスギ人工林で、長年手入れされされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。
- 当該森林の傾斜は比較的緩く、近くに公道が通っていることから、場合によっては、木材の搬出も可能な状況。
- 当該森林の共有者の一部は、「自ら森林の手入れを行うことは難しい。市が代わりにやってくれるのであれば、経営管理を委託したい」との意向。
- 残りの共有者は、登記簿情報では連絡が取れない状況。
- 市としては、公益的機能の発揮に支障が生じないように、集積計画作成済みの森林と併せて、間伐を実施したいと考え。



図 16 森林の状況概略図 (ケース2)

【所有者探索の状況】

- 市が、当該森林の全ての所有者を登記簿情報及び戸籍情報を用いた探索により特定した上で、特定した所有者全員に集積計画策定への同意確認を行った。その結果、市内在住の共有者（相続人）全員から、同意取得することができた。一方、市外在住の共有者（相続人）6名のうち4名から同意を取得することができたが、1名からは返信がなく、1名からは不同意の意思表示があった。
- 市は、確認所有者不同意森林の特例を活用するため、返信がなかった相続人及び不同意の意思表示があった相続人の2名に対して、簡易書留郵便により同意催告を送付した。
- 返信がなかった1名については、簡易書留により、書類が確実に相手方に到達していることが確認できた。
- 不同意の意思表示があった1名からは、森林整備の実施そのものに対する反対ではなく、「自分は相続人ではないので、関わりたくない」との回答であった。意思表示を踏まえて、市から電話による追加説明を行い、手続の流れなども説明したが、同意は得られなかった。
- 市は、返信がなかった1名の住所地の現地確認や、不同意の意思表示があった者（不同意者）への訪問説明は行っていない。

(登記名義人(全農死亡))

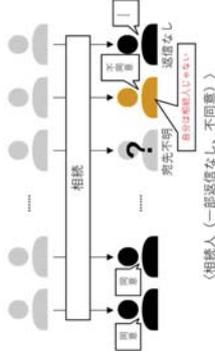


図 17 相続状況概略図 (ケース2)

この事例の Point

- 返信がない者については、書留郵便等の確実に本人に到達する方法で書面による確認を行ってはいれば、「確認所有者」と判断して差し支えなく、確認所有者不同意森林の特例の活用を進めることが可能(現地確認は不要)。
- また、不同意の意思表示があった者については、電話での説明、意向確認を行った上で、書類での意向確認を行っていることから、意向の把握に努めているものと考えられ、確認所有者不同意森林の特例の活用を進めても差し支えない。
- なお、電話での意向確認の場合は、いつ誰が対応したのか、どのようなやりとりをしたのかを文書として保存しておくことが必要。電話で同意を取った場合、合意形成の記録(対応記録)を書面で整理し、同意取得の書面として扱うことも可能。ただし、何をもって「同意があった」と判断するかは難しい面があるため(例えば「勝手にしてくれ」との意思表示)、同意の取得については可能な限り書面で行うことが望ましい。
- 「自分は相続人ではない」との主張を行った者についても、市が行った相続人調査の結果により、所有者であると推定される場合は、当該者が、所有権の移転を証する書面(売買契約書等)等により、「相続人ではないこと」を証明できない限り、「確認所有者」として扱うべきであり、確認所有者不同意森林の特例の適用を検討して差し支えない。
- 確認所有者不同意森林の特例の適用を検討する際の判断材料の一つとして、同意催告時の返信用書面に、「現状からみて森林整備をすべきではない」、「森林整備は必要ない」などの選択肢(チェック項目)を設けることにより、所有者が森林整備そのものに反対しているか否かを含めて、「不同意」の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましい。「森林整備は必要ない」との回答があった場合は、市町村として、森林整備の必要性が合理的に説明できるような各種資料を整理しておく必要。

確知所有者不同意森林の特例における裁定の留意事項

- 裁定の申請は、市町村が確知所有者に同意の勧告を行ってから6か月以内に、市町村から都道府県に対して行う必要があるため、市町村はこの期間内に申請を行えるように手続きを進めることが必要。
- 都道府県は、裁定申請の書類により、「市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当である」と合理的に説明できるかを確認することとなる。このため、市町村は、例えば、施業区域が分かる図面、森林簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経営管理権を設定することの必要性を十分に説明できるようにすることが重要（森林整備の必要性を示す定量的指標は必ずしも必要ではない）。
- 市町村は、確知所有者への同意勧告の手続を適切に行ったことが説明できるよう、対応の経緯を時系列で整理した書類を添付すると良い。

(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）

ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合

【森林の状況】

- スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。
- 当該所有者不明森林は、集落のライフラインである公道に面している。隣接する森林の所有者は、当該森林での早急な間伐の実施を望んでいるが、当該所有者不明森林の所有者に対する手掛かりがない。
- 市としては、公益的機能の発揮に支障が生じないように、集積計画作成済みの森林と併せて間伐を実施したい考え。

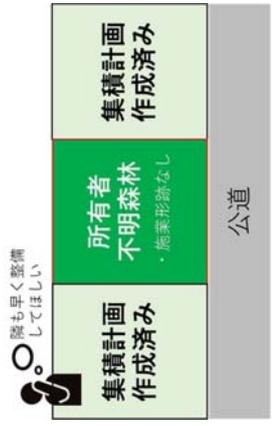


図 18 森林の状況概略図（ケース3）

【所有者探索の状況】

- 市は、不動産登記簿などにより、当該森林の登記名義人を全員特定した。さらに登記名義人の住所地の市役所に、住民票及び住民票の除票の請求を行ったが、該当はなく、当該名義人の戸籍謄本等の請求も行ったが、登記名義人全員について、「戸籍該当なし」の結果であった。
- 登記情報は、明治時代に登記がなされて以降、更新されていない。
- その他参考となる情報もなかった。

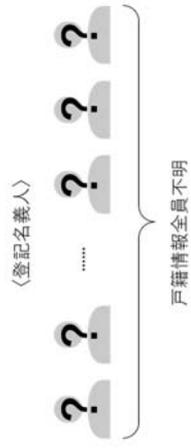


図 19 登記名義人状況概略図（ケース3）



### この事例の Point

1

- 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったと言える。
- 戸籍の該当がない理由はいくつか考えられるが、今回の場合は、明治時代後期を最後に登記情報が更新されていないことから、除籍が保存期間満了により廃棄されたことが考えられる。
- 法では、公的書類で探索を行うことができない場合、それ以上の現地確認等を求めていないため、本件については、所有者不明森林の特例を適用して差し支えない。

2



### 所有者不明森林の特例における裁定の留意事項

- 裁定の申請は、市町村が所有者不明森林に係る公告を行って6か月経過した日から4か月以内に、市町村から都道府県に対して行う必要があるため、市町村はこの期間内に申請を行えるように手続きを進める必要がある。
- 都道府県は、裁定申請の書類により、「市町村に経営管理権を累積することが必要かつ適当である」と合理的に説明できるかを確認することになる。このため、市町村は、例えば、施業区域が分かる図面、森林簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経営管理権を設定することの必要性を十分に説明できるようにすることが必要（森林整備の必要性を示す定量的指標は必ずしも必要ではない。）。
- 市町村は、法令に定める方法により探索を行ったことを証するため、相続関係図等を提出すると良い。都道府県は、市町村に対し、過重な資料を求めることがないように留意。

4

### ケース4

#### 所有者不明森林が非常に小さい場合

#### 【森林の状況】

- 対象森林はアカマツ 60 年生の林分。
- 周辺の森林は松くい虫による被害を受けていることから、市は、自らマツの樹種転換を実施するために、全域で集積計画を策定済み。ただし、介在する 20 ㎡の林分だけは、所有者不明となっており、集積計画も未作成。
- 所有者不明森林は、被害が見られず、早急に手入れを行う必要はないが、今後、被害が拡大することも想定される。

10



図 20 森林の状況概略図（ケース4）

11

12

13

#### 【所有者探索の状況】

- 市は、不動産登記簿などにより、当該森林の登記名義人を全員特定した。さらに、登記名義人の住所地の市役所に住民票及び住民票の除票の請求を行ったが、該当はなく、登記名義人の戸籍謄本等の請求も行ったが、登記名義人全員について「戸籍該当なし」の結果であった。
- 登記情報は、明治時代後期を最後に、更新されていない。

15

16

17

18

19

20



21

22

図 21 登記名義人状況概略図（ケース4）



### この事例の Point

- 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったと言える。
- 当該森林は非常に面積が小さいが、周囲で集積計画が作成されていることから、当該森林で特例措置を活用すれば、一体的な森林整備が可能になると考えられる。
- 当該森林は高齢級のアカマツで構成されており、松枯れの被害に遭う可能性もあることから、当該森林の整備は森林病虫害の防止の観点からも重要である。
- 面積は極めて小さいが、森林整備に十分な理由があることから、特例措置の適用は可能と考えられる。

### (3) 実際に活用したケース

#### 共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例

##### 【若桜町の概要】

- 若桜町(図 22)には、町域の95%に及ぶ約1万9千haの森林があり、その約7割が民有林。
- 私有林人工林は約6千haあるが、直近20年で整備された森林は約4分の1であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- 町は、「若桜町森林づくり条例」・「わかさ森林づくりビジョン」に基づき、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指して、森林経営管理制度に係る一連の取組を進めている。
- 令和元年の森林経営管理制度の創設を契機として、町は同制度のモデル地区の設定を検討。
- 地域の関係者との検討を踏まえ、複数の候補地の中から岩屋堂地区をモデル地区に選定。
- 町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラであることから、災害防止の観点で公道沿いを優先した。



図 22 若桜町及び岩屋堂地区の位置

##### 【岩屋堂地区における取組状況】

- 公道沿いの森林(図 23の赤枠部分)については、令和2年12月に権利者全員の同意により、経営管理権集積計画を策定した。当該森林では、地籍調査時に所有者の確認が行われていた。
- 他方、集積計画の策定済みの森林に接する斜面上部の森林(図 23の青枠部分)については、明治期の登記のまま、数次の相続が発生して、所有者が不明となっていた。
- 町は、不動産登記簿と戸籍により、全ての相続人(6名)を特定した。
- 地元に残る相続人(5名)から、集積計画作成に対する同意を取得した。
- その上で、なお不明である者1名に対して、共有者不明森林の特例制度を適用することとした。

- 町は、令和3年3月17日付で法第11条に基づく公告を行った。6か月以内に異議の申し出がなかったため、令和3年10月に経営管理権集積計画を公告して、経営管理権が設定された。



図 23 岩屋堂地区の対象地区の概要

【所有者探索の状況】

- 登記名義人は、明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされな  
いまま、数次の相続が発生していた(表1)。
- 探索により登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人5名を確認し  
て、全員から同意を取得することができた。
- Dについては、甥に相続されたと推定されるが、甥の相続人が不明であっ  
た。

表 1 所有者探索の状況

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続によりA, B それぞれの子(死亡)	地元に残るA, B, Cの孫
B	に相続	各1名(計3名)を確認
C	配偶者及び子9人(全員死亡)に相続と推定	(同意取得済)
D	配偶者(死亡)に遺産相続と推定	甥に相続と推定されるが、 甥の相続人が不明(全体の6 分の1の持分が不明)
E	家督相続により子に相続(同意取得済)	
F	配偶者に相続(同意取得済)	

【町が行おうとする経営管理の内容】

- 公道への倒木や土砂流出を招かないように弱度の間伐を繰り返しながら、  
森林を育成。施業の繰り返しを考慮して、経営管理権の存続期間は15年に  
設定。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森  
林を再造成することも選択肢。
- 間伐等を1回以上、年に2回の巡回を実施。
- 費用については、町が全額を負担。収益が出ても、町の経費に充当し、所有  
者への還元は行わない。

6 その他法制度の活用

所有者不明森林等の特例措置は、市町村が主体となって所有者不明森林等の整備を進める制度ですが、不明者がいても一部の共有者だけで森林整備を行いたい場合は、その他の法制度を活用することも可能です。本項目では、活用が想定されるケースごとに各種法制度の概要をご紹介します。

(1) 行政機関による手続きのみで対応可能な制度

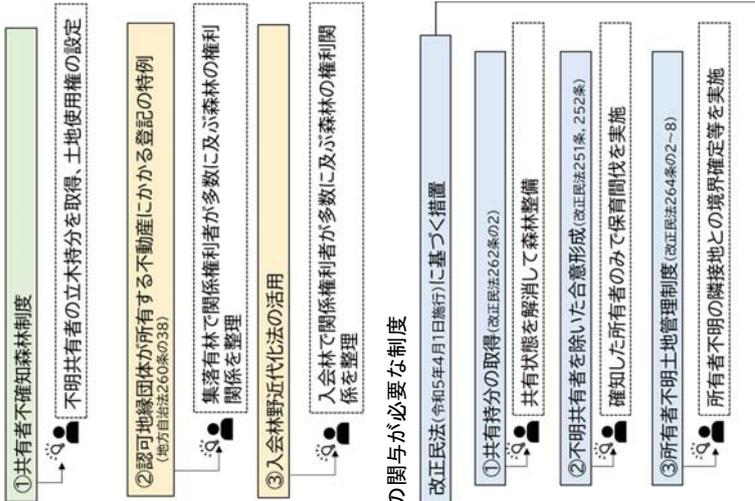


図 24 所有者不明森林等において活用可能な制度の例

※改正民法に基づく措置については、法務省のホームページも参照願います。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

(1) 行政機関による手続きのみで対応可能な制度

① 共有者不確知森林制度（森林法第10条の12の2～8）

活用が想定されるケース

共有となっている森林の所有者が、自ら立木の伐採・販売を行いたい、共有者の一部が不明となっており、全員の同意が得られないため、伐採・販売を行うことができない。

制度の概要

- 共有者自らが立木の伐採等を行うおとする場合において、所有者の一部が特定できない、又は所在不明で共有者全員の同意が得られなくても、伐採や造林を可能にする制度です。
- 市町村長による公告と都道府県知事の裁定により、不確知共有者の立木持分を確知共有者に移転するとともに、土地の使用権を設定することで、共有林における立木の伐採と伐採後の造林が可能となります。

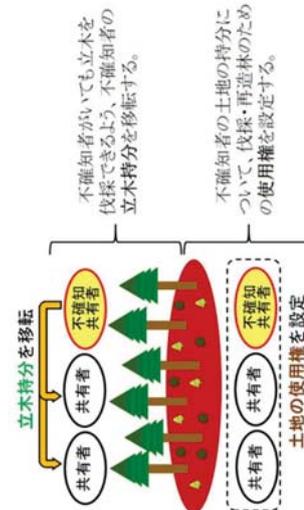


図 25 共有者不確知森林制度の概要

● 手続きの流れ

その1：共有者が不確知である旨の公告の申請

→ 「立木の伐採及び伐採後の造林を行う共有者」が市町村に、添付書類（登記事項証明書、不確知共有者の所在の確認等の結果を記した書面等）とともに、公告申請書を提出。

その2：市町村長による公告

→ 6か月の公告を実施

その3：裁定の申請

→ 公告期間中、不確知共有者から異議申立がなかった場合、市町村長から公告結果の通知がされてから4か月以内に、「立木の伐採及び伐採後の造林を行う共有者」

- 1 が都道府県知事に、添付書類（公告申請書の添付書類と同様の書類＋立木調査の野帳）とともに、裁定申請書を提出。
- 2
- 3 **その4：都道府県知事による裁定（不確知共有者の立木持分の移転等）**
- 4 →都道府県知事の裁定の公告により、裁定申請をした共有者は不確知共有者の立木持分や土地の使用権を取得。
- 5
- 6 **その5：補償金の供託**
- 7 →裁定申請をした共有者は、不確知共有者等のために共有者不確知森林の所在地の供託所に補償金（立木販売による標準的な収入から、必要な経費を差し引いて算定）を供託。
- 8
- 9

**《活用事例》北海道磯谷郡蘭越町**  
いそやぐんらんこしちょう

**【活用の経過】**

- ① **申請者による探索**  
共有林の所有者Aが立木の伐採及び造林を行う計画を立案。Aは、DMの送付や森林組合への聞き取り等により共有者の探索を行い、60名の共有者のうち21名の同意を取得したが、残る39名は探索を行っても不明であった。Aは町に申請書を提出。
- ② **市町村による公告（平成30年9月）**  
蘭越町は、39名の共有者について、「不確知である」旨の公告を実施
- ③ **都道府県による裁定（令和元年10月）**  
北海道は、Aに対して、「共有者不確知森林の立木持分及び土地使用権を取得すべき」旨の裁定を実施
- ④ **申請者による伐採（令和元年10月～令和3年10月）**

**【対象林分の概要】**

- 森林面積等：4.1ha（カラマツ（62～70年生）29ha、天然林（57～87年生）12ha）
- 共有の状況：所有者A（持分95.6%）（※制度を活用した者）、その他60名（持分割合4.4%）



図 26 共有者不確知森林制度の活用事例

- 10 ● **活用に応じた留意事項**
- 11 ・自ら所有する森林で実施を行いたいもの、一部の共有者が不明となっている場合は、まず本制度の活用を検討することが有用です。
- 12
- 13 ・林野庁ホームページの制度に関するQ&A等も参照願います。
- 14 [https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin\\_keikaku/kyouyuuurin.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/kyouyuuurin.html)

②認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（地方自治法）  
 活用が想定されるケース

集落有林であるため、関係権利者が多数にわたり、権利者全員からの同意を取得できない。

👉 制度の概要

- ✓ 実態として、集落、自治会、町内会等の地縁団体が対象不動産（森林、墓地など）を所有しているにもかかわらず、地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている場合に、市町村長が発行した証明書添付することにより、当該不動産について、当該地縁団体（＝認可地縁団体）を登記名義人とする登記申請をすることを可能とする制度です。
- ✓ 例えば、集落有林として管理されてきた森林で、昔の集落の代表者名義で所有権保存登記がされている場合、一部の登記名義人が不明であっても、集落（認可地縁団体）が森林を実質的に所有していることを証明することができれば、本制度を活用して所有権移転登記を申請することが可能になります。

● 手続きの流れ

- 5
- 6 **その1：認可地縁団体の設立**
- 7 →地縁団体が市町村長の認可を受けていない場合は、市町村長の認可を受けて、認可地縁団体を設立。
- 8
- 9 **その2：事前準備**
- 10 →認可地縁団体は、申請書類の作成、認可地縁団体名義とする不動産の所有者の把握や、所在が判明している所有権登記名義人等からの同意の取得等を行う。
- 11
- 12 **その3：総会の議決、申請**
- 13 →認可地縁団体は、総会を開催し、特例適用を申請する議決等を行ったあと、特例適用を市町村長に申請。
- 14
- 15 **その4：審査・公告**
- 16 →申請を受けた市町村長は、申請内容等を確認し、要件を満たす場合には、「当該不動産の所有権保存又は移転登記をすること」についての公告を実施（3か月以上）。
- 17
- 18 **その5：証明書の交付・登記**
- 19 →公告期間内に異議の申出がなかった場合、市町村長は、そのことを証する書類を認可地縁団体に交付。認可地縁団体はその証明書をもって、単独で登記所において登記所有権の保存又は移転の登記の申請を行うことが可能となる。
- 20
- 21
- 22 ● **活用に応じた留意事項**
- 23 ・申請に当たって必要な資料の具体的な内容については、国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン第3版（令和元年12月発表）」の本文や事例集を参照願います。
- 24 [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html)
- 25
- 26

1 ③入会林野近代化法（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律）

2 活用が想定されるケース

登記上、共有名義となっている入会林野（集落の慣習に従い、薪炭材、草等を採取するために使われていた山林原野）について、所有関係を明確にしたい。

3 制度の概要

- ✓ 都道府県知事の認可を経て、入会林野の入会権を消滅させ、所有権の設定等を可能とする制度です。
- ✓ これにより、入会林野を生産森林組合や個人の所有とすることなどが可能となります。

5 ● 手続きの流れ

6 **その1：入会林野整備計画の作成、認可の申請**  
7 →入会林野の入会権者全員の合意により、入会林野整備に関する規約及び入会権の内容、入会権を消滅させた後に権限を取得する者の氏名やその土地の所在等を内容とする「入会林野整備計画」を策定。入会権者の代表者が、都道府県知事に入会林野整備計画の認可を申請。

11 **その2：都道府県知事による審査**  
12 →申請を受けた都道府県知事は、入会林野整備計画の審査を行い、その適否を決定し、申請をした入会権者の代表者に通知。

14 **その3：都道府県知事による公告及び縦覧**  
15 →都道府県知事は、「認可の申請を適当とする」旨の決定をしたときは、その旨を公告し、入会林野整備計画の写しを30日以上縦覧。

17 **その4：都道府県知事による認可**

18 →縦覧期間満了後、30日以内に異議の申し出がない場合は、都道府県知事は認可を行う。認可後、遅滞なく、その旨を公告し、入会林野整備計画を管轄登記所に送付（認可公告があると、入会林野整備計画の定めにより、公告があった日限りすべての入会権及びその他の権利が消滅し、公告日の翌日に、所有権等が設定される）。

23 **その5：都道府県知事による登記**

24 →認可公告後、都道府県知事は遅滞なく、入会林野整備計画に係る土地についての必要な登記を嘱託。

26 ● 活用に応じた留意事項

- ・入会権者全員の特定が必要です。
- ・入会林野における慣習の主なものとして、「離村失権」（集落を離れれば入会権を失う）があり、この場合、在村者のみで入会林野整備の意思決定を行うこととなります。

31 ※入会権者の特定に当たっては、登記名義人の相続人が入会権者かどうかの確認をどの程度行う必要があるかは、認可を行う都道府県の判断によります。

1 (2) 司法機関の関与が必要な制度

2 以下の制度は裁判所の関与が必要な制度で、いずれも令和5年4月1日から導入されます。

4 ①所在等不明共有者の不動産持分の取得（改正民法第262条の2）

5 活用が想定されるケース

共有となっている森林の所有者が、自ら立木の伐採・販売を行いたい、共有者の一部が不明で、全員の同意が得られない。

6 制度の概要

- ✓ 共有者が裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することを可能とする制度です。  
(ただし、相続により共有状態となっていて、遺産分割が未了である場合、相続開始の時から10年を経過していないと、活用できません。)

8 ● 手続きの流れ

9 **その1：申立て、証拠提供**

10 →共有者のうちの一人又は複数名が、森林の所在地の地方裁判所に対して、所在等不明共有者の持分取得の裁判を申立て。

13 **その2：異議届出期間の公告・登記簿上の共有者への通知**

14 →地方裁判所において、所在等不明共有者に異議の機会を与えるため、「異議があるときは、一定の期間までにその旨の届け出をすべき旨」等の公告を3か月以上実施。

17 **その3：時価相当額の金銭の供託**

18 →裁判所は、事案に応じて、不動産鑑定士の評価書を根拠に供託金額を決定。申立人がこの金額を供託所（法務局等）に供託（所在等不明共有者が現れないまま、供託金選付請求権が消滅時効にかかった場合には、供託金は国庫に帰属）。

21 **その4：取得の裁判**

22 →申立人の供託後、持分の取得の裁判の確定時に、申立人が所在等不明共有者の持分を取得。

25 ● 活用に応じた留意事項

- ・裁判所に対しては、「登記簿上で共有者の氏名等や所在が不明である」ことだけでなく、「戸籍及び住民票による相続人調査を行ってもなお、共有者の氏名等や所在が不明である」ことを立証することが必要です。

②所在等不明共有者がいる場合の変更・管理（改正民法第251条、第252条）

活用が想定されるケース

共有となっている森林の所有者が、自ら共有林の間伐（伐採・搬出なし）を行いたい、共有者の一部が不明であり、持分の過半数の同意が取得できない。

制度の概要

✓ 共有者の一部が不明であっても、裁判所の決定を得て、所在等が知れている共有者の同意により、共有物の管理・変更行為を可能とする制度です。

管理行為：共有物を利用・改良する行為

変更行為：共有物の性質若しくは形状を著しく変更する行為

● 手続きの流れ

その1：申立て・証拠提出

→共有者が、森林の所在地の地方裁判所に対して、所在等不明共有者以外の共有者による共有物の変更・管理の裁判を申立て。

その2：1か月以上の異議届出期間の公告

→地方裁判所において、所在不明共有者等に異議の機会を与えるため、「異議があるときは、一定の期間までにその旨の届け出をすべき旨」等の公告を1か月以上実施。

その3：他の共有者の同意で変更・管理をすることができる旨の決定

→所在等不明共有者とされている者から異議の届出がされないときは、所在等不明共有者以外の共有者による変更・管理ができる旨の裁判がされ、申立人に告知。

その4：共有者間での意思決定

→所在等不明共有者以外の共有者間での意思決定で、変更・管理行為を実施。

● 活用に当たった際の留意事項

・立木（植栽木）の伐採（間伐）は、「変更行為」に該当することはありませんが、ここでは、森林を健全な状態で維持するために行う「管理行為」であることを前提としています。

・本制度では、木材の販売などの「処分行為」を行うことはできません。木材の販売を行いたい場合であって、共有者の一部が不明な場合は、「共有者不確知森林制度」（6-(1)-①）や所在等不明共有者の不動産持分の取得（6-(2)-①）、後述する「所有者不明土地管理制度」（6-(2)-③）の活用を検討する必要があります。

・共有者全員の同意が必要となる分収造林契約等の締結や解除、変更手続にも活用できます。

・裁判所に対しては、「登記簿上で共有者の氏名等や所在が不明である」ことだけではなく、「住民票調査など必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明である」とを立証することが必要です。

③所有者不明土地管理制度（改正民法第264条の2～8）

活用が想定されるケース

森林所有者が、自ら所有する森林の整備を行いたい、隣接する森林の所有者が分からず、境界の確認や林道の整備ができない。

制度の概要

✓ 「所有者不明土地管理制度」は、裁判所が「所有者不明土地管理人」を選任することにより、所有者が不明となっている土地の管理を可能とする制度です。

● 手続きの流れ

その1：申立て・証拠提出

→所有者不明となっている土地の管理について利害関係を有する者（例えば、共有者や公共事業者の実施者）が、森林の所在地の地方裁判所に、「所有者不明土地管理人」の選任を請求。その際、管理費用確保のため、基本的に予納金の納付が必要。

その2：異議届出期間の公告

→地方裁判所において、「異議があるときは、一定の期間までにその旨の届け出をすべき旨」等の公告を1か月以上実施。

その3：管理命令の発令・管理人の選任

→地方裁判所において、事案に応じて、所有者不明土地管理人としてふさわしい者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士等）を選任し、裁判所書記官が登記官に管理命令の登記を嘱託することにより、選任の事実を公示。一部の共有者が不明であるときは、不明共有者の持分のみを対象として発令。

その4：管理人による管理

→管理人は、対象の土地について、保存・利用・改良行為のほか、裁判所の許可を得て、処分（売却）をすることも可能。

その5：職務の終了（管理命令の取消）

→売却等により金銭が生じたときは、管理人は供託をし、その旨を公告。管理すべき財産がなくなると管理の継続が相当でなくなったときは、地方裁判所が管理命令を取消し。

● 活用に当たった際の留意事項

・申立てが可能な「利害関係人」には、公共事業者の実施者等の当該土地の利用・取得を希望する者が該当します。

・申立人が住民票調査等を実施して、裁判所に「対象土地の所有者の氏名等や所在が不明である」ことを立証する必要があります。

・国の行政機関や地方公共団体の長は、所有者不明土地につき、その適切な管理のために特に必要があると認められた場合には、土地の所在地の地方裁判所に対して、所有者不明土地管理命令の請求をすることができ、（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第42条第2項）

・このほか、現行制度として不在者財産管理制度や相続財産管理制度があります。このほか、所有者を全く特定できないケースの場合には活用できませんので、そのような場合には、所有者不明土地管理制度の活用が考えられます。

7 参考資料

(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果 (参考 1、2)

- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断で構いません。
- 通常、森林の整備を行うかどうかについては、森林の現況や社会的状況等を総合的に勘案していくこととなります。要因となりうる現況としては、森林の過密状態、目視的な指標（下層植生の有無、地表面の露出度等）、地形的な要因（森林の傾斜度、地質等）などがあります。以下の資料（参考 1、参考 2）では形状比、相対幹距比、樹冠長率、傾斜勾配などの数値と、森林状況との関係などに係る研究成果を参考情報として掲載しています。
- ただし、森林の具体の状況は、地域によって樹種・林齢を含めて異なるものです。どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねられるものであり、都道府県単位で研究機関等が普及する知見等をもとに対応していただく。

(2) 用語解説

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
天然生林	主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。
主伐	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。
皆伐	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間の実施。

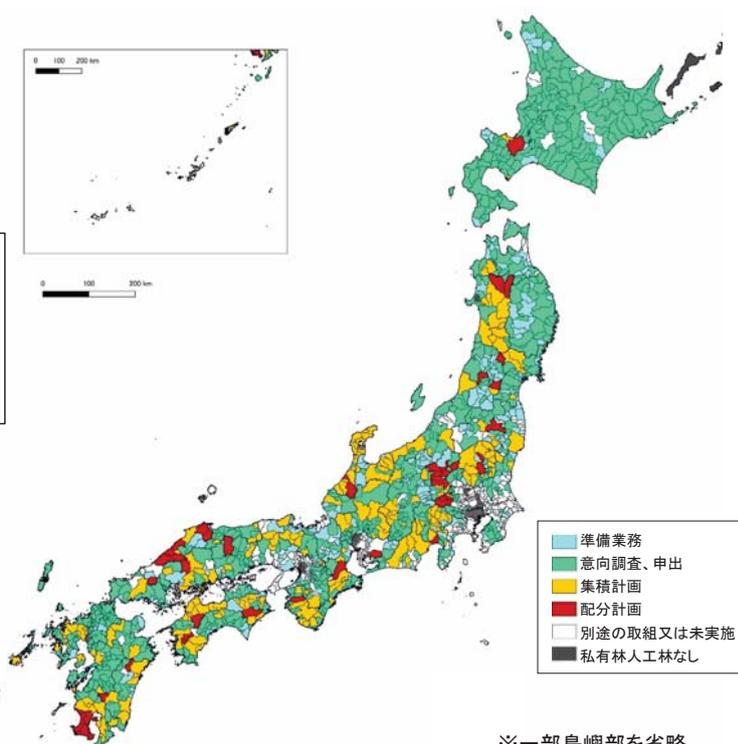
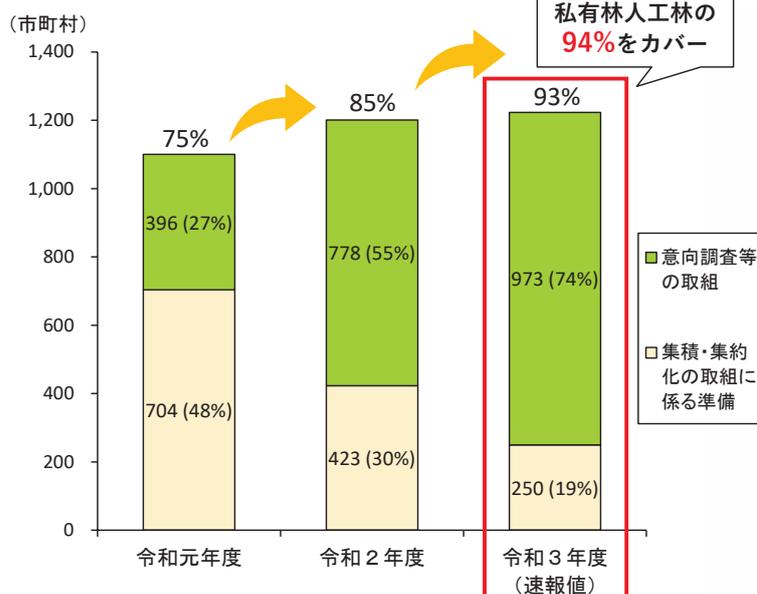
7 参考資料 (1) 森林管理水準に関する知見の整理結果 (参考 1、2) は掲載省略

# 森林経営管理制度の取組状況について (令和3年度末速報値)

令和4年9月  
林野庁

## 森林経営管理制度の取組状況①【全体状況】

- 令和3年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村の約9割で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組を実施。これらの市町村で、全国の私有林人工林面積の94%をカバー。
- 制度の活用が必要な市町村の約7割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。

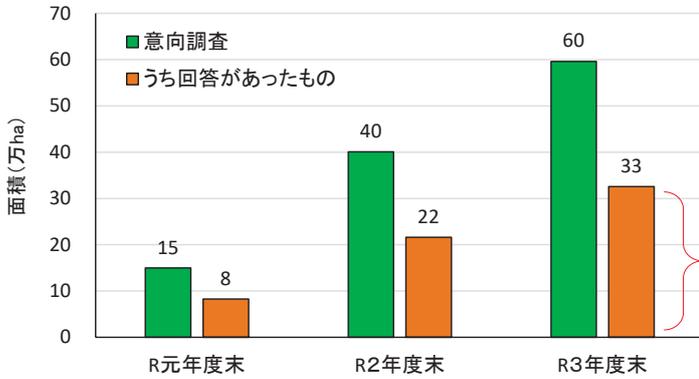


※一部島嶼部を省略

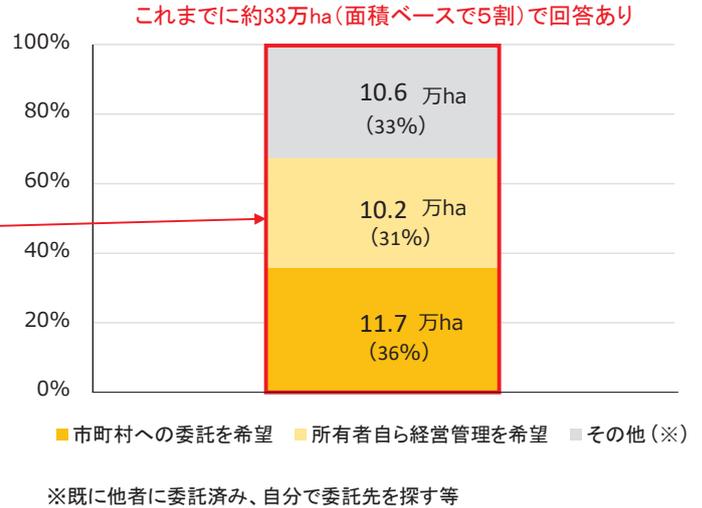
## 森林経営管理制度の取組状況②【意向調査等の結果】

- 令和3年度における意向調査の実施面積は約19万ha。制度開始から3年間で約60万haを実施。
- 全国の回答率は約5割(面積ベース)。回答のうち、「市町村への委託希望」は約4割(面積ベース)。
- 令和3年度末までに、意向調査の対象でない森林所有者から、3,333haの森林について、集積計画作成の申出あり。

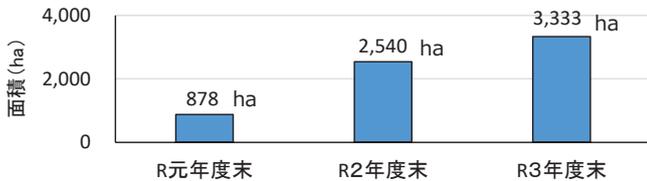
### ■ 意向調査の実施面積と回答面積(累計)



### ■ 回答があった面積の内訳(累計)



### ■ 申出のあった面積(累計)



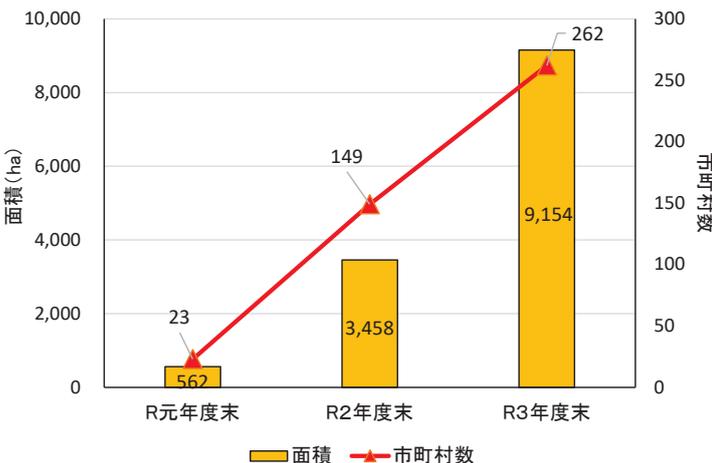
2

## 森林経営管理制度の取組状況③【経営管理権集積計画等】

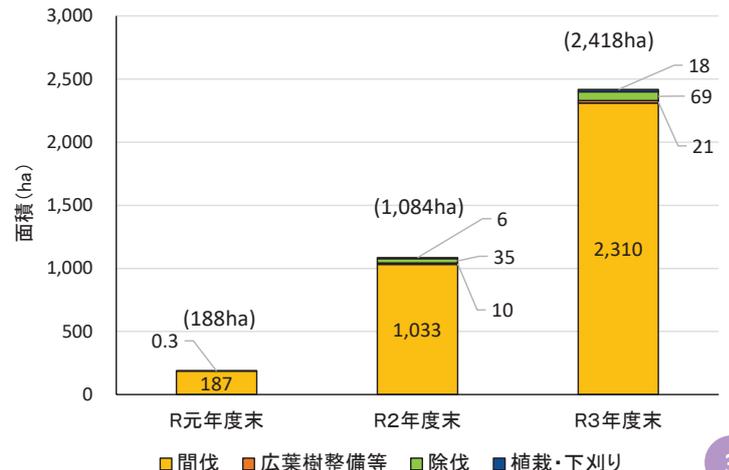
- 経営管理権集積計画については、令和3年度末までの累計で、38道府県262市町村が、9,154haで策定。前年度末から、約3倍に増加。
- 令和3年度末までに、経営管理権集積計画を策定した市町村の約6割(158市町村)で、森林整備(市町村森林経営管理事業)を2,418ha実施。森林整備の内容は間伐が中心。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		(参考)令和3年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
集積計画の策定	23	562	149	3,458	262	9,154	210	5,697
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	158	2,418	140	1,333

### ■ 集積計画の策定状況(累計)



### ■ 市町村森林経営管理事業の実施状況(累計)



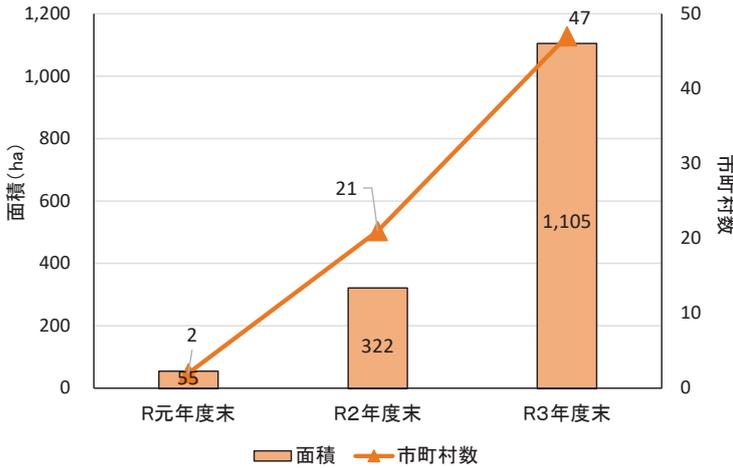
3

# 森林経営管理制度の取組状況④【経営管理実施権配分計画等】

- 経営管理実施権配分計画については、令和3年度末までの累計で、19道県47市町村が、1,105haで策定。前年度末から、約3倍に増加。
- 令和3年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約3割(14市町)で、林業経営者による森林整備を122ha実施。林業経営者による主伐・再造林は8市町で実施(予定)。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		(参考) 令和3年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
配分計画の策定	2	55	21	322	47	1,105	33	783
林業経営者による事業	0	0	5	48	14	122	13	74

## ■ 配分計画の策定状況(累計)



## ■ 林業経営者による森林整備の実施状況(累計)

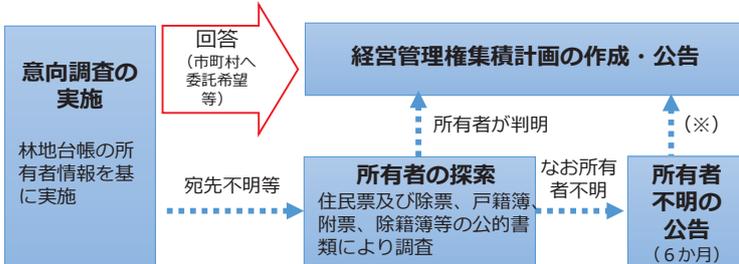
都道府県	市町村	間伐(ha)	主伐(ha)	植栽等(ha)	計
秋田県	大館市		1	1	2
山形県	最上町	13			13
栃木県	矢板市		1	1	2
埼玉県	長瀬町	5			5
石川県	白山市	19			19
静岡県	富士市	49			49
愛知県	岡崎市	7		0.2	7.2
島根県	松江市		0.3	0.3	0.6
島根県	浜田市		5		5
島根県	安来市		3		3
島根県	邑南町		1	1	2
愛媛県	久万高原町	0.4			0.4
宮崎県	えびの市	6	2		8
宮崎県	日之影町		3	3	6
計		99	16	7	122

# 森林経営管理制度の取組状況⑤【所有者不明森林等への対応】

- 森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置に関し、令和3年度は50市町村において、所在が不明であった森林所有者の探索を実施。1市町村において、共有者不明の特例措置を活用。
- 林野庁では、「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項(ガイドライン)」を作成。特例活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表。

## 【所有者(共有者)不明森林における特例措置】

➢ 所有者の一部又は全部が不明な場合も、探索や公告等の一定の手続きを経ることで、経営管理権の設定が可能



(※所有者全員が不明の場合、知事の裁定(4か月)が必要)

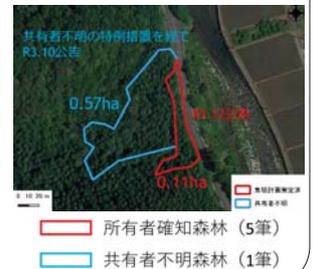
### <令和3年度の取組状況>

- 探索に取り組んだ市町村 50市町村
- 探索を行った所有者等 約2,000人(約4,200筆)
- うち判明した所有者等 約1,200人(約2,500筆)
- 全員が判明した市町村 13市町村
- 特例措置を活用して集積計画を策定した市町村 1市町村
- 特例措置を検討中の市町村 3市町村
- 残りは、探索を継続中、対応を保留中等

### <共有者不明森林制度等の取組事例①>

○ 鳥取県若桜町では、山地災害リスク等を考慮し、森林整備の優先度が高い箇所を中心に森林経営管理制度を活用。

- 令和2年12月に、公道沿いの森林(0.11ha)を対象とする集積計画を策定。他方、策定済みの森林に接する上部の森林(0.57ha、共有者6名)は、明治期に登記が行われたまま数次相続が発生。
- 共有者のうち、確知できた相続人(2名)の同意取得を行いつつ、残りの共有者(4名)の相続人について、探索を実施。
- 令和3年3月から6か月間、共有者不明森林に係る公告を実施。異議の申し出がなかったことから、令和3年10月に集積計画を公告し、経営管理権を設定。



### <共有者不明森林制度等の取組事例②>

○ 京都府綾部市では、モデル地区(16ha)を設定し、制度に係る取組を実施中。共有者不明森林制度等の特例も併せて活用する方針。

- 令和元年度に意向調査を実施し、所有者の探索を行いながら合意形成に取り組み、令和3年4月までに、5.57haで集積計画を策定。
- 残る0.33haの森林(25名の共有名義の森林)について、探索の結果、147名の共有者が判明。139名の同意を取得したものの、3名は宛先不明、5名は返信がない等の状況。共有者不明森林等の特例活用に向けた手続を実施中。



# 森林経営管理制度の取組状況⑥【都道府県別実施状況】

	私有林人工林面積 (ha) A	意向調査実施面積 (ha) B	(参考値B/A)	集積計画策定面積 (ha)	市町村事業面積 (ha)	配分計画策定面積 (ha)	実施権事業面積 (ha)
1北海道	500,622	69,529.79	14%	23.68	0.01	18.24	0.00
2青森県	91,756	23,739.27	26%	20.16	9.39	0.00	0.00
3岩手県	204,383	34,312.07	17%	0.00	0.00	0.00	0.00
4宮城県	99,841	16,924.04	17%	135.32	9.11	0.00	0.00
5秋田県	176,572	22,392.84	13%	503.30	128.68	136.64	2.36
6山形県	93,429	1,260.67	1%	160.15	6.13	123.68	12.97
7福島県	153,445	5,371.25	4%	491.43	2.32	183.75	0.00
8茨城県	73,732	6,580.62	9%	20.58	6.07	0.00	0.00
9栃木県	106,197	3,741.44	4%	190.25	112.19	9.15	1.24
10群馬県	89,911	5,969.31	7%	166.93	0.23	67.89	0.00
11埼玉県	44,598	7,604.97	17%	184.66	2.25	110.85	5.17
12千葉県	49,101	2,266.33	5%	0.00	0.00	0.00	0.00
13東京都	25,758	237.42	1%	0.00	0.00	0.00	0.00
14神奈川県	16,504	985.34	6%	0.00	0.00	0.00	0.00
15新潟県	111,230	5,517.01	5%	99.38	25.41	0.00	0.00
16富山県	30,058	204.07	1%	12.53	8.52	0.00	0.00
17石川県	71,992	3,542.22	5%	544.54	382.78	33.40	18.62
18福井県	85,674	1,470.78	2%	13.33	0.00	0.00	0.00
19山梨県	58,219	1,384.06	2%	40.29	13.47	0.00	0.00
20長野県	201,108	9,029.84	4%	657.67	7.55	0.00	0.00
21岐阜県	229,668	4,831.35	2%	695.20	251.56	0.00	0.00
22静岡県	203,540	4,150.40	2%	332.43	45.60	130.51	48.53
23愛知県	112,747	914.05	1%	142.05	26.21	30.97	6.98
24三重県	193,805	29,562.18	15%	395.01	183.15	10.29	0.00
25滋賀県	53,420	2,528.48	5%	0.00	0.00	0.00	0.00
26京都府	116,990	1,650.39	1%	196.75	9.23	0.00	0.00
27大阪府	24,982	691.96	3%	0.00	0.00	0.00	0.00
28兵庫県	161,120	9,023.42	6%	618.99	347.13	0.00	0.00
29奈良県	151,386	24,676.07	16%	2.84	2.84	0.00	0.00
30和歌山県	187,939	51,677.49	27%	546.19	217.01	7.45	0.00
31鳥取県	82,233	4,159.77	5%	21.38	3.90	0.00	0.00
32島根県	115,135	1,001.53	1%	75.58	8.45	42.35	11.07
33岡山県	123,741	21,559.29	17%	88.50	19.99	6.09	0.00
34広島県	121,573	12,914.24	11%	339.82	58.92	97.01	0.00
35山口県	126,612	10,507.02	8%	94.54	8.50	0.00	0.00
36徳島県	153,608	85,894.91	56%	1,128.98	215.76	6.46	0.00
37香川県	12,676	1,276.16	10%	0.00	0.00	0.00	0.00
38愛媛県	189,478	13,528.33	7%	499.20	102.65	48.26	0.36
39高知県	241,921	11,889.01	5%	118.75	15.98	0.00	0.00
40福岡県	103,202	23,303.79	23%	0.00	0.00	0.00	0.00
41佐賀県	50,441	4,737.78	9%	138.88	41.42	0.00	0.00
42長崎県	62,393	1,938.49	3%	168.45	66.51	0.00	0.00
43熊本県	188,475	31,809.96	17%	10.22	7.06	0.00	0.00
44大分県	168,492	5,507.80	3%	70.01	22.02	0.00	0.00
45宮崎県	176,375	7,911.39	4%	87.27	36.63	11.74	14.28
46鹿児島県	158,983	6,051.43	4%	118.55	13.00	30.31	0.00
47沖縄県	2,542	0.00	0%	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	5,797,607	595,760.01	10%	9,153.79	2,417.63	1,105.04	121.5

※私有林人工林面積は、2020年農林業センサスより

## 第9回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】 令和4年10月25日（火）13:50～16:15

【開催場所】 上田東急 REI ホテル 千曲の間

【出席者】（敬称略）

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長  
（元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長）

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<長野県（臨時出席）>

石原拓弥 長野県 森林政策課 企画幹

木次 勲 長野県 森林政策課 課長補佐

長澤幸一 長野県 森林政策課 課長補佐

岩間 昇 長野県 上田地域振興局 林務課 課長補佐

赤堀三幸 長野県 上田地域振興局 林務課

<上田市（臨時出席）>

齋藤賢彦 上田市 森林整備課 課長補佐

滝沢芳行 上田市 森林整備課 主任

米田寛之 上田市 森林整備課 主査

松沢康博 上田市 林政アドバイザー

<林野庁>

川村竜哉 森林利用課 課長

福田 淳 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

安藤竜介 森林利用課 森林集積企画班 企画係長

<事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上

## 目次

【開催挨拶】.....	2
【1.現地検討のとりまとめ】.....	3
【2.ガイドラインについて】.....	16
【3.今後の予定について】.....	32

## 【開催挨拶】

中山課長補佐 第9回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催します。今年度2回目ということになります。まず、林野庁森林利用課の川村よりご挨拶させていただきます。

川村課長 皆さんお世話になっております。森林利用課長の川村です。急遽、上田市に現地検討会を受け入れていただきありがとうございます。また、現地の準備等についても感謝しております。当初、石川県の白山市の方で開催を予定していましたが、8月の豪雨の影響により災害対応で大変なため受け入れが困難ということで、急遽、上田市にお願いした次第です。豪雨災害については全国でもどこでも起こり得ると思っています。上田市でも3年前に台風被害があったと聞いています。見たところ大分復旧が進んでいるようですが、そのためには、森林がきちんと手入れされていて多面的機能が発揮されていることが大事だと思います。経営管理制度を活用して、所有者の確認と必要な森林整備につなげていければと思います。それが地域の皆さんの安全安心につながっていけば良いと思います。また、森林施業の整備によって、地域の活性化にもつながればと考えています。

現地検討ということで、現地を見ていただいたところで、ここでの経営管理のあり方、所有者不明土地の対応といったところをご議論いただき、作成途上のガイドラインを充実させていきたいと考えています。ガイドラインで先行している事例を積み重ねることによって、全国の市町村の担当者が安心して所有者不明の特例制度を活用できるようにしたいと考えています。委員の皆様におかれましては、引き続き忌憚のないご意見を頂ければと思っています。

一点、検討委員会で何回かご議論いただいた京都府綾部市についてご報告です。綾部市においては、共有者不明の森林で森林経営管理制度を活用するに当たって、一部所有者が確知はしているが同意は出してくれないという状況がありました。このため、共有者不明の手続きの前段で確知所有者不同意の手続きをしていたところでした。先日、京都府の裁定があり、確知所有者の同意みなしがとれた状況になっています。これを受けて、現在は残った不明共有者の同意みなしのための公告をしているところです。その手続きが完了すれば、集積計画が公告されます。色々ご指導を頂きありがとうございました。御礼を申し上げます。引き続き検討委員会でも忌憚のないご意見を頂戴したいのでよろしく申し上げます。

中山課長補佐 それでは続きまして、植木委員長から一言お願いいたします。

植木委員長 午前中の現地視察、お疲れ様でした。今年もコロナの感染拡大が断続的に続きながら、しかも豪雨災害が度重なって襲ってくるという中、現地検討会が本当

にできるのかなと思っていたところ、こうして本日上田市さんの協力の下で開催できたことに対して、心から感謝申し上げます。

やはり我々としても現地を見るということがどれだけ大事か、現場での課題や問題点、それから認識を新たにすることも含めて、やはり大事なことだと思っています。この委員会も3年目を迎え、徐々に課題も整理されてきたと思っています。特に不明森林所有者の法的扱いに関する問題、それから市町村が抱えている森林整備の問題等々、現場での悩みを我々が直接聞きながら、いかにそれを使いやすいものとしてガイドラインに反映させるか、そのために議論してきています。そういう意味でも、本日、限られた時間ではありますが、更なるガイドライン充実のために皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中山課長補佐 ありがとうございます。本日はいつもの委員の皆様のほかに、長野県から石原様、木次様、長澤様、岩間様、赤堀様の5名の方にご参加いただいています。どうぞよろしく願いいたします。また、地元上田市から齋藤様、滝沢様、米田様、杉沢様にご参加いただいています。どうぞよろしく願いいたします。

## 【1. 現地検討のとりまとめ】

中山課長補佐 それでは、お手元の資料に沿って進めさせていただきたいと思います。今日は大きく二つに分けて進めたいと思っています。まず、長野県上田市におけるケーススタディ資料1-1を使い、その後、資料2-1の方に移りたいと思います。

それでは資料1-1をご覧ください。上田市の概要を整理しています。上田市には約39,000haの森林があり、そのうち7割が民有林という状況です。このうち約半数程度の13,806haを人工林が占めています。上田市の森林は、戦後の人工造林による人工林帯、アカマツ林が多く占める天然林帯、薪炭林として利用されていた里山林帯など、多様性に富んでいます。まさに先ほどみていただいた現地の状況そのままでありまして、市民のニーズに合わせた森林整備が課題となっています。その中で、森林経営管理制度については、災害防止の観点で優先順位が高い地域から意向調査を行って、委託希望の森林については、原則、市で間伐を実施する方針で進めています。管内人工林の意向調査は、10年で一巡させるという長期計画の下で運用をしています。そういった中で今回見ていただいたのは、真田町傍陽地区でございまして、下に地図があります。この地区は集落近くに人工林、天然林が混在しています。また、土石流や急傾斜の警戒区域を抱えているため、地元の整備の要望が強いところです。市としても優先的に整備を行うため、昨年、意向調査をされています。その結果、一部の筆が宛先不明で到達しなかったため、当該筆が判明すれば一体的に集積計画を立てて整備を行うことが可能となります。

2 ページ目でございます。傍陽地区における取組状況でございます。下の図面を見ていただきますと、令和3年度に2040林班にかかる、「い」、「ろ」、「は」の意向調査を実施して、3筆、一番右の図面を見ていただくとa、b、cが宛先不明な状況であるということです。さらに今年度、上の「に」と「ほ」の一部について意向調査を実施されています。この「い」、「ろ」、「は」、「に」、「ほ」をまとめて、一体的に間伐等を行うことが効率的であると考えられることから、一団で集積計画を策定する方針です。なお、これが市としては初めての集積計画の策定予定地となっています。

3 ページ目でございます。先ほどご説明したa、b、cについて、2 ページ目では大文字のA、B、Cになっておりますが、このA、B、Cの3名分の筆について探索を実施した結果をまとめております。いずれも最終登記が大正時代となっています。

まず、Aですが、除籍謄本等により家督相続されていることが判明しました。さらに、子世代の戸籍の附票はなかったため、除籍謄本を取得して子世代には配偶者もいることが判明しましたが、両方とも亡くなっていることが判明しました。さらに探索を進めた結果、相続人として孫世代の2人が確知されました。続いて孫世代をまた探索いたしましたけれども、ご本人または配偶者共にお亡くなりになられていたということで、曾孫世代を探索した結果、法定相続人6名が確知できたという状態になっています。

次にBです。これについてもA同様に家督相続がされており、子世代については本人と配偶者2名の合計3名とも亡くなっていることが判明しました。その下の孫世代になりますと、おひとりは亡くなられて、もうおひとりはご存命ということで、孫世代で法定相続人を1人確知ができたという状況になっています。

最後に一番右のCです。今日現地検討で行っていただいたところの筆でございますが、登記簿に氏名以外の情報がありませんでした。このため、上田市の当該林分の住所に本籍地があると仮定して、戸籍謄本等の取得を試みたのですが戸籍の該当がなく、所有者の特定に至っておりません。現在、市では、A及びBの相続人から同意を取得するとともに、Cについては所有者不明森林の特例措置を活用して、集積計画を立てられないか検討しています。探索の状況については以上です。

4 ページ目でございます。市が行いたい経営管理の内容です。2040林班い～ほ小班では、施業を行った形跡がなく、人工林と天然林が入り混じっていて、また立木も混み合い、下層植生も乏しい。今後、詳細な林分調査をやる予定と伺っておりますが、少なくとも間伐を一度は実施する必要があると考えている。また、今日は見えておりませんが、集落に近接する区域で崩落が始まっていると思われる箇所もあることから、山地災害のリスクが高いと判断されています。

上田市米田主査 補足ですが、先ほどの現地検討の際、林分への道にちょうど入ってすぐ上の段

のところで、若干崩れている状況が見て取れました。

中山課長補佐

分かりました。そういった箇所ですとか、土石流警戒区域上部の沢には倒木もあるということで、山地災害のリスクが高いと判断し、所有者不明森林は広葉樹が多くを占めているが、同意が取れた周囲の森林と一体的に間伐を行うことで、光環境の改善等を図っていきたい、と書いております。10年間程度お預かりをして1回以上間伐を実施するとともに、年1回の巡視を行い、民家等に隣接する危険な立木は伐採することを想定した内容でございます。

5ページ目でございます。論点として4点整理をしております。

1点目は探索関係の論点でございます。最終的に法定相続人の確知ができた2筆については、登記名義人の相続人、今回の場合は家督相続された子ということになります。この戸籍の附票は取得できなかったということで、この場合、法令の規定に基づきまして、特例措置の活用に進むことも考えられるのですが、相続人の除籍謄本が取得できたので、最終的な相続人の探索まで実施し、相続人7名が確知されました。残り1筆については、登記簿上の所有者の氏名しか情報がないということで、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿等の取得を試みましたが該当がありませんでした。前回の検討委員会の議論では、ここまでやる必要はないのではないか、という整理としておりましたが、今回は実施したという事例です。これ以上の探索が困難な状況であり、また、このほか林務部局で保有している情報もない状況ことから、林野庁としては特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えておりますが、この点についてご意見があるか、というのが1点目でございます。

2点目は森林整備関係の論点でございます。今回所有者不明と判断した森林については、広葉樹が多くを占めていますが、立木が過密な状況であり、間伐を行うことで残存木の成長を促し、林床の光環境を改善する必要があるのではないかと考えられます。この点は現地でも議論がありましたが、市としては、土砂流出防備機能等の効果的な発揮のため、防災減災に資する森林整備を実施する必要があると考えていまして、森林整備の内容についてご意見はあるか、というのが2点目でございます。

3点目は境界関係の論点でございます。市では、経営管理権集積計画の策定の前に森林境界の明確化を実施する方針です。所有者不明森林については、片側の所有者にしか立ち会いを求めることができません。これに関して、今回の事例に限らず、所有者不明森林の境界明確化の方法についてご意見はあるか、というのが3点目でございます。

4点目は裁定手続き関係の論点でございます。今後、所有者不明森林については、県の裁定手続きが必要となってまいります。県は所有者不明森林について現に経営管理が行われておらず当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うということになります。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法により探索が行わ

れていると考えております。面的に穴のない森林整備を進めていく必要性から、市が裁定を申請した場合に、県が裁定するに当たって留意すべき点についてご意見はあるか、というのが4点目でございます。以上4点です。現地を見ましたので、この論点が少し変わってくる部分もあるかとは思いますが、探索の観点、森林整備の観点、境界の観点、裁定の観点というところで、ご意見、ご指摘、コメントを頂ければありがたいと思います。それでは、委員の皆様からご発言を頂きたいと思います。阿部委員、お願いします。

阿部委員

問題になっているCの部分ですが、現地で見させていただいたのと皆さんから聞いた話から、集落に向かって右側の斜面がCだと思っております。あの林分だけが尾根筋のコナラを主体とした部分、そして反対側のアカマツの林分と違って、萌芽した広葉樹の細い木が林立した状況となっていました。あそこをどうするかという問題だと思います。やはり防災の観点で理想的な形としては、尾根筋のコナラ林のように、樹高が高く胸高直径がある程度太い木、すなわち主林木になるような木が所々にあって、その下には中層の木があって、下層には低木ですとか草本類が繁茂して、A<sub>0</sub>層が発達するというような、そんな広葉樹林になれば一番良いのだと思うのですが、あの場所になぜ細い高木ばかりが林立しているのか、そこが問題だと思います。例えば、かなり急斜面でしたから土壌が薄くて、そういう大きな木が育つような環境がなかったというような可能性もあるかと思えます。また、過去の施業がどう行われてきたのかわかりませんが、極々近い数十年前、十数年前、数年前、その辺まで伐採が繰り返して行われていて、細い当該林しか残っていない。その辺のところも関係してくるかと思えます。いずれにしても、やはりなぜあの植生の林分しか成立しないのか、というところを調べていただく必要があるのかな、と思えます。最終的にどういう森林にするか、という設定が必要だと思います。人工林だと木材生産という林業の活性化というのがあるわけですが、広葉樹林の場合、その辺が難しいところだと思います。現地では、薪がかなり売れるという話がありましたけれども、広葉樹林として防災的な機能を保ちながら、そういう生業的なところも期待するのかということも考える必要があるのかなとも思えます。基本的には防災的な面を重視するということであれば、高木層、中木層、低木層があって、色々な樹種で構成されているような森林が一番よろしいかなと思います。やはり立地的にちょっとあそこは難しいのかなという気がしています。

中山課長補佐

ありがとうございました。所有者不明森林であるCの林分は、皆さんで立っていただいた尾根沿いのところです。ですが、その下の森林も今後施業を考えていかないといけないかと思えますので、重要なお指摘だと思います。

植木委員長

現地でも話させていただいたのですが、基本的には土砂の崩壊防止機能を高めたいということですので、あの尾根筋のコナラ、クヌギは今の状況であれば、

まだ手をつける必要はないだろうと思います。ただ、この資料にもありますように、できるだけ光を入れて環境を改善しながら、下層にもかん木類、草本を入れたいというような希望があるのであれば、例えば、競合する、隣接する木のどちらか一方を取り除くような方法も検討してもいいのかなと思います。ただ、全体の様子を見るならば、今すぐにどうのこうのというわけではないだろうな、と思っていますので、その点を踏まえてご検討いただければと思います。今日現地検討した対象について申し上げるとすればその程度かなと思いますが、確かに、今阿部委員が言われたように、やはり環境保全と生業というのを同時に進めることができるのが一番望ましい。生業を続けながら、さらに良い山をつくっていくのだと、あるいは、機能の高い森林にもって行くのだという考え方は大変大事だなと思います。ですから、森林整備をやる側として、まさにどういう森林を最終的にイメージするのかということは大事です。これはこの山だけではなくて、これから色々なところで森林整備をやっていく場合には言えることです。そのことによって、どういう作業をいつまでにすべきか、ということ、順序立ててできるようになります。山づくりの一つの哲学であります。色々なやり方があります。要は自分の山をいかにより良いものにしていくかという、その最終ゴールとその手法は、色々検討するに値するのです。言うなれば森林をやっていく上で最も面白い部分でありますので、市の担当者も森林の移り変わりというものがあるべきか、最終的にどのような山にするか、木を切って木材を出しながらさらに公益的機能を高めるにはどういう方法があるのか、といったところを検討していただければ、素晴らしいなと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。阿部委員にお聞きしますが、先ほどご発言いただいた横の急傾斜の細い木のところについて、例えば、間引きをするということもやり方としては考えられるものでしょうか。

阿部委員

植木委員がおっしゃったように、かなりの密度で株があるので、大胆に株ごと隣の株を伐採して、光を入れるというようなやり方でも良いのではないかなと思います。ですが、そもそも大きい木が育つような環境なのか、そういう土壌条件なのか、その辺のところを見極めた方が良いのかなと思います。かなり急斜面だったので、萌芽して樹木しか育っていないというのは、すごく薄い土壌しかないなどうまく根が張れる状況ではなくて、それでみんな萌芽してしまうということが可能性としてはあります。ですから、その辺を調べてからやった方が良いのかなと思っています。なかなか難しいかもしれないですが、いきなり伐採して枯れてしまうということになると大変ですので、何年ぐらい前からああいう状態なのか、という経緯を調べた上で、今後の方向性みたいなものを探った方がよろしいのかなと思います。

中山課長補佐 どうもありがとうございました。整理しますと、広葉樹の山を手入れするというのはあり得るけれども、将来の山のイメージをまず明確にする必要がある、という全体のお話を頂きました。また、特に急傾斜の林分は、伐採することに本当に意味が出てくるものかというところを、土壌の条件もよく確認して検討した方が良いという点もお話いただきました。

上田市米田主査 上田市の米田です。ありがとうございます。どうしても市町村ですと防災・減災というのが第一の目的になって、委員がおっしゃるようなその先のイメージというのが市の担当としてなかったのも、その辺を地元の皆さんともお話をさせていただきながら、今後、防災減災の先にある山のイメージを作りたいなと思います。先ほど委員がおっしゃった細かいかん木のところなのですが、例えば調べてみて、あの林分はもうずっとあのような状態で、逆にあそこでは大きな木が育たないということが推測できれば、あそこを防災・減災という観点で見た時に、木の根が張ることで山の土砂の流出を防ぐというのはなかなか難しい山である、という判断ができるということでしょうか。

阿部委員 土壌が薄いというのは崩れるものがすごく少ないということですよ。だから崩れたとしても表面を引っ掻くような感じで土砂が流出すると思います。つまり、樹木が枯れて植生がなくなった場合にそうなります。そのため、森林に関連しては災害としては、大きな災害にはなりにくいと思います。ただ、あそこは全体がすごく新しい地質で、また地形も、斜面が膨らんだり、急斜面になったりで、山が動いたのかなというようなところも見受けられます。森林に関わる災害としては健全な森林を育ててもらえば防ぐことができると思うのですが、防災・減災という大きな話になってくると、そういう本来の地盤の問題と関わる防災という観点もありますので、その辺を頭の中に入れておく必要があるだろうと思います。

上田市米田主査 ありがとうございます。

中山課長補佐 例えば、これから地元のご意見を聞いて、仮に間引きをして、明るい山にしてほしいというような地元のニーズがあった場合は、今日見ていただいた所有者不明森林や隣のアカマツ林でそういった施業をやっていくという方向性も、許容されるのでしょうか。植木委員、どうお考えになりますか。

植木委員長 地域のニーズがそうであるならば、できるだけそれに応えるような山づくりということになるのでしょうか。そうした場合に、あの森林が今後どれだけの成長が期待できるのかという検討が必要です。土壌が薄くて成長に対する期待が持てないということになれば、なかなか地域の人たちのニーズに応えられるような山づくりには向かないかもしれません。それは状況によるので分かりませ

ん。たくさんの色々な樹種が入っている中で、ある程度樹種を調べて、特定した上で高木になる木、亜高木になる木、それからかん木など、どういった木が存在するのかを明確にした方が良いだろうと思います。その上で高木のある程度残すような施業をして行くべきなのだろうという気がします。なぜかと言うと、高木であるがゆえにやはり根の張り方もそれなりに広く張れるわけで、あるいは樹種によっては直根による土中深く入ることも期待できるからです。そういった樹種の特定というのがまずは行われるべきだろうと思います。その上で、どのような山づくりの下でどのような施業をするのかということになっていくと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。やはり、ケースバイケースで、あそこの山について手入れをするという方向性も一つには考えられるのかどうかをお聞きしたところでした。それでは他の観点として、探索、あるいは境界の関係、裁定の関係などでコメントを頂きたいと思います。

品川委員 まず1番のところに絞って、コメントさせていただきたいと思います。2筆については、相続人の探索まで実施し、相続人の確知が終了したということで、これは全く問題がないと思います。次に、登記簿上の氏名しか情報がなく、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿上の取得を試みましたが該当はなくということで、所有者不明ということで裁定をしてしまうという点について、これは恐らく表題部所有者不明土地だと思うのです。これについては、別に法律が施行されておりまして、法務局が所有者等を探索することになっております。この点について林野庁のガイドラインとか既存のものでは、法務局の手続きと平仄を合わせて進めてくださいという程度のコメントしかなく記憶しています。私はそれでも、森林経営管理法の特例措置を使ってやってしまっても良いですよ、という見解でございました。

実際のところ、法務局が探索しても、ほとんどの土地が特定不能、手続きは中止しますということで報告されて終わるようです。今はもう法務局の掲示板に行くと、特定不能・手続中止の公告がずらりと並んでいるような状況です。そういう状況であれば、なおさら所有者不明土地で裁定をやってしまってくださいと言いたいところですが、ある自治体の方から、「確かに大半は特定不能土地なのだけれども、稀に所有者が判明する場合があって、それがとても怖いです」というコメントを頂いたことがありました。それはなるほどおっしゃるとおりであり、そういう事例を見せると確かに怖いだろうと思います、その場での即答は難しかったです。

その後考えましたが、やはり、私は所有者不明土地として裁定の手続きに進んでしまっても構わないだろうという見解を維持します。根拠については、表題部所有者不明土地である場合に、まずいつの段階で法務局の方が所有者探索に着手するかということが見えないわけです。それを待っているのは、森林の集積・

管理という点から間に合わない、スケジュール的にも合わないということが一つ。ではその林地が表題部所有者の探索が始まっている、対象地だということが分かったらどうかと。これはどうも私が見た限りでは着手してから結論が出るまで、3年くらいかかっているのです。やはりこれは待っていただろうと思います。話を細かくして行くと、2年前に着手したことが分かって、もうそろそろ結論が出そうな状況だとか、色々場合分けすることも混乱を来すと思います。ただ、手続き煩雑の論点ではなく、根本的な問題に立ち返ってみると、結局のところ、表題部所有者として探索されて判明した所有者は、その時権利を発見するわけです。それまでは無権利だと思っていたところを、権利を発見するわけです。その土地の所有権というのは、プラスの権利であると同時に、山林については大きな責務を負担するわけです。しかもそこで、経営管理権集積計画を立てようとしているところは責務の側面の方が大きいわけです。それを言ってみれば、自治体の林野の専門部署が先んじて責務を履行してやってあげる、そういう建付けの制度である以上、所有者の不利益は予想されないのであるから、早々に特例措置に進んでおいて構わないというのが、私の現時点での結論にはなっています。

中山課長補佐      どうもありがとうございました。野村委員からもコメントを頂けるとありがたいです。

野村委員      AさんBさんについて、比較的簡単にとというか、特にBさんは単独で現在所有になっているようなので、この程度の調査で済んだのかなと思います。Cさんについては、表題部不明土地ということだと思のですが、これについては基本的な調査をして、そこで出て来なかったもので、その先、特例措置の活用に進んで差し支えないと思っています。品川委員がおっしゃった問題意識というのは、新たな手段がある中で、それを活用するのか、それがマストなのか、もしくは活用が望ましいと言われてしまうのかという観点でした。私としては、是非とも判明してほしいという必要性があるような事案であれば、探索の手段として活用すればいいと思いますが、そこまでその人がいないと困るという状況ではないわけです。元々は、職権でやっていただくことですので、市町村の立場として、そういう手段があるからやらなければいけないという考え方は少なくとも現在の状況では不必要ではないかなと思っています。私としては、少なくとも現在の状況の中では、もうこれで充分ということで、あまり深く考えずに進んでよろしいのではないかという意見を申し上げたいと思います。また境界の明確化、3番のところですが、ここに関しても境界を定める必要がある場合もあると思いますが、今回やろうとしている内容について、災害の防止という観点である時に、その境界部分での違いが、どれだけ生ずるのかということもあり、ここの境界が必ずしも明確ではないことのデメリット、大きな問題が生ずるようなケースが特段想定されないことの方が多いいと思います。ここ

も、マストとってしまうと阻害要因になりますので、私としてはそこまで神経質にならなくても良いところではないかと思えます。所有者不明森林の境界を、今残っている人だけで定めるとすると、かえってその人に都合よく動いてしまうということもあるわけなので、仮に、そこに争いがあるとしても、それは残したまま、目的とする災害対策とかが進められるのであれば、それはそれでよろしいのではないかと思えます。ただし、別の観点から、せっかく、いま手を入れるのだから、この機会に境界を確定したいという事情があったり、あるいは、ある程度根拠がある所であったりすれば、進める方法もあるかもしれません。いずれにせよ、必須のことと考える必要はないのではないかというのが私の意見です。それから4番目の裁定手続きについてですけれども、今回特別な留意点があるかということ、少なくとも法律家としての観点から特に申し上げたいことはございません。

中山課長補佐      ありがとうございます。探索について、表題部所有者不明の扱いについてのご発言を頂きました。ガイドラインにも今のご指摘の点などを反映できたらいいのかなとか考えているところでございます。品川委員、境界確認について、何かございますか。

品川委員           境界に関しては非常に難しい問題が隠されていることから、ナイーブに扱うところだと思います。なんと言っても同意を得なければならないという問題があって、誰の同意を得たのかということは後々まで残る問題で、たとえば集積計画で行った施業が、災害防止とかということでどうしても必要な緊急的なのということがあったとしても、容易に同意を得られる人から得ないで進めてしまった手続きというのは、それは手続きの瑕疵として後々残ってしまうことであると考え、できるだけことはしておかないといけないと私は考えています。集積計画を立てるときに、少し慎重にやれば把握できた所有者の同意が漏れてしまったと、その場合に、その人の被った実損害が一つの判断基準になります。そのところで、私個人はもう少しある程度場合分けした指針を与えても良いのかなと思わないことはありません。法律上の正当な手続きを踏もうとするのであれば、そもそも境界の明確化ということが、保存なのか、管理なのか、処分なのかというところに話が行って、ちょっとした境界の明確化や修正であれば保存であって、大規模な変更であれば、変更であったり、公図と森林基本図、計画図と全然違うというような林地台帳、全然違うところでどうするかということになって、完全に処分になるわけです。その場合に法律は、一応は4月から施行される所有者不明土地管理制度というのが用意されておりますので、それを使うことが勧められるということになります。現場は実際そこでやることは負担であるとか、それをやっているのは手続きが止まってしまうということになるかと思えます。できるだけ現場の手続きは軽くしてあげたいと思いつつも、大きな変更あるいは複数の種類の地図間で全く違うものが出ている場合は、や

はり所有者不明土地管理制度の手続きに進んで、明確にした方がよろしいです。この管理手続きに進みますと、林地自体を判明している林家に贈与するとか、譲渡するとか、そういったことも可能になってきますので、これは考えた方がよいところかなと思っております。

野村委員

今のご意見なのですが、私の考えの前提としては、今回このABCという3筆の土地を見たときに、それぞれその隣接している土地と合わせて、経営管理権の集積計画自体は1筆毎に作るわけではなく、一体として作られるという点がありました。所有者不明の境界の話が、例えばこの集積計画の縁の部分にあって、その隣の区域外の所との境界であったという場合には、デリケートな問題があると思います。ですが、このように周囲の土地と一体として集積計画を立てようとしている中で、周囲の人たちは進めることに同意していて、だから、この不明土地との間も境界が必ずしも明確ではない、あるいは明確と思っているが立ち合いが求められない、こういう状態であるという話だとすると、その線引きを明確にすることは必ずしも必要ではないのではないかということをお願いしたいと思います。だから集積計画の本当の縁の部分で、区域外と区域内との境界が不明のまま良いのかという点で、当然少しデリケートさが上がるのかなとは思いますが、今回私は申し上げたのは、少なくともこのように周りの土地について、全て人が分かっている、同意しているという中で、境界部分の立会がないということについて、そこを照会する必要はないのではないかなと思っております。

品川委員

今回に限ってということで、明確になっているところに囲まれている森林の一部だけが分からないというような場合には進めて構わないということで林野庁のガイドラインにも出ていますし、そういうことで構わないと思っています。ただ、やはり一般化することは危険なので、こういうふうな資料に出た時には注意深い記載の方法が求められるのではないかと思います。4番、県が裁定する上で留意すべき点は、やはり常に現在生きている相続人まで探索されているかどうかというところは、注意深く見ていただけたらと思います。やはり人数が多くなってくるとどうしてもミスが生じます。戸籍の見方というもの、慣れている人と慣れてない人の間で知見の差が出てきますので、そのところは慎重にやっていただけたらと思います。

中山課長補佐

ありがとうございました。境界の話は結構難しいなと思っております。ただ、状況に応じた判断、対応で良いのだということを言っていただけたのかなと思います。今回の事案については、特にそれほど考慮することなく進めて良いのではないかというところでございますが、施業の中身とか隣接する土地の状態で気をつけないといけない部分は出てくるだろうというようなお話でした。この論点は、これ以外の箇所においても必要な論点かなと思います。ありがと

うございました。表題部所有者不明という観点で言うと、郡上市は探索をしっ  
かりやられている中で、境界関係の対応はこれまでどのようにされていますか。

河合委員

正直、分からないところはとりあえず手を付けておりません（代表相続人等は  
探すが、相続人全ての探索はしていない）。境界明確化をして、その後、施業が  
必要かどうかというところを確認してから集積計画を公告するように、スタイル  
を変えてきていますので。境界がある程度はっきりした段階で、どうしても  
施業が必要だということになれば、とことん探していくということになると思  
います。しかし、それが仮に広葉樹林であって、手を付ける必要はないという  
ことであれば、ここで止めようというふうになっていくだろうと思います。去  
年、境界明確が終わらずに繰越したのですが、それでもやはりどうしても分か  
らない所があって、中に穴のように抜けている所があります。その隣の境界の  
人がここなのではないかという線はあるのですが、そこで引いてしまうのが怖  
くて、そこは集積計画の対象外にしようかと市と調整して決めたところでは  
境界がこうではないかと言って決めてしまうのは、やはりすごく怖いことです。  
分からない所を、仮に本当に施業が必要なのだけれども分からずにやってしま  
うと、隣の人が実はそこはうちの所だと言ってくる場合もありますし、丁度、  
土地の境界の争いが結構激しかった所だと聞いているものですから、そうい  
うところは気をつけた方が良くかなと思っています。片方の言うことで線を引  
いてしまうとまずいかなと思っていますので、やはり慎重になるというのが現実では  
ないかなと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。郡上市は、元々は集積計画を立てた後に境界明確化を  
しようというふうに進められたかと思うのですが、それを今は境界明確化をや  
った後に集積計画を立てるというやり方に変えられた理由は何でしたでしょう  
か。

河合委員

やはり境界が分からないうちに、例えばスギの人工林と広葉樹林とあって、森  
林簿で見ると広葉樹林だったのが、境界を立ち会って見るとスギが入っている  
とかという所があったり、その逆もあったりします。最初の年にやった集積計  
画は全部公告したのですが、境界がはっきりした段階で必要な所の集積計画を  
立ててやった方が良くのではないかという疑問が、2年目に出てきました。2  
年目に意向調査やったところは、集積計画を立てて公告した箇所もありますが、  
集積計画で同意をもらったが、公告までは待っているという状況のところもあ  
るのです。今年になってその辺を市と協議する中で、集積計画案を所有者さん  
に見せるのですが、その後に境界明確化をして、さらにそこで施業プランを立  
てて、施業が必要な所の集積計画を修正して、それで初めて所有者さんに同意  
をもらって公告しようというスタイルが変わってきたのです。意向調査をして  
から公告まで、2～3年ぐらいかかる状況です。

中山課長補佐 去年現地を見させていただいて、郡上市の場合は一団として集積計画をまとめて立てられるというやり方ですが、センシティブになれば、外周を決めるというところの部分でなかなか決まらないというところでしょうか。

河合委員 外周もそうですし、中もある程度の所有者のかたまりで境界の明確化をするようにしています。先ほど例に出した、境界が分からなかった所は、外周とそこからの少し入り込んだ谷の部分が決められなかったということです。

中山課長補佐 実施されている整備の内容は基本切り捨て間伐で、災害防止という観点なので、ある程度そこは誰も反対する人がいないのかなとも思ったりもするのですが、それでもやはりその外周にいる方は結構厳密にやっているのでしょうか。

河合委員 そうです。

中山課長補佐 なるほど、ありがとうございます。片山委員にも、境界関係の実情を伺いたいのですが、いかがでしょう。

片山委員 かが森林組合は、多分全国的に珍しく境界明確化を専門にやっているという部署を持っております。担当職員4人が境界だけを行っています。毎年500haずつぐらいを、所有者立ち会いの下、境界明確化をやっております。森林経営計画と集積計画の両方をやっています。経営管理制度の方は、市町村さんが責任を持つということになりますので、非常に気を遣うということになります。所有者の立ち会いの下に境界をきちんと決めて測量まできちんとやっているのですが、所有者がどっちかにいればなんとか境界が決められるものの、やはりどうしても所有者の分からない所とか、相手方がいないとなってくると、やはり境界を決め切れないという所がどうしても出て来ているという状況です。このように集落単位で集積計画の実施をして行くのですが、こうなった時にやはりその所有者さんも分からない、境界が決め切れないという所がどうしても残ってしまうのです。確か集積計画はそこも含めたような格好で立てていると思います。ただ、森林整備のことになってくると、ちょっとそこだけは外そうという格好で、今、進めている状況です。やはり市としても、整備の同意も境界の同意も取れていないような所について、市の方で間伐をやってしまうとなると、やはり市は怖いのかなという感じがして、その施業については待っているという状況です。

中山課長補佐 そこだけ集積計画を立てていないということですか。

片山委員 そうですね、そこだけ残しているという感じですね。だから分からなかったら

分かる所だけやって、境界確認をやるのですが、境界が分からない所を含んだ部分では集積計画を立てずに進めているところです。

中山課長補佐 搬出とか切捨てか関係なくということですか。

片山委員 基本的には両方関係なくということなのですが、特にやはり搬出で所有者さんにお金を返そうということになってくると、余計その辺は気を使うということになってきます。搬出になってくると森林組合が再委託を受けてやるということになってくるので、その辺もちょっとどうなのかなというところもあるのです。後で所有者さんが出て来られて、「うちの山が勝手に切られてしまったわ」と言われた時に、市もそうですし、やはり組合としても怖いなというところがあります。この辺りのことについて、本当に今の所有者不明森林のこの制度で、どこまで対応できるのかなというところが非常に知りたいというか、どうやっていけば良いのかなと非常に悩んでいるところです。

中山課長補佐 むしろ、そこはもう特例を使ってもらって、集積計画を立ててやるというのがこの法律の仕組みになりますので、今回の上田市のような、特に一団で被っているような場合はむしろ安心してできるのかなというのがあります。前の検討委員会で糸魚川市の事例も一団で集積計画を立てて、ぽつんと分からない筆だけは立てていないという事例がありましたので、そういった所はやはり特例を活用していただいて、今日の委員の話にもありましたが、やはり安心して立てられるのかなと思っています。

片山委員 少しその辺も安心して今の特例を使いながらやっていけばいいのかなと、今、思っております。

中山課長補佐 この境界の話はケースバイケースのところもあります。場合によっては非常に難しいこともあるので、今回の事例に限るとこういう形で一団として被っている中での整備の実施においては、憂慮する事項はないのではないかとこのところではありますが、ケースによって変わってくるので、その辺もできればどこかに書いていければなと今考えているところでございます。このほか何かコメントはございますか。

長野県石原企画幹 長野県森林政策課の石原です。今日いくつか裁定のところでご意見いただきましたので、もしこれが上がってくるといことになれば参考にしたいと思っております。防災・減災の観点で見た時に、上層・中層・下層、この辺がバランスよく配置されていて、色々な樹種があるというのが防災・減災上良いとのご意見を頂いたと思います。その判断はやはり周辺の広葉樹林を参考にしながら、目指すべき森林を上田市が定めて、それに適合しているかどうかを我々が判断

するのかなと思っているのですが、そういう形で目指すべき森林を定めるというところで問題ないかご意見を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

植木委員長

樹種がどういう構成であるかという場合には、その周辺にどういう母樹があるかということ結構気にしますので、基本的には今言われたように周辺の森林がどういうふうになっているかの見当がつけば、今回のようなところも色々な樹種があるけれども、将来、こういう山になりそうだということは見当が付きます。だからそういう考えでよろしいと思います。ただ、気になるのは母樹が無くても時々芽が出てくるのがあるのです。それは鳥だとか、色々な要因によって運ばれてくることによります。一番良いのはある程度のプロットを設定して、樹種の確定をした方が一番良いのだらうと思います。またあそこで気になるのは、やはり森林が若いところにおいて、土砂の崩壊の危険度は、例えば10年か15年ぐらいだと思うのですが、ちょっと心配な気がします。できるだけ今の状態を保ちながら、ある程度の根の伸長を期待しながら、後10年、15年経った場合に優劣がついてくるでしょうから、その時に判断すべきなのかなという気もします。

長野県石原企画幹 ありがとうございます。またその辺は県と上田市ともきちんと連携しながらやっていきたいと思います。

中山課長補佐

我々林野庁も引き続き連携して、是非一緒に考えさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。それではここで、ケーススタディ長野県上田市における検討状況という部分を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 【2. ガイドラインについて】

中山課長補佐

それでは続きまして、資料2-1と2-2のガイドラインの中身に入らせていただきたいと思います。今回資料2-1に、前回7月に委員に見ていただいたものから、修正した箇所を何点か書いております。資料2-2の方が、その修正を溶け込ませたものでございます。合わせ読んでいただければと思います。大きく3点ありまして、資料2-1の4番の具体の活用場面における検討というQ&Aの部分です。こちらに相続放棄に関する問を追加したのと、関係するコラムを追加したという点。併せて認可地縁団体のコラムを設けていたのですが、6番の所に別途項目を設けましたので、削除しているというのが1点です。その下の5番のケーススタディです。前回見ていただいたものについては、文

字がたくさん書いてあって少し見にくいというような指摘もありましたので、概略図などを追加して見た目を少し再整理しました。最後に6番です。その他法制度の活用について新たに追加しました。資料2-2をご覧ください。1枚めくっていただき、ガイドラインの見方・使い方というところの6番として、その他法制度の活用、所有者不明森林等において森林整備を行うことができる各種法制度を紹介しています。森林経営管理制度では対応できないケースはこちらを参照してください、と記載をしております。

27 ページ目をご覧ください。Q17 を新しく追加しています。全ての相続人が権利を放棄していた、という部分です。「登記名義人の相続人に確認したところ、『全員が相続放棄している』の回答であった。家庭裁判所に資料を請求して確認した結果、相続放棄の事実が確認された。このような場合、特例措置を活用することが可能か」、という問いを1問設けています。回答として、相続人が全員相続放棄をしており、その他の関係権利者が存在しないと（存在の有無も確認できない）場合は、森林所有者が全員不明であるとみなし、所有者不明森林の特例措置の適用が可能、と書いています。そしてコラムとして、「相続放棄とは」を設け、初めから相続人とならなかったものとみなされる等の扱いなどを書いております。市町村によっては意向調査の段階で相続放棄の有無を調べるという場合もありますので、それを調査するには家庭裁判所に照会する必要がありますので、少し解説を加えています。

28 ページ目からはケーススタディの修正です。大きな修正点としては、概略図を追加しています。共有私道のガイドラインを参考にして図を付けさせていただきました。まずケース1は共有者の一部が不明という場合です。前回の案でその森林の状況が災害を目的にする場合と木材生産を目的にする場合で、パターンを二つに分けたのですが、少し見にくかったことから合体させました。災害防止の観点から一体的にやりたいということと、再委託を見込めると考えているというような森林の状況を記載しています。また、所有者探索の状況のところの記載について、探索の方法を追記して少し丁寧に記載しておりますが、本旨は変えておりません。

次の29 ページ目ですが、「相続状況概略図」というのも新しく加えています。この場合は一部が不明となっている場合です。最後に、前回は「事例の検討」として置いていたのですが、今回「この事例のポイント」ということで、少し見た目を変えて再整理していますのと、できる限り曖昧な表現を排除しようということで、例えば、事例のポイントの2点目、町は不明共有者と思われる者に対して、住所地への訪問による確認を行っていないが、共有者不明森林の特例の適用に当たっては、原則、書類のやりとりのみで問題ない、と書いています。前回は「問題ないものと考えられる」という表現にしたのですが、少し言い切る形に変えています。

30 ページ目のケース2は一部不同意の場合の事例、すなわち確知所有者不同意の場合を想定しているケースでございます。こちらも同様に、中央に概略図を

作りまして、公道沿いに集積計画作成済みで、その周辺も一体的に整備をしたいという事例であることを示しております。

その下の探索の状況は特に変わりはありません。31 ページ目に相続状況概略図を記載しております。1 名宛先不明で1 名不同意というような状況で、返信なしも1 名いらっしゃると書いています。この事例のポイントというところですが、ここも少し言い切る形に変えております。この辺についても少しご意見を頂きたいと思っているところでございます。例えば、1 点目の「確知所有者不同意森林の特例の活用を進めることが可能と考えられる」とせずに、「進めることが可能」という記載にしています。同様に、2 点目も文末を「差し支えない」という形に修正し、3 点目も「いつ誰が対応したのか文書として保存しておくことが必要」という形に修正しております。いずれも「考えられる」という表現を排除しています。5 点目、確知所有者不同意森林の特例の適用を検討する際の判断材料の一つとして、同意勧告時の返信用書面に、「現状から見て森林整備をすべきではない」、「森林整備が必要はない」などの選択肢を設けることにより、所有者が森林整備そのものに反対しているか否かを含めて、「不同意」の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましいと、書いています。これは前回確認できる形にしていることも考えられるということで、選択肢の一つの提示という形にしていたのですが、結局設けた方が良いのかどうか分からない部分もあるので、「不同意の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましい」という表現に変えています。品川委員からも、こういった一つのアイデアがあるのではないかとということで、入れているところがございます。ここについても言い過ぎかどうかということも含めてご意見を頂ければありがたいなと思っております。

次の 32 ページ目について、「確知所有者不同意森林の特例における裁定の留意事項」も趣旨は変えておりませんが、言い切り型に少し変えているというところがございます。

33 ページ目のケース 3 は所有者不明の場合の想定です。戸籍を請求しても該当者がいない場合で、こちらも概略図を追加しています。この右の 34 ページ目、所有者不明森林の特例における裁定の留意事項というところがございます。表現ぶりを少し変えていますのが、3 点目です。「市町村は法令に定める方法により探索を行ったことを証するため、相続関係図等を提出すると良い」と書いています。前回、都道府県目線で、「相続関係図等により確認」というふうに書いていたのですが、今回、市町村目線に変えて、市町村は提出すると良いというような形で少し表現を変えております。

35 ページ目のケース 4 は周囲一体で集積計画策定済みのところで中にぼつんと所有者不明森林があるというような状況です。森林の状況としては今回の上田市さんの想定に少し近いような部分のケースでございます。実際、記載している部分は特に変更はございません。ケーススタディはこういった形で、見た目とか表現ぶりを少し変えているというところがございます。

40 ページ目から、今回新しく追加しました、その他法制度の活用というところ  
でございます。所有者不明森林の特例措置は、市町村が主体となって所有者不  
明森林等の整備を進める制度なのですが、例えば、所有者が自分でやりたいと  
か、共有者の一部でやりたいという場合は、個人が主体ですので使えないとい  
う仕組みになります。その場合は、その他の法制度を活用することになるとい  
うことで、ここでは、そういった活用を想定されるケースごとに法制度の概要  
を紹介しようということで、記載を追加しています。大きな二つの観点で整理  
をしておりまして、一つ目が（１）行政機関による手続きのみで対応可能な制  
度、すなわち、市町村や県の手続きのみで活用できるような仕組みです。二つ  
目が、（２）司法機関の関与が必要な制度ということで、裁判所に申し立てをす  
る必要があるものということで、大きく分けています。

次の 41 ページ目から概要をご紹介しますという構成にしています。

最初に、行政機関による手続きのみで対応可能な制度として、①の共有者不確  
知森林制度という森林法に定められている仕組みのご紹介であります。活用が  
想定されるケースとしては、共有となっている森林の所有者が、自分で自ら立  
木の伐採・販売をやりたいが、共有者の一部が不明で全員の同意が得られな  
いため、伐採・販売ができない、という場合になります。制度の概要と致しまし  
ては、共有者自らが立木の伐採等を行おうとする場合に、所有者の一部が特定  
できない、又は所在不明で共有者全員の同意が得られなくても、伐採や造林を  
可能にする制度になります。手続きとして、市町村による公告と都道府県知事  
の裁定により不確知共有者の立木持分の移転と土地の使用権を設定するという  
仕組みになっていて、これによって共有林における立木の伐採と伐採後の造林  
が可能になるという仕組みです。その下の概略図に書いてありますように、立  
木の持分を移転するのと、その不確知共有者部の土地の使用権を設定するとい  
う内容になっています。「手続きの流れ」の部分についてご説明します。活用が  
想定されるケースの制度の概要で、手続きの流れという形にして、大きくその  
1 からその 5 までの内容を書いています。基本、まず市町村に共有者の方が不  
確知である旨の公告申請書を提出する、その 2、市町村の方で公告をする、と  
進みまして、何もなければ、その 3、裁定の申請ということで、都道府県知事  
に裁定申請。その 4、都道府県知事で裁定、その 5、補償金を供託するという  
ことで活用がされる仕組みです。実際に北海道蘭越町で活用事例があります。  
共有林の共有者の 1 名である A さんが制度を活用されて、実際に伐採に至っ  
ている事例がございます。こういった形で各種制度を紹介していこうというこ  
とでございます。

43 ページ目、②認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例でございます。  
これは地方自治法に基づく制度です。京都府綾部市のケーススタディの際に野  
村委員からご紹介を頂いた仕組みです。活用が想定されるケースといたしまし  
て、集落有林とか、関係権利者が多数にわたり、権利者全員から同意を取得で  
きないという場合がございます。制度の概要です。実態として集落、自治会、

町内会等の地縁団体がその対象不動産を所有しているにもかかわらず、地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている場合に、市町村長が発行した証明書を添付することで、当該不動産について地縁団体を登記名義人とする登記申請を可能とする制度です。複数名の共有状態から、認可地縁団体名義の森林にしてしまおうというような場合の制度です。例えば、集落有林として管理されてきた森林で、昔の集落の代表者名義で所有権保存登記がされている場合、一部の登記名義人が不明であっても、集落の方で森林を実質的に所有していることを、その期間については10年間など条件がありますけれども、これを証明することができれば、本制度を活用して所有権移転登記を申請することが可能になるという仕組みです。手続きの流れは、その1からその5まであります。基本的にはその市町村長の認可申請を受けて、登記まで行う中身になっています。具体的な内容は一番下にあります国交省の「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」に事例が豊富に掲載されていますので、それをご紹介しますという形にしています。

44 ページ目、③入会林野近代化法でございませう。登記上共有名義となっている入会林野について、所有関係を明確にしたいという場合に活用できる仕組みです。制度の概要としましては、都道府県知事の認可を得て、入会林野の入会権を消滅させ所有権の設定等を可能とする制度です。これにより、入会林野を生産森林組合や個人の所有とすることなどが可能となるということです。手続きとしては、都道府県知事に認可を申請するという流れで、県知事の方で審査、その3にある公告・縦覧を経て、その4、認可・登記というような流れになっています。活用に当たっての留意事項ですが、入会権者全員の特定が必要だという点、入会林野における慣習の主なものとして、「離村失権」、すなわち集落を離れば入会権を失うというものがあり、この場合、在村者のみで入会林野整備の意思決定を行うこととなります。ただ、この入会権者の特定に当たっては、どこ程度確認する必要があるかについては、認可を行う都道府県の判断によるという点を記載しています。

45 ページ目です。ここからは司法機関の関与が必要な制度をご紹介します。特に昨年度民法の一部改正が行われまして、令和5年4月1日から施行される制度を掲載しています。大きく三つ掲載しておりまして、一つ目は、①所在等不明共有者の不動産持分の取得というものでございませう。活用が想定されるケースとしましては、共有状態の森林の所有者が自ら立木の伐採・販売を行いたい、共有者の一部が不明で全員の同意が得られないというような場合に使えます。制度の概要でございませう。この制度は共有者が裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することを可能とする仕組みでございませう。持分を集約するというイメージになります。ただし、相続により共有状態となっていて、遺産分割が未了である場合は、相続開始の時から10年を経過していないと活用できないということです。これが法律に書いていまして、その場合は別途の仕組みを使うということになります。こういった留意事項もあ

ることから記載しております。手続きとしては、申立て、証拠提供ということで、共有者の方で森林の所在地の地方裁判所に対して、所在等不明共有者の持分取得の裁判を申立ててもらおうということです。裁判所において異議の機会を与えるために3か月間公告されるということになります。3か月間の公告後、事案に応じて供託金額を決定して、申立人がこの金額を供託所に供託し、その供託後、持分の取得の裁判の確定時に申立人が所有者不明共有者の持分取得をするということになります。3人共有のうちの1人が分からないという場合に、その1人の持分を残り2人か1人の方に集約するという仕組みになります。活用に当たっての留意事項ということで、裁判所に対して「登記簿上で共有者の氏名等や所在が不明である」ということだけではなく、「戸籍及び住民票による相続人調査を行ってもなお、共有者の氏名等や所在が不明である」ということを立証することが必要だということになっています。具体の運用が始まらないとどこまでの資料が求められるものなのか、よく分からない部分がありますけれども、こういった留意事項はございます。

次に46ページ目でございます。②所在等不明共有者がいる場合の変更・管理です。活用が想定されるケースといたしまして、共有となっている森林の所有者が、自ら共有林の間伐、伐採はするが搬出はしないという場合、切捨て間伐を行いたい但し共有者の一部が不明であり、持分の過半数の同意が取得できないという状況が想定されます。制度の概要です。共有者の一部は不明であっても、裁判所の決定を得て、所在等が知れている共有者の同意により、共有物の管理・変更行為を可能とするという制度です。分かっている人だけの合意形成で取り組みを進めていこうという仕組みです。手続きとしては、共有者が自ら地方裁判所に対して、共有物の変更・管理の裁判の申立てをする。地方裁判所において1か月以上公告をして、異議が出されない時は、残された共有者で変更・管理ができるような裁判をして、残された共有者で変更・管理行為を行うということになります。活用に当たっての留意事項として、立木の伐採は「変更行為」に該当することもあります。ここでは森林を健全な状態で維持するために行う「管理行為」であることを前提としています。本制度で木材の販売などの「処分行為」を行うことができません。昨年度の議論で、木材の搬出間伐だつて管理行為と言えないのではないかという話もありましたが、本制度の場合は、このような解釈になると聞いています。木材の販売を行いたい場合は、先ほどご説明した共有者不確知森林制度ですとか、あるいは不動産持分の取得ですとか、所有者不明土地管理制度の活用を検討する必要があります。話を戻しまして、共有者全員の同意が必要となる分収林造林契約等の締結や解除、変更手続にも活用できます。裁判所に対して、住民票調査など必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明であることを立証することが必要である点は、先ほどと同様でございます。

47ページ目です。③所有者不明土地管理制度です。先ほど品川委員から少しご紹介いただいた制度です。活用が想定されるケースとしては、森林所有者が、

自ら所有する森林の整備を行いたいが、隣接する森林の所有者が分からず、境界の確認や林道の整備ができないという場合に使える仕組みです。制度の概要としては、「所有者不明土地管理制度」は、裁判所が「所有者不明土地管理人」を選任することにより、所有者が不明となっている土地の管理を可能とする制度です。手続きとしては、利害関係を有する方、例えば、共有者ですとか、公共事業の実施者ですとか、そういった方が地方裁判所に所有者不明土地管理人の選任を請求するということとなります。基本的に予納金の納付が必要ということです。地方裁判所において、1か月以上の公告が行われまして、その後地方裁判所において管理人が選任されます。その管理人が保存・管理・改良行為を行うほか、裁判所の許可を得て処分行為、不動産の売却を行うことも可能という仕組みとなっております。最後、職務が終了すれば管理命令が取り消されることとなります。活用に当たっての留意事項としては、まず誰が利害関係人かということをございます。公共事業の実施者等の当該土地の利用取得を希望する者が該当するということになり、申立人の方が裁判所に、「対象土地の所有者の氏名等や所在が不明である」ことを立証する必要があります。また、国の行政機関や地方公共団体の長については、所有者不明土地についての適切な管理のために特に必要だと認めた場合には、土地の所在地の地方裁判所に対して、所有者不明土地管理命令の請求を行うことができるということが、所有者不明土地特別措置法に規定されていますので、これにより市町村も請求者になれる仕組みとなっております。このほか、現行制度として不在者財産管理制度ですとか、相続財産管理制度がありますけれども、所有者が全く特定できないというケースの場合には活用できないため、そうした場合には、所有者不明土地管理制度の活用が考えられるというふうに整理しています。

以上、森林経営管理制度以外の仕組みも、森林の土地の状況によっては活用をした方が、より円滑に整備に進めることができる場合もあると思いますので、この所有者不明土地特例措置のガイドラインの中に位置付けをすることによって、活用を促していければ良いという考えのもと、今回新たに6番を設けさせていただきました。以上が前回からの修正箇所と追記部分についてです。ご不明な点、コメント、ご意見を頂ければと思います。

27 ページ目のQ17は、前回の河合委員からご発言いただいておりましたが、ご意見があればお願いします。

河合委員

相続放棄した土地というのが、実際の現場でありまして、そういう場合どうするかが分からず、また、隣接する土地だったこともあってそのままにしました。多分そういった質問もあるだろうなと思い、入れてもらったわけです。私もこういった場合にどうするかよく分かっていないので、この辺の内容が良いのかどうか、委員の皆様からも色々ご指摘いただけたらと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。一つには、糸魚川市さんのケーススタディのところで

も少し話が出たのですが、相続財産管理人を選任して進めるというやり方があるかなというお話がありました。ですが、森林整備をやるに当たってなかなか現実的ではないというところもあって、今回、所有者不明として扱って進めた方が良いのではないかという観点で、ここはシンプルに回答を作成させていただきました。ここについては色々なご意見があるかなと思いながら作成したところでございます。

実際に6番で、その他法制度の活用を整理したのですが、例えば、市町村が主体になる整備を行う場合で所有者が一部分からない場合は森林経営管理制度でほぼ対応ができるのではと思います。一方、それ以外の場合は、森林経営管理制度ではできないということになりまして、大きく六つの仕組みを載せさせていただきました。片山委員はいかがでしょうか。実際に森林組合で進められている中で、何か活用が考えられそうな措置だとか、感想などを頂けるとありがたいと思います。

片山委員

本当によく整理していただいたなと思います。森林経営管理制度でやるとかなりの時間も手間もかかって非常に大変だなというところなのですが、この6番のその他の法制度を活用していけるパターンというのはかなり出てくるのではないかという気がしております。どれがどんな場合に使えるか、どれが適しているのか、一番やりやすいのかということ、例えば、野村委員や品川委員にお聞きすれば、このやり方が一番良いですみたいなことを教えていただけることになるのかなと思います。非常に興味がありますので、1回きちんと勉強させていただきたいと思っています。本当によくこのことを付け加えていただき、よくまとめていただいたと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。大きい(1)と(2)に分けたのは、(1)の方が行政機関内で完結するので取り組みやすいのかなという考えがあったためです。(2)が使いにくいというわけではありませんが、まだこれから施行される制度であり、未知の部分もありますので、一旦こういう整理をしてみました。ご指摘いただいたように、色々なパターンによって分けるというやり方もあるのかなとは思っているところです。

野村委員

(2)の新しい改正民法に関する部分。私はこの議論に関わっていたというか、横で見っていたので、本当は色々しゃべるべきなのでしょうが、まだそこまで今申し上げられないかなというところです。というのも、これから始まる制度ということで、これをどのように運用するかが、まだはっきり決っていない裁判所が多いと思われるからです。今そろそろ協議をしていたりすると思いますが、やはり制度が始まってみないと、使い勝手など分からない部分もありますので、そういう意味では、ここにいらっしゃる皆様には、こういう制度があるということをもっと知っていただくということと、運用開始後の新しく出てくる

情報に注視していただきたいと思っています。できれば本当にどんなものなのか、皆さんに使ってみていただくということも、制度を知るためには必要なかなと思います。実際に始まったとしても、各地の裁判所によって運用が違ったりもすると思うのです。だから、地元でやってみるとどうなるのかということも大事なかなと思います。これは若干発展的な話かもしれませんが、同じ制度が始まったとしても、その土地が市街地の共有の不動産の話なのか、それとも森林、林野の共有林の話なのかによって、利用権の考え方とか、処分、管理の考え方とかが違って捉えられる部分もあると思います。ここでも少し表現されていると思いますが、普通、間伐だったら、処分なのか管理なのかということもありますが、この辺りも少し森林ならではの特徴みたいなことを説明して、説得できるような部分も出てくるとかということも考えられます。森林関係者にとって使いやすい制度、使える制度にするために、実務をこれから作っていく段階だと思いますので、是非積極的にチャレンジして情報共有をしていただければ、またこちらからもしていければと思っております。

中山課長補佐

ありがとうございます。実際にこれを作成する過程で46ページにあります変更・管理行為のところについては、間伐を管理行為ということで捉えております。販売は処分行為になるので使えないと言われて、そこは残念だったなと思っているのですが、ただ、元々木材販売をやる場合は、森林法の共有者不確知森林制度がありますので、まずはそちらを検討していただければ良いと思います。基本的にそこで分かれるのかなと思います。ただ、そうではない場合に、こういった制度を活用するということもあると思いますので、森林経営管理制度で意向調査とか、所有者の把握をする中で、意欲的にやられている方とか、そういった方に是非ご紹介していただくとか、あるいは地域の森林組合や事業体の方にもご紹介いただくという場面が必要なかなと思っています。また運用の詳細が分かってくれば、林野庁からもしっかりと情報を都道府県・市町村、現場の皆さんにもお伝えして行きたいなと思っております。

植木委員長

今の6のところ、48ページの7の参考資料の用語解説について質問があります。そこに主伐と皆伐という言い方があって、この表現は非常に混乱を招く表現だと思っています。皆伐は、本来、皆伐作業法のことを示します。作業法というものは三つあって、皆伐作業法と漸伐作業法と択伐作業法があります。皆伐作業法の中に、間伐と主伐というのがあります。字が皆伐ですから、主伐のことを時々皆伐と表現することがあるのですが、それはそれで良いとして、このガイドラインの用語解説の表現だと皆伐も主伐もなんら変わらないことになります。そうではなくて、我々が定義付けをする場合、技術の体系が作業法であって、その場合には、皆伐作業法の中に、植林、下刈り、除伐、間伐、主伐があり、個別技術に対して間伐とか主伐とか言います。ですから、皆伐の中で主伐と間伐は対の関係にあり、主伐というのは、ほかの二つの作業法では言わな

い。漸伐とは予備伐、下種伐、後伐と言いますが、択伐はあくまでも択伐です。ですからこの表現は何かを参考にされてこのように書いているのかもしれませんが、少し違うのではないかなと思います。さらに言えば、時々林野庁の計画書の中でも、択伐作業において主伐と言ったりしているのですがこれはあり得ません。主伐というのは、あくまで皆伐作業の一用語ですから。ここでは主伐と皆伐が並べてあるのですが、これはもう少しきちんと整理した方がよさそうかなと思いますので、もう一度確認願えますか。

川村課長

植木委員長から昨年も同様のご意見を頂いて、確認をさせていただいたところです。確かに委員長がおっしゃるとおり、作業法という学問的な整理の中ではそういった整理なのかもしれませんが、森林法に基づく全国森林計画の中で、主伐というのは更新を伴うものというような形で整理をしております。主伐というものの中には、皆伐と択伐ということで、更新があるものが主伐、更新がないものが間伐であったり、漸伐作業で言う更新伐の前段の伐採というような扱いになってくるのだらうと思います。計画制度の体系の中では、そのような整理をしているということで、今回の用語の解説についてはそれをベースに整理させていただいたということでございます。作業法の観点からはどのような定義が可能なのかは、計画の方とも相談して検討したいと思います。

植木委員長

これは言葉の定義ですから、計画制度の中での言葉としてこうやって使っていますというのであれば、計画制度に使われている言葉の定義が正しいのかどうかということだと思います。今言われた森林の造成を伴う伐採というのは作業法のことなのです。伐採と更新との関係とは作業法のことを言うわけですから主伐というのは単なる個別技術で伐るという行為に対してのみ言うわけです。ここで議論しても仕方がないと思うものの、言葉の定義は大変難しいかもしれませんが、大学で教えている関係上、私としても、学生に、先生言っていることが違いますと言われたらどうしようかなと思っております。計画制度が変わらないのであれば、どうしようもないということですか。

中山課長補佐

このガイドラインについては市町村に見てもらおうというところと言うと、行政主体の通常の業務の中で通ずる体系というところが、一つの整理かなということで、一旦そこは計画制度に基づいたところで、もう一度確認はしたいと思います。基本はこのガイドラインの中の置き所としてはそういったことで考えています。

植木委員長

そうであれば、ここで言う皆伐を取ってしまったらどうですか。主伐と皆伐を並べたこのような説明だと、普通の人には全くどう理解して良いか分からないと思います。皆伐を取ってしまえば、主伐、間伐だという理解にはなりますよね。

中山課長補佐 前回、択伐も加えていれてはどうか等のご指摘もいただいていたのですが、まだ十分追記等できておりませんので、そこも含めて考えたいと思います。  
少し論点を変えて、品川委員にお聞きしたいのですが、31 ページの確知所有者不同意森林の事例のポイントの一番下の5点目の森林整備の必要があるか無いかの選択肢を、チェック項目を設けて聞くというところで、所有者が森林整備そのものに反対しているか否かを含めて、不同意の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましい、という表現にしており、やった方が良いのではないかという形に少しランクアップさせていただいたのですが、そこまで言い切っていないものかどうかということと、逆に市町村の手間が増えるので、できればやった方が参考になるのではないかくらいの位置づけが良いのか、その感度を、よろしければお聞きできないかと思っております。

品川委員 これが問題になった場面がどういう場面だったか思い出したいと思っておりますが、不同意という回答が返ってきて、なぜ不同意かが分からないというので、その後の交渉が困難であるというところがあったのかなと思うのです。

川村課長 確かこの議論をした時は、不同意の時に綾部市が、同意が取れない、私はこの土地に関わりたくないから同意しないのだというようなコメントをしていたというところについて、品川委員からこのような予め意向調査の時に不同意の趣旨を確認しておいたらどうかというようなご議論があったと記憶しております。

品川委員 日本人は、よく関わりたくないということで物事を選択したりする場面があるのですが、関わりたくないというのと、反対であるということとは違いますし、こちら側としてはあくまでも森林施業をしたい、関わりたくないと思っている人にも、積極的に反対ということでないのであれば、できるだけ同意の方向で解釈させてもらいたいというのがあるかと思うので、一つのツールとしてこういう選択チェックボックスがあれば、意思解釈しやすいということになるのかなと思います。一番初めの意向調査の際に、このチェックボックスがあって、現状からみて森林整備をすべきではない、森林整備は必要ないというチェックボックスがあると、やはり所有者さんはそう考える根拠を考えなければならないわけです。そうするとその関わりたくないという意見を出す場合よりも、相当たくさんのことを考えて判断することになりますので、そういう意味でも付けておいた方が非常にプラスかなと私は思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。なくてもいいが、やはりあれば判断の一つのプラス材料として良いかなというようなことですね。分かりました。ありがとうございます。この他何か今回の追記箇所あるいは、追加修正していない箇所でも結構でございますのでご意見を頂ければと思います。今回ケーススタディでいただきました天然林の手入れというのは、Q&Aにない観点ですので、今日の議

論を踏まえて、追記等を検討したいと思っております。次回それについて、是非またご意見を頂きたいと思っておりますのでございます。

阿部委員 一つだけちょっと細かいことで恐縮ですが、22 ページの下の方なのですが、27 行目から「現地調査（立木の計測、踏査等）」とありますが、踏査がちょっと気になっています。踏査はあえて使ったのですか。現地調査と踏査は同じような気がするのですが、踏査は特別なことなのですか。

中山課長補佐 見に行って写真を撮るぐらいのイメージです。

阿部委員 それは現地調査ですよ。

中山課長補佐 測量とか標準地調査まではしないという想定です。

阿部委員 例えば、下に写真がありますが、下層植生の被度の調査とか、何か具体的なことを入れた方が格好はつくのではないかと思います。もう一つ良いですか。Q 10 の列状間伐のところなのですが、最初の列状間伐の選択肢があるということで、それは良いのですが、その次に文章が二つあって、最初に定性間伐のことが書いてあって、「定性間伐の実施が効果的であり」とあります。これはこれですごく良いと思うのですが、続けて「急傾斜地や立木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、間伐率を検討する」とあるのです。この二つをくっつけているのが不自然かなというところがあって、最初の文章、定性間伐のところは前の搬出間伐のQ 9 の前のところに置いた方が列状間伐のところに置くよりは場所としては良いのかなと思います。Q 9 のところが三つの項目になってしまってくいどのような気がするの、それは少し整理した方が良いのかなと思います。回答内容を見た人が混乱する気がします。

中山課長補佐 Q10 の「なお、……」で書いている、定性間伐の実施が効果的であるという記述も Q 9 の方が良いのではないかということですね。分かりました。ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、次回に向けて、見やすさとか、内容の精査をもう一度事務局で行わせていただきまして、修正すべきところは修正して、またご説明をさせていただいて、本年度の決定という形にしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、議題は終わったのですが、参考資料として森林経営管理制度の取組状況の資料を最後に付けさせていただきます。この検討委員会は特例の方に目を向けているわけなのですが、森林経営管理制度全体の今の進捗というところも皆様方にご理解いただきたいというふうに思っております。先月9月に令

和3年度末時点の実施状況というのが取りまとまりました。その状況でございます。

1枚めくっていただきまして全国の状況でございます。日本地図を見てもらうと、濃い緑が意向調査に着手している市町村です。オレンジが集積計画ということで、一旦市町村の方で預かったという状況になっています。赤い所は、そのうち林業経営者に再委託するという仕組み、配分計画を立てるということになるのですが、そこに至っているという状況を概略地図に落としているという状況でございます。

左のグラフの数字を見ると、全国でこの緑の方は973という数字。これは973市町村で意向調査に着手していただいている。薄いオレンジは250あります。これは準備作業ということで、台帳の整備ですとか、対象森林の抽出ですとか意向調査の前段階の市町村と見ていただければと思います。合わせて1,223市町村が、今何かしらに取り組んでいただいているということでございます。いわゆる私有林人工林があって、制度の活用が必要な市町村を見ると、その9割、1,223の市町村で何らかの取組が進んでいるという状況です。これらの市町村の私有林人工林面積を合計すると、全国94%をカバーしているという状況になっているところでございます。

2ページ目を見ていただくと、実際の意向調査の取組状況です。森林所有者に経営管理の状況を聞くということになっていまして、その意向調査の実績です。令和3年度単年度では、約19万ha全国で実施されておまして、制度開始から3年間の累計で約60万haという状況になっています。この回答率について、中央のグラフを見ていただきますと、R3年末で60万haという緑の棒があります。これは意向調査面積の累計です。このうち横の33万haなのですが、これが回答のあった面積になります。面積ベースでいきますと半分ぐらいから回答が来ているという状況です。この内訳が右のグラフの赤囲いしてある部分です。大きく三つに分けていまして、一番下のオレンジが、回答の内、市町村に経営管理を委託したいという希望があったのが11.7万ha。その上が、所有者自らが経営管理をやりますというのが10.2万ha。残りがその他ということで10.6万haという状況になっています。33万haのうち36%ぐらいが市町村にお願いしたいという状況になっているところでございます。

実際に市町村の方で経営管理権を取得した、経営管理の委託を受けたというのがどれくらいかというのが3ページ目でございます。表を見ていただきますと、左から令和元年度末、令和2年度末累計、令和3年度末累計となっております。これまでに262市町村において約9,154haで集積計画が立てられた、経営管理の委託を受けたという状況になっています。下の棒グラフを見てもらうと、前年度から3倍ほど、累計値としても増えているということでございます。このうち実際に市町村の方で整備をされたという実績がこの表の下の市町村森林経営管理事業というものになっています。令和3年度末累計で、158市町村で2,418haの施業がされたという状況です。どういう施業がされたのかというの

が、右下のグラフになっています。一番右を見ていただくと、ほとんどが間伐です。一部広葉樹整備等、除伐、植栽・下刈というような形になっています。次の4ページ目。経営管理実施権配分計画の状況になっています。一旦市町村が預かったものを林業経営者の方に再委託をした面積ということになっています。全国で47市町村において約1,100haで再委託がされているということになっています。これは前年度から3倍に増加をしているということですのでございます。そのうち林業経営者、林業事業者で実際に整備をされたというのが、その下の14市町村で122ha行なわれている状況になっています。間伐が多いのですが、主伐、皆伐、そして植栽というようなことは8市町出てきています。白山市も間伐19haとなっています。

5ページ目です、所有者不明森林等への対応ということで、令和3年度は、50市町村で探索が行なわれており、鳥取県若桜町で同意みなしの事例があります。冒頭、川村から話がありました京都府綾部市の事例は、その下の取組事例2ということで掲載しています。先月、確知所有者不同意森林の裁定手続きが終わったということで、10月11日から、共有者不明の公告を開始ということになっていますので、6か月後には、集積計画を立てるという運びになるということですのでございます。一応、こういった形で、経営管理制度は全国でかなりの市町村で取り組んでいただいています。ただ、2ページ目で見ていただいたように、市町村への委託を希望という面積がかなりありますので、どうしても優先順位としては、まず委託希望の人からの対応というところが主になってくる部分があります。今回の上田市さんのように市町村の取組方針によっては、所有者不明森林も一緒にやっけて行くということももちろんありますので、そういったところをまずはプッシュアップしていくのかなと思っておりまして、そのためにガイドラインをさらに充実していく必要がございます。以上、議論の参考にご説明をさせていただきました。この内容についてご不明な点などありましたらお願いします。

品川委員 所有者不明森林関係ではないのですが、徳島県の意向調査が56%とありますが、ここまで進んでいるものなのですね。

中山課長補佐 最後の都道府県別の実施状況ということで一番左から私有林人工林面積と、意向調査実施とありまして、参考値として意向調査実施面積を私有林人工林面積で割った数字を載せています。厳密には、突合関係にはないのですが、参考に載せています。意向調査実施面積が人工林だけにやっけていても限らないということもあたりるので、参考値として載せております。そこを差し引いても徳島県が大きいのは、大面積を対象に意向調査を実施している市町村があるためです。例えば、徳島県那賀町がかなりの人工林をお持ちなのですが、ここでは意向調査を5年で一巡させるという計画で、年間数千ha規模を実施していきまして、ほかの都道府県よりも実施面積の割合が大きくなっています。

品川委員 地籍調査は終わっているのですか。

中山課長補佐 終わっていません。林地台帳情報を基に固定資産課税台帳情報と突合して、ある程度決めた所有者に対して、まずは意向を把握するという意味での意向調査をかけていると伺っています。ですので、意向調査実施箇所全てで集積計画立てていくような方針にはなっていません。まずは、今分かっている所有者の意向把握を5年で一巡させるといことです。数字が大きいのはそういうところだと思います。

品川委員 しかし、集積計画策定面積ですらものすごく飛び出しています。

中山課長補佐 ここはつるぎ町、美馬市というところが意欲的に森林経営管理制度に取り組んでおられまして、天然林も含めて、希望があるところは全部1回預かって管理する方法を取られていることが背景にあります。集積計画策定面積の大きさは、ここが大きな要因になっています。人工林に限らず委託希望の林分は市で預かる形で進められていまして、地籍調査は終わっていないのですが、境界明確化しながら取組みを進められているという事例になります。

品川委員 それはやはり所有面積が大きいからでしょうか。

川村課長 那賀町は比較的大きい所有者さんが多いというのはあります。とりあえずは、ほぼアンケートに近い状態なので、まずは本当に所有者さんのマインドがどういう方向にあるのかという全体像をつかむ、またそこから詳細に調査はやっていくということは言っています。那賀町は新しい制度をまずやってみようという感じですが。

片山委員 1 ページ目のグラフに、「意向調査を実施した市町村が私有林人工林面積 94%をカバー」とありますが、これだけ見ると私有林人工林面積の 94%が既に意向調査されたように見えるのですが、この辺りはいかがでしょうか。少なくとも当森林組合の管内はそんなにやっていないものですから。

中山課長補佐 ありがとうございます。もちろんそういうことではなく、森林経営管理制度に取り組んでいただいている市町村全体の面積を足し合わせると、全国の市町村の面積に占める割合が 94%になっているということです。特にこれらの森林経営管理制度に取り組んでくださっている市町村の皆様を、当庁としてはしっかり後押しして行く必要があると考えております。片山委員がおっしゃったように、私有林人工林面積の 94%で意向調査をやられているわけではないのですが、そこは説明の一つの表現方法ということで、ご理解いただけますでしょうか。

片山委員 わかりました。それから、2ページ目の右の方のグラフについてです。これは私も意外だったなと思ったのですが、3年度末で33万haの回答があったのですね。その回答があったうちの1/3が市町村に委託を希望するというような感じですよ。私はもっと多いかなという印象だったのですが、全国的にはこんな感じでしょうか。当組合では意向調査を実施すると8～9割は市町村への委託を希望すると返ってきているのですが、全国的に見るとこのような感じで、要するに自分で管理するという人が1/3もおおいでになるということなのではないでしょうか。

中山課長補佐 これは市町村によって、意向調査の位置づけが違っていたりして、一律に言うのが難しいのですが、確かに事例によっては、片山委員がおっしゃったように、ほぼ全ての回答者が市町村への委託を希望する場合がありますし、ここに示されている平均値に落ち着いているところもあります。例えば、北海道は、意外に市町村委託を希望する場合がほとんどないとか、そもそも市町村委託に誘導しないやり方をするとか、などといった場合もありまして、その他色々な条件のものを一緒に集計するとこのような数字になっています。ただ、やはり制度の活用を積極的に進めていらっしゃる市町村の委託希望の割合は高いと思います。そこは間違いありません。

それでは、よろしければ、参考のご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 【3.今後の予定について】

- 中山課長補佐 皆様のご協力により円滑に進みまして、10分程予定よりも早く終わらせていただきした。
- また、今後の予定についてということで、次回は1月に、今年度最終回ということで開催をさせていただきたいと思いますので、また、日程・資料等の調整をさせていただければと思っております。会場はまた東京で開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。最後に植木委員長、一言お願いできますでしょうか。
- 植木委員長 今の経営管理制度の取組状況を見て、なるほど徐々に進んできているのだなということを実感しました。そういうことになりますと、やはり悩みが各市町村多いだろうと、早くこのガイドラインが日の目を見るようなところにもっていければいいと思っております。ありがとうございます。
- 中山課長補佐 皆様、どうもお疲れ様でございました。



